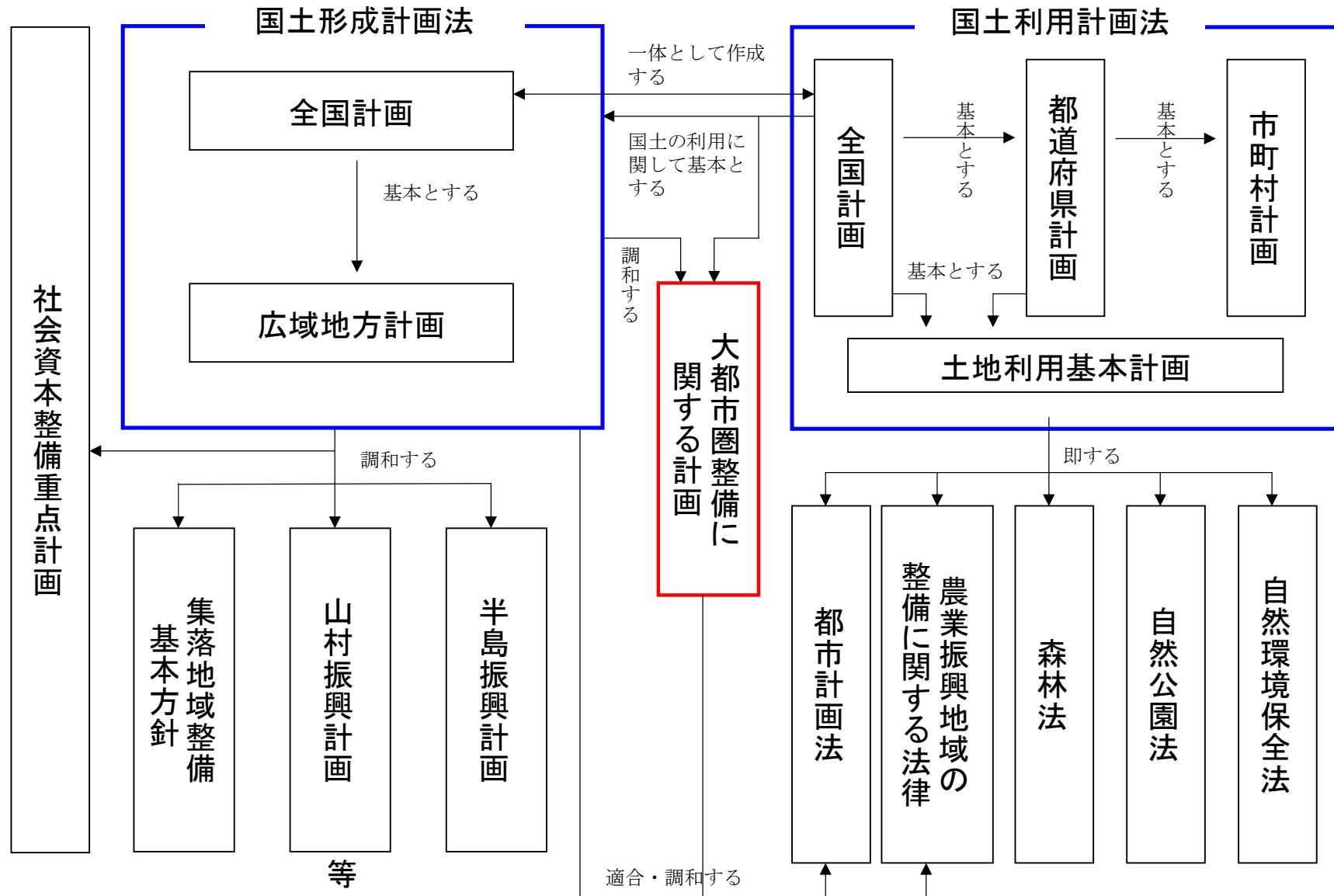


資料 4 参考資料

大都市圏整備制度の見直しについて（論点（案）） Ver. 4 参考資料

ページ	分類	資料名	追加資料	ページ	分類	資料名	追加資料
1	制度	国土に関する諸計画の体系		31, 32	計画	国土形成計画（広域地方計画）と各大都市圏整備計画の比較	
2		大都市圏整備計画の概要		33		首都圏整備関連の法体系	
3		大都市圏整備に係る制度について（政策区域）		34		近畿圏整備関連の法体系	
4		首都圏の政策区域に関する諸制度の概要		35		中部圏開発整備関連の法体系	
5		大都市圏整備に係る制度について（業務核都市）		36		三大都市圏の基本計画等の背景	
6		国の行政機関等の移転		37, 38		首都圏基本計画の策定経緯	
7		国会等の移転に関する主な経緯		39		近畿圏整備計画の策定経緯	
8	人口	三大都市圏及び地方圏の人口移動（転入超過数）の推移		40		中部圏開発整備計画の策定経緯	
9		首都圏の人口推計		41		諸外国の首都圏計画における計画内容（第2回専門委員会資料再掲）	
10		近畿圏の人口推計		42		諸外国の首都圏計画概要 ＜アメリカ ワシントン大都市圏＞	
11		中部圏の人口推計		43		諸外国の首都圏計画概要 ＜イギリス ロンドン大都市圏＞	
12		三大都市圏政策区域の人口推移		44		諸外国の首都圏計画概要 ＜フランス パリ大都市圏＞	
13		三大都市圏の対全国人口シェア推計		45		諸外国の首都圏計画概要 ＜ドイツ ベルリン大都市圏＞	
14		首都圏の主な都市の人口ピラミッド		46		諸外国の首都圏計画概要 ＜オランダ アムステルダム大都市圏＞	
15		「中心部への人口回帰」と「周辺部での人口減少」		47	土地利用	首都圏既成市街地及び近郊整備地帯における人口増減	○
16	集積	圏域別の産業関連諸機能の従事者数等の割合		48		近畿圏既成都市区域及び近郊整備区域における人口増減	○
17		本社・本店数 / シンクタンク数 対全国シェア		49		中部圏都市整備区域における人口増減	○
18		東京圏の法人数等のシェア / 訪日外客訪問地 訪問率（複数回答）		50		高齢化の進展	○
19		三大都市圏における市町村数の状況及び政令指定都市・中核市・特例市の状況		51		首都圏近郊整備地帯における空き家の状況	○
20	生活	鉄道の通勤・通学時の最混雑区間における平均混雑率等の推移		52		将来の人口動向（国立社会保障・人口問題研究所の人口推計）と首都圏近郊整備地帯の自治体の状況	○
21		東京圏の交通混雑		53		大都市圏における大規模低密度利用地の状況について	○
22		首都圏におけるNox環境基準達成状況		54		首都圏近郊整備地帯等における緑地の減少状況	○
23	地方 中枢都市	札幌／仙台都市圏		55		首都圏における水害密度の状況	○
24		広島／福岡都市圏		56		大都市圏に集中する密集市街地	○
25		札幌広域 人口集積		57		三大湾における高潮危険地域	○
26		D I D地区（広島／岩国都市圏）		58		中部圏都市整備区域における水害履歴地の土地利用状況	○
27	社会資本 ストック	D I D地区（福岡都市圏）		59		首都圏の都市環境インフラのグランドデザイン	○
28		社会資本ストックの整備状況（対全国シェア）		60		市町村の財政力と高齢化水準	○
29		社会資本ストックの整備状況（対全国シェア・毎年度の増分）					
30		社会資本ストックの整備状況（補注）					

国土に関する諸計画の体系



大都市圏整備計画の概要

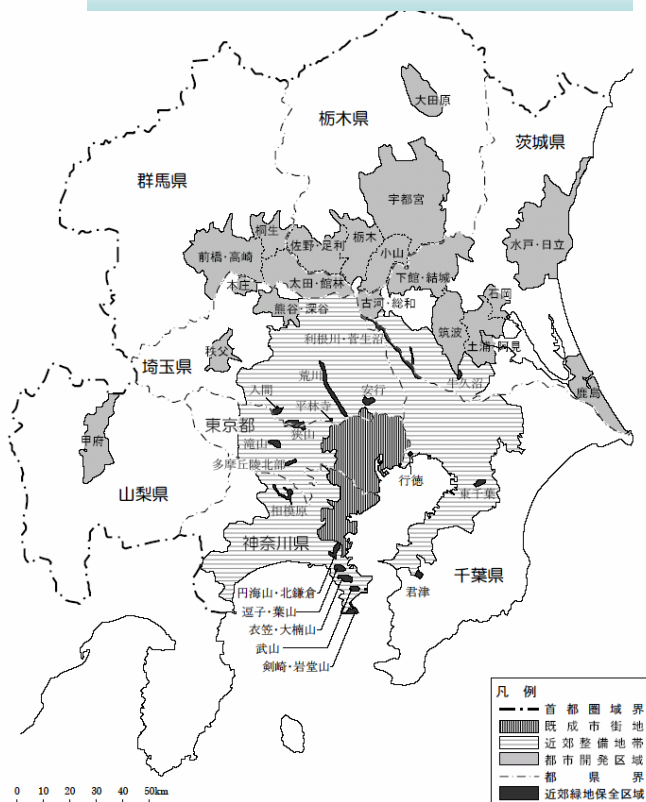
	首都圏	近畿圏	中部圏
根拠法	首都圏整備法（Ｓ３１．４．２６）	近畿圏整備法（Ｓ３８．７．１０）	中部圏開発整備法（Ｓ４１．７．１）
整備計画の推移	昭和３３年 ７月 ４日（第１次） 昭和４３年１０月 ２日（第２次） 昭和５１年１１月１２日（第３次） 昭和６１年 ６月 ５日（第４次） 平成１１年 ３月２６日（第５次）	昭和４０年 ５月１２日（第１次） 昭和４６年 ７月３０日（第２次） 昭和５３年１１月２９日（第３次） 昭和６３年 ２月 １日（第４次） 平成１２年 ３月３０日（第５次）	昭和４３年 ６月２６日（第１次） 昭和５３年１２月２０日（第２次） 昭和６３年 ７月２５日（第３次） 平成１２年 ３月３０日（第４次）
対象区域	東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、茨城県、栃木県、群馬県及び山梨県の１都７県	福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県の２府６県	富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県及び滋賀県の９県
整備計画	首都圏整備計画 （改正前の基本計画） ○大臣決定 ○人口規模、土地利用、その他整備計画の基本的事項を定める ○現行計画（第５次） ・平成１１年３月決定 ・計画期間 平成１１～２７年度 ・目指すべき圏域構造 「分散型ネットワーク構造」 業務核都市など拠点的な都市（広域連携拠点及び地域の拠点）を中心に自立性の高い地域を形成し、相互の機能分担と連携交流を行う構造	近畿圏整備計画 ○大臣決定 ○基本方針、根幹的施設の整備に関する事項を定める ○現行計画（第５次） ・平成１２年３月決定 ・計画期間 概ね１５年 ・目指すべき圏域構造 「多核格子構造」 各都市・地域を活かして「核」を形成し、さらに都市・地域間の重層的な連携によって東西方向、南北方向に格子状に結びついた構造	中部圏開発整備計画 ○大臣決定 ○基本方針、根幹的施設の整備に関する事項を定める ○現行計画（第４次） ・平成１２年３月決定 ・計画期間 概ね１５年 ・目指すべき圏域構造 「世界に開かれた多軸連結構造」 多様で特色ある資源や高度な産業・技術を活かした連携・交流と中部国際空港を活かした重層的な国際交流を推進することで、４つの国土軸と国土軸を連結する６つの圏域軸を形成
建設計画	（改正前の整備計画） ○大臣決定 ○政策区域の整備に関する事項で、その整備に関する根幹的事項を定める ○現行計画 ・平成１３年１０月決定 ・計画期間 平成１３年度～平成１７年度	建設計画 （根拠法：近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律） ○知事作成・大臣同意 ○政策区域ごとに、人口、産業の規模、土地利用、施設整備の大綱を定める ○現行計画 ・平成１３年１０月決定 ・計画期間 平成１３年度～平成１７年度	建設計画 （根拠法：中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法律） ○知事作成・大臣同意 ○政策区域ごとに、基本構想、人口、産業の規模、土地利用、施設整備の大綱を定める ○現行計画 ・平成１３年１０月決定 ・計画期間 平成１３年度～平成１７年度

※国土総合開発法の抜本改正により、首都圏の基本計画と整備計画を統合し、首都圏整備計画に一本化²

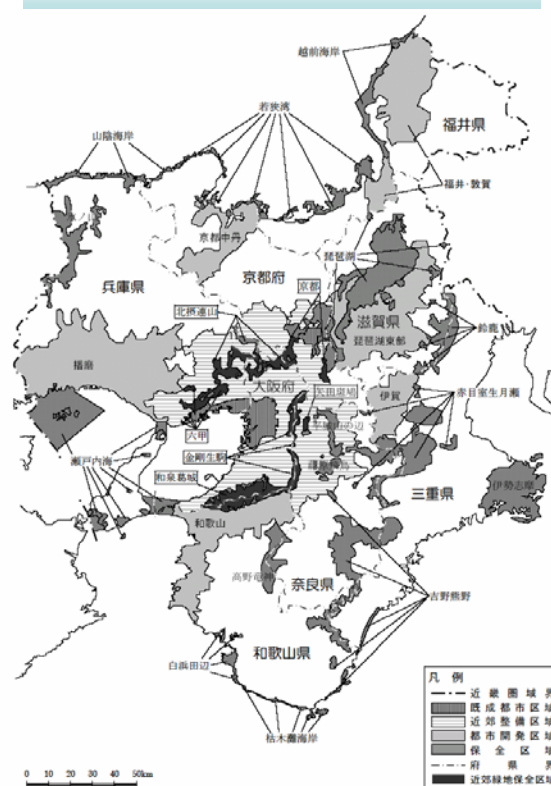
大都市圏整備に係る制度について(政策区域)

- **既成市街地等** ...産業及び人口の過度の集中を防止し、かつ都市の機能の維持及び増進を図る必要がある市街地の区域
- **近郊整備地帯等** ...既成市街地等の近郊でその無秩序な市街地化を防止するため、計画的に市街地を整備し、あわせて緑地を保全する必要がある区域
- **都市開発区域** ...既成市街地への産業及び人口の集中傾向を緩和し、首都圏の地域内の産業及び人口の適正な配置を図るため、国土交通大臣が工業都市、住宅都市その他の都市として発展することを適当として指定する区域

○首都圏(昭和32年12月～)



○近畿圏(昭和40年5月～)



○中部圏(昭和43年11月～)



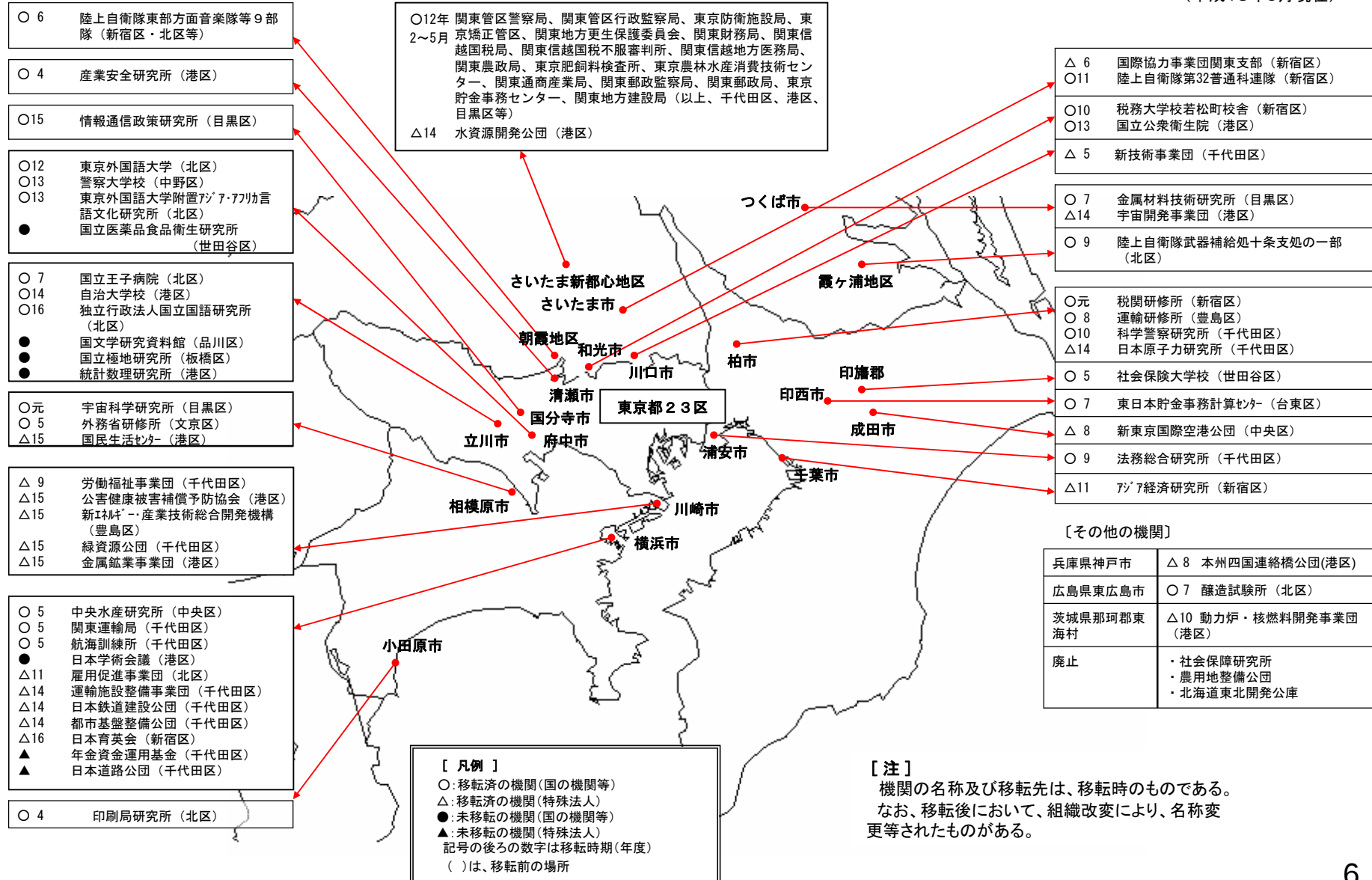
首都圏の政策区域に関する諸制度の概要

	都市計画		工業団地	財特	税制	
既成市街地	○都道府県が定める都市計画の範囲の拡大（用途地域等） ○線引き義務	○都道府県が定める都市計画の大臣同意			○事業用資産の買換特例＜追出＞	○事業所税 ○市街化区域内農地に対する宅地並み課税
近郊整備地帯	○開発許可の規模要件の厳格化		○工業団地造成事業に係る市街地開発事業等予定区域に関する都市計画	○都府県に対する起債充当率のかさ上げ ○都府県に対する利子補給 ○市町村に対する補助率のかさ上げ		○中高層耐火共同住宅建設のための土地等の買換・交換特例
都市開発区域					○事業用資産の買換特例＜受入＞ ○固定資産税、不動産取得税の不均一課税に伴う地方交付税による減収補てん措置 ○特別土地保有税の非課税	

※ このほか、首都高は首都圏整備法に基づき基本計画を定める（首都高法第30条第1項）

国の行政機関等の移転

(平成18年3月現在)



国会等の移転に関する主な経緯

○ 審議会答申までの動き

国会等の移転に関する決議 (H2. 11 衆・参本会議で採択)

衆・参 国会等の移転に関する特別委員会 設置 (H3. 8)

国会等の移転に関する法律 (H4. 12施行、議員立法)

国会等移転調査会 設置

(移転の対象の範囲、移転先の選定基準等について調査審議)
(H5. 4 総理府に設置)

国会等移転調査会報告 (H7. 12)

→内閣総理大臣から国会に報告

国会等の移転に関する法律の一部改正 (H8. 6 施行、議員立法)

国会等移転審議会 設置

(国会等の移転先の候補地の選定等について調査審議)
(H8. 12 総理府に設置)

国会等移転審議会答申 (H11. 12)

→内閣総理大臣から国会に報告

- ・移転先候補地として、北東地域の「栃木・福島地域」又は東海地域の「岐阜・愛知地域」を選定する。
- ・「三重・畿央地域」は、他の地域にない特徴を有しており、将来新たな高速交通網等が整備されることになれば、移転先候補地となる可能性がある。

○ 答申後の国会の動き

衆議院 国会等の移転に関する特別委員会

参議院 国会等の移転に関する特別委員会

H12. 5. 18 決議

答申を踏まえ、移転先候補地の絞り込みを行い、2年を目途にその結論を得る。

※ 国会等の移転に関する特別委員会は、衆参とも第156回国会(H15. 7会期末)の後は設置されていない。

H15. 5. 28 中間報告 (5.29本会議報告)

過去12年間にわたる議論を通じ、委員会
の大半の意見は「移転を実現すべし」とする
ものであった。

最終段階における議論としては、直ちに
国会等の移転を決すべきとの意見もあった
が、社会経済情勢の変化を十分に踏まえ、
移転の規模・形態等について、さらに議論を
続けるべきとの方向であり、特に、審議会答
申を基本とした上で、国会等を分散して移
転すべきとの新たな発想が示された。

両院の密接な連携の下に検討を進め結
論を得られるよう要請する。

H15. 6. 11 中間報告 (6.13本会議報告)

直ちに移転すべきかどうかについては、
議論が収斂するには至らなかった。

しかし、大地震等にさらされた場合、深刻
な危機を招来することになりかねないことから
、本委員会としては、今日の経済財政情勢、
国民の合意形成の状況等を勘案し、防災対
応機能、危機管理機能の中枢を優先して移
転させるとともに、その他の機能についても、
移転先を決定し、移転を実施すべきものと考
える。

引き続き、両院の密接な連携の下に議論
を進めることが必要と考える。

国会等の移転に関する政党間両院協議会 設置 (H15. 6. 16) (これまでに15回開催)

事務局 (H17設置) : 衆議院 (災害対策調査室、国土交通調査室)、
参議院 (内閣調査室、国土交通調査室)

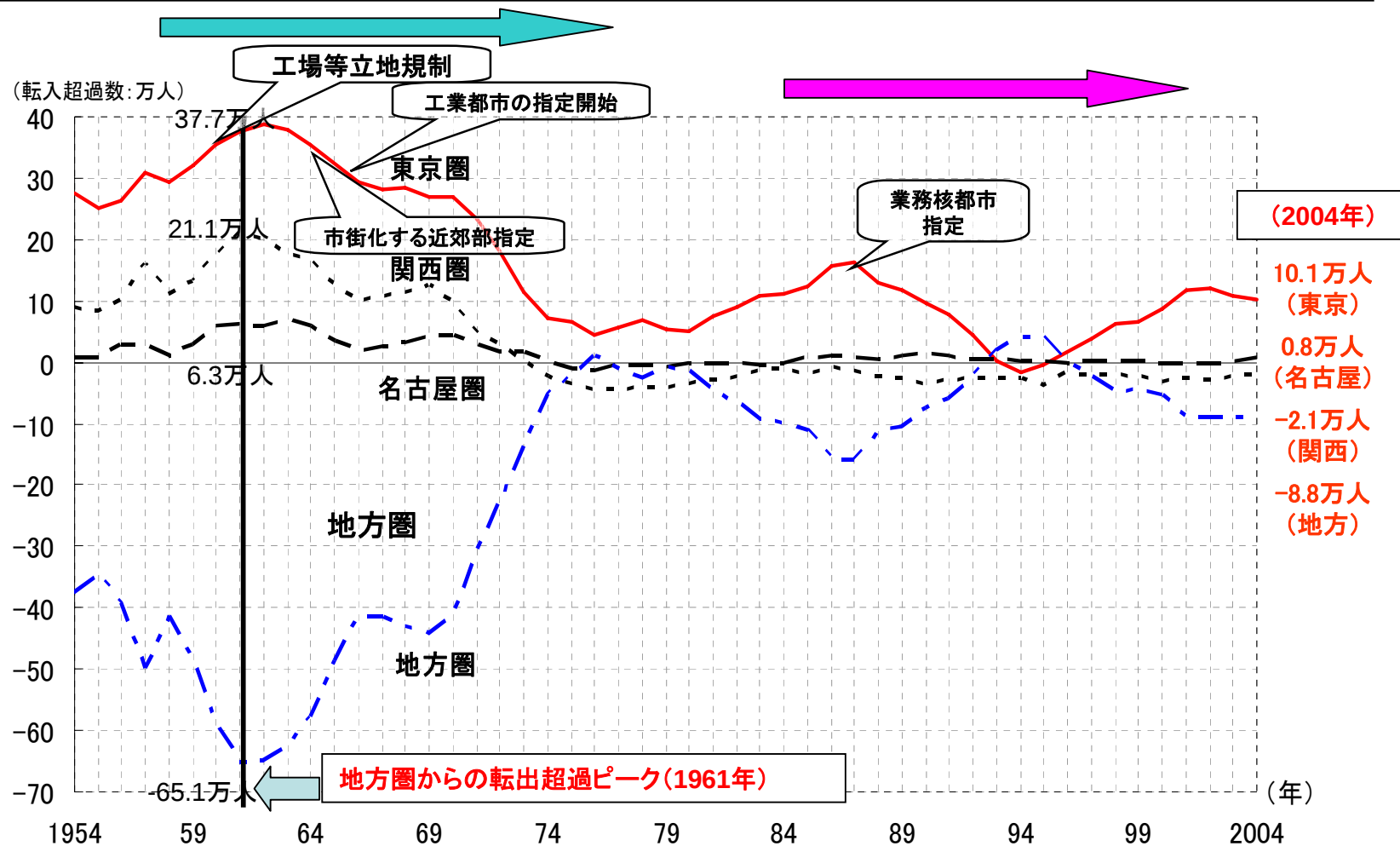
「座長とりまとめ」 (H16. 12. 22) →衆・参の議院運営委員長に報告

「国会の意思を問う方法」について検討を重ねてきたが、国会等の移転は、国と地方の新た
な関係、防災、危機管理のあり方など、密接に関連する諸問題に一定の解決の道筋が見えた
後、大局的な観点から検討し、意思決定を行うべきものであるとの意見が多くを占めた。

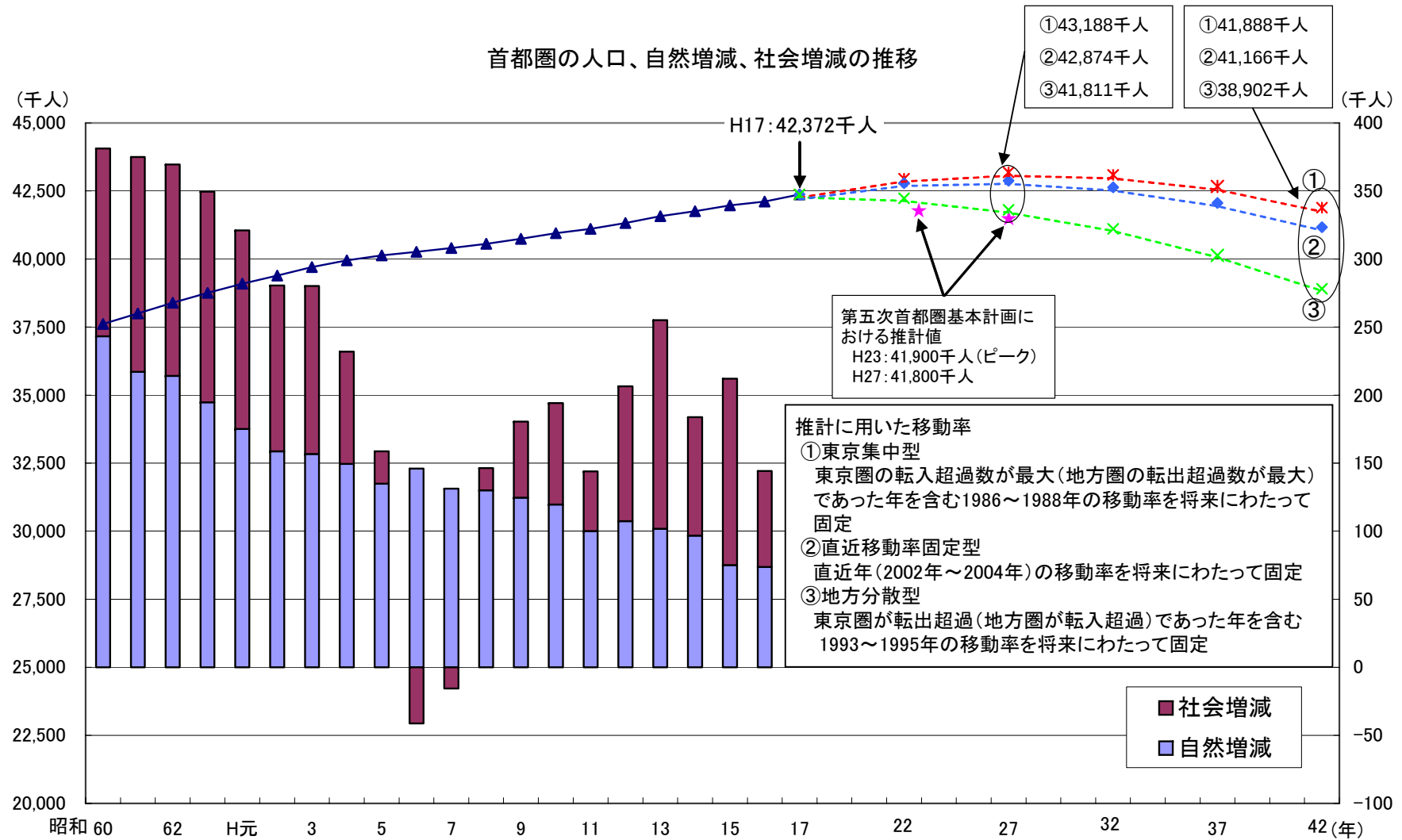
当協議会としては、今後は、上記意思決定に向けた議論に資するため、分散移転や防災、
とりわけ危機管理機能(いわゆるバックアップ機能)の中枢の優先移転などの考え方を深めるた
めの調査、検討を行うこととする。

三大都市圏及び地方圏の人口移動(転入超過数)の推移

地方圏から三大都市圏への人口流入は、1961年の65.1万人をピークに収束傾向にあり、2004年には8.8万人まで減少している。



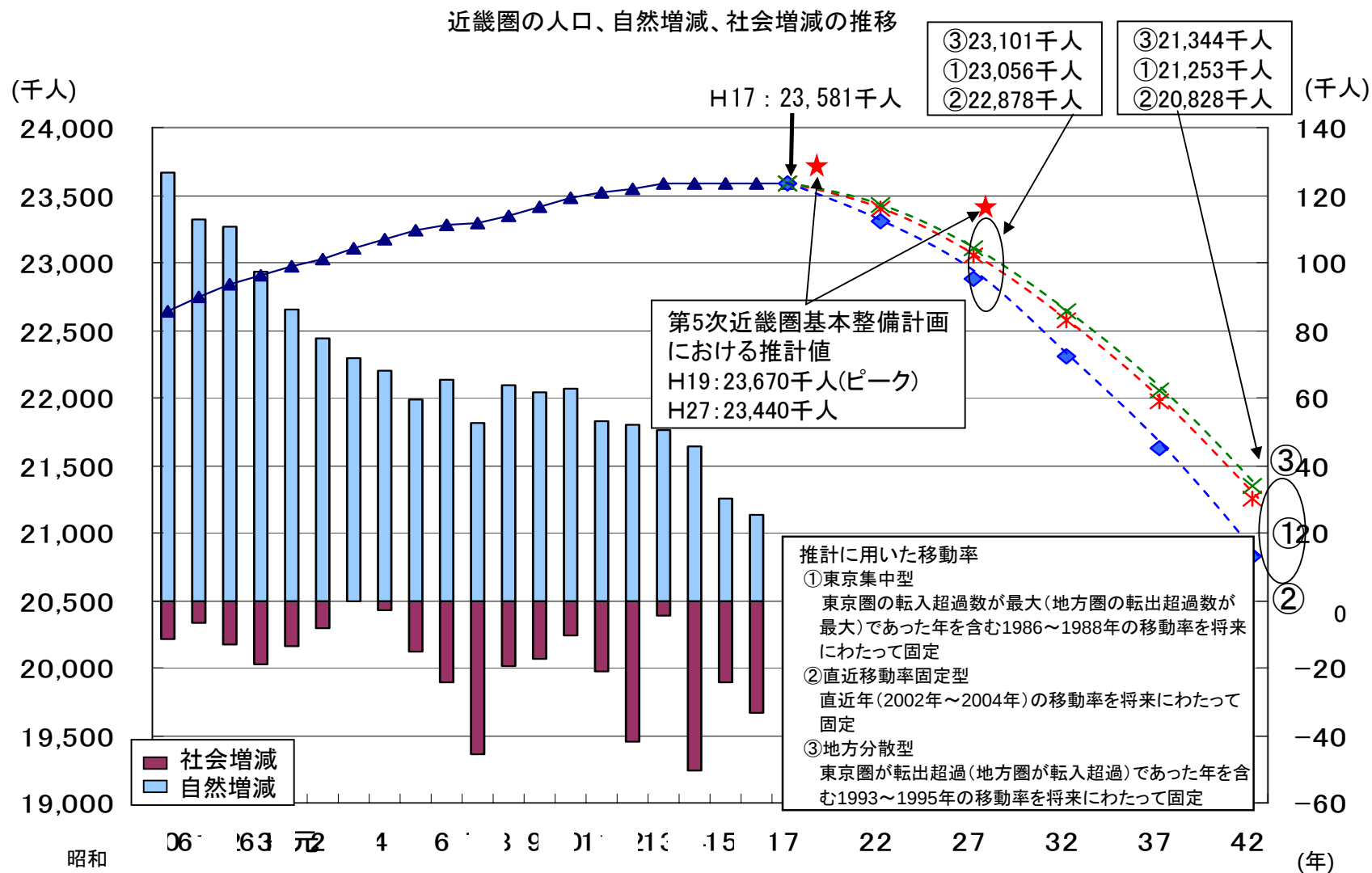
首都圏の人口推計



資料: 国勢調査及び10月1日推計人口(総務省)、都道府県別将来推計人口(国立社会保障・人口問題研究所)及び国土交通省国土計画局資料より作成

(注)首都圏＝東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、茨城県、栃木県、群馬県及び山梨県の1都7県

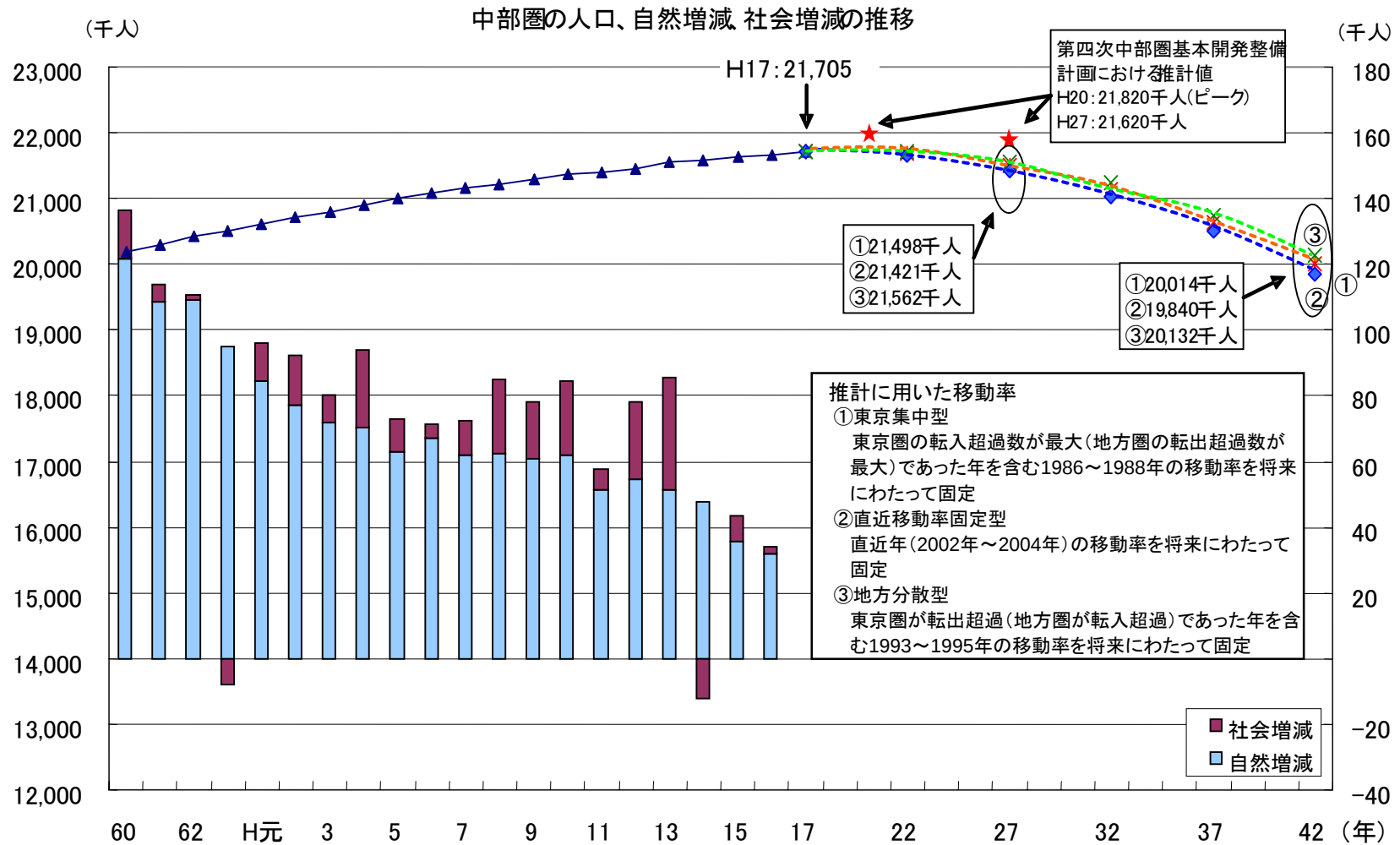
近畿圏の人口推計



資料: 国勢調査及び10月1日推計人口(総務省)、都道府県別将来推計人口(国立社会保障・人口問題研究所)及び国土交通省国土計画局資料より作成

(注) 近畿圏=京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、滋賀県、三重県、福井県の2府6県

中部圏の人口推計



資料: 国勢調査及び10月1日推計人口(総務省)、都道府県別将来推計人口(国立社会保障・人口問題研究所)及び国土交通省国土計画局資料より作成

(注)中部圏＝富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県及び滋賀県の9県

三大都市圏の対全国人口シェア推計

	対全国シェア(%)		2005年人口を 100とした時の2030年 人口の指数
	2005年	2030年	
東京圏	27.0	29.6	110
関西圏	14.5	14.1	98
名古屋圏	8.8	9.1	104
地方圏	49.8	47.2	95

※ 東京圏 : 東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県
 関西圏 : 大阪府、京都府、兵庫県、奈良県
 名古屋圏 : 愛知県、岐阜県、三重県
 地方圏 : 上記三圏以外の都道府県

資料: 大計課推計結果(2006年3月)②直近移動率固定型による。

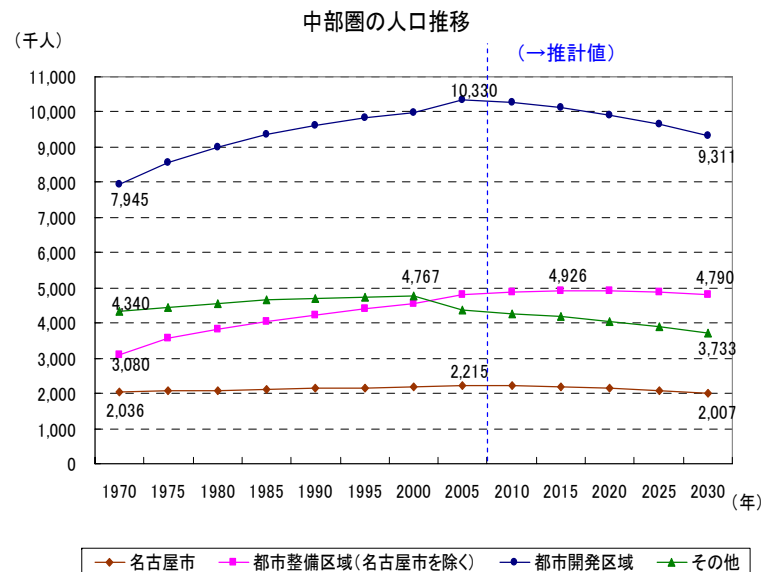
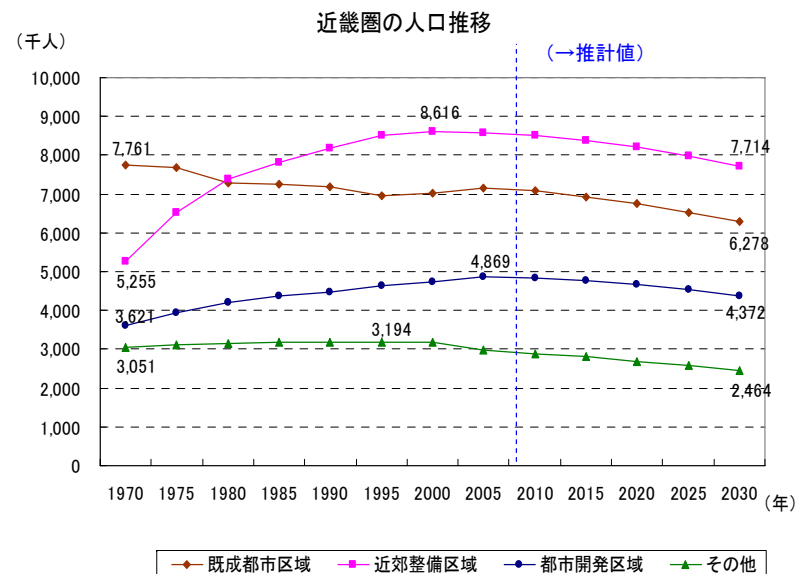
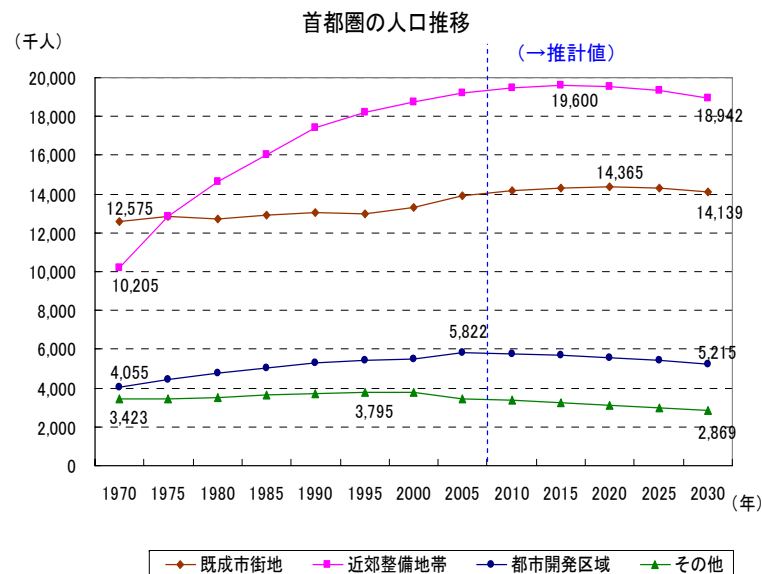
(注) 推計方法

生残率と出生率は、社人研仮定値(2002年3月推計)を近年の実績値(2000.10～2004.9)を踏まえて独自に補正した。

移動率は、新たに2002～2004年の移動率が将来も続くと仮定した。また、2005年値は同年国勢調査要計表人口で合計調整した。

(2005年国勢調査速報値ベースの推計)

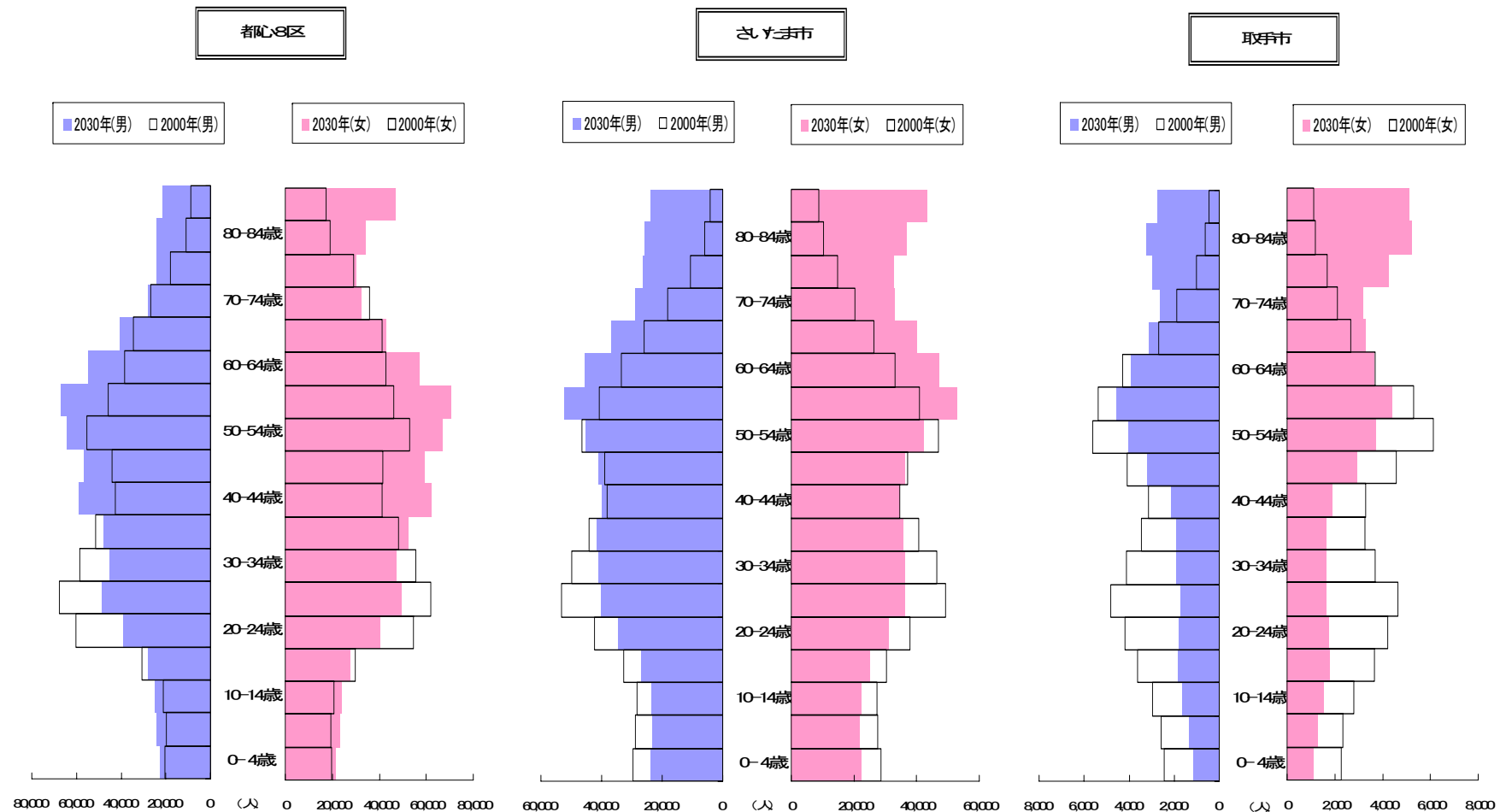
三大都市圏政策区域の人口推移



(資料)

2005年人口までは国勢調査（総務省）、2010年以降人口は国土交通省国土計画局大都市圏計画課推計結果(2006年3月推計、②直近移動率固定型)による。

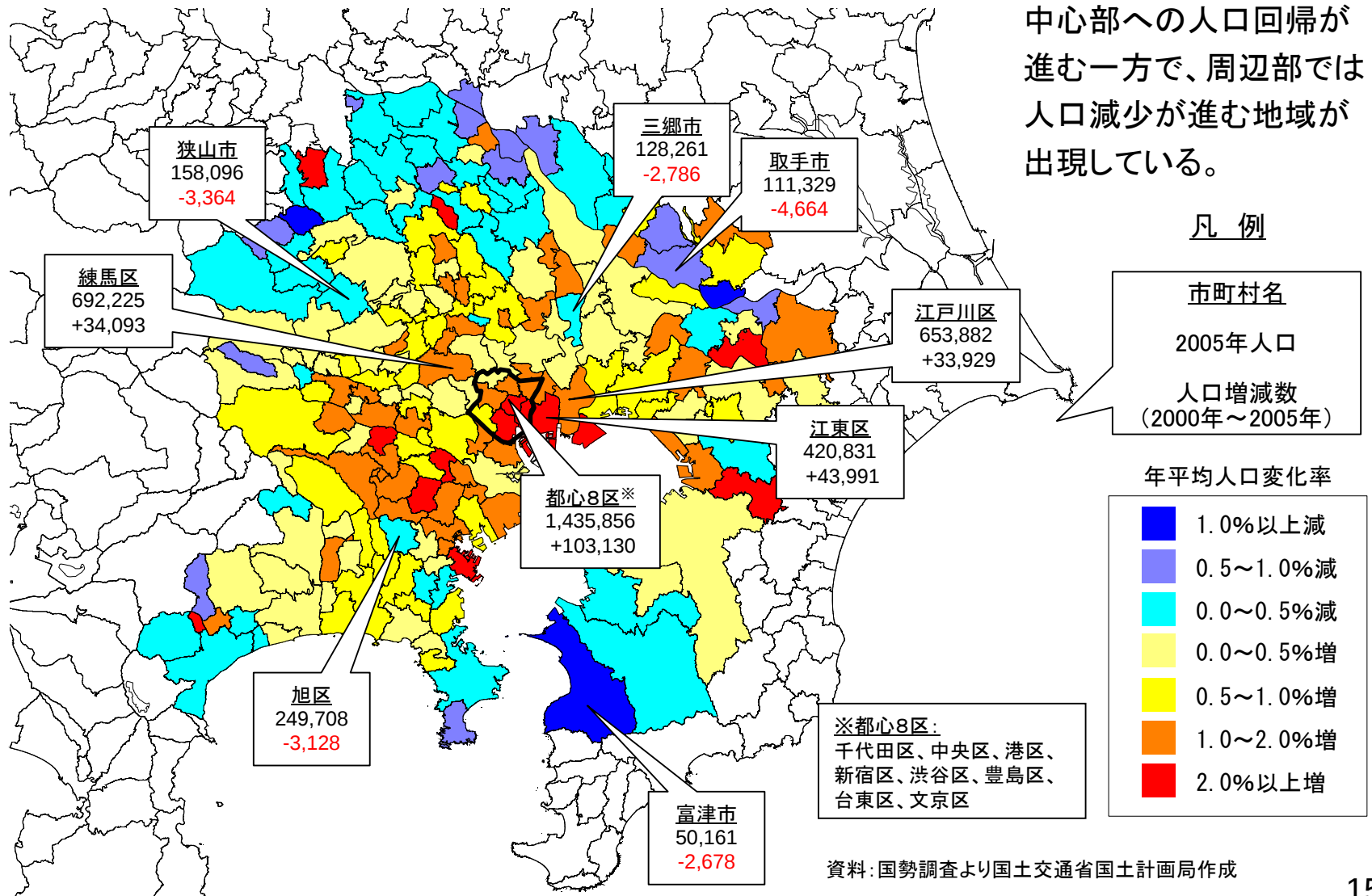
首都圏の主な都市の人口ピラミッド



資料: 2000年人口は国勢調査、2030年人口は国土交通省国土計画局大都市圏計画課推計結果(直近移動率固定型)

「中心部への人口回帰」と「周辺部での人口減少」

既成市街地及び近郊整備地帯人口変化（2000-2005）



資料：国勢調査より国土交通省国土計画局作成

圏域別の産業関連諸機能の従業者数等の割合

産業関連諸機能の分布を、三大都市圏と地方圏の従業者数等の割合でみると、国際、情報等の高次機能が東京圏に集中しており、情報機能はこのところ集中度合いを高めている。

(1) 金融（国内銀行貸出残高） (%)

	1955年	1965年	1975年	1985年	1995年	2005年
三大都市圏	72.2	77.9	76.9	77.0	74.5	70.2
（東京圏）	38.7	46.9	49.2	53.4	52.0	48.9
（関西圏）	24.8	23.4	21.3	18.2	17.0	15.4
（名古屋圏）	8.7	7.7	6.5	5.4	5.5	6.0
地方圏	27.8	22.1	23.1	23.0	25.5	29.8

（出典）日本銀行「金融経済統計月報」をもとに国土交通省国土計画局作成。

- （注） 1. 各年9月末現在。
2. 1955年、65年は沖縄県を除く。

(2) 国際（外国法人数） (%)

	1965年	1975年	1985年	1995年	1999年	2004年
三大都市圏	99.0	96.2	96.0	96.0	96.9	93.4
（東京圏）	84.5	86.4	87.6	87.5	90.1	85.4
（関西圏）	13.7	9.3	7.7	7.5	5.9	5.7
（名古屋圏）	0.8	0.5	0.7	0.9	0.9	2.3
地方圏	1.0	3.8	4.0	4.0	3.1	6.6

（出典）国税庁「国税庁統計年報」をもとに国土交通省国土計画局作成。

- （注）1965年、75年は沖縄県を除く。

(3) 情報（情報サービス・調査、広告業従業者数） (%)

	1969年	1975年	1986年	1991年	1996年	1999年	2004年
三大都市圏	77.5	75.5	76.7	75.0	75.2	75.6	77.7
（東京圏）	52.5	53.5	57.5	55.2	55.1	56.0	59.3
（関西圏）	19.3	16.8	14.2	14.5	14.3	13.8	12.9
（名古屋圏）	5.7	5.2	4.9	5.3	5.8	5.9	5.4
地方圏	22.5	24.5	23.3	25.0	24.8	24.4	22.3

（出典）総務省「事業所・企業統計調査」をもとに国土交通省国土計画局作成。

- （注） 1. 1969年は沖縄県を除く。
2. 1991年については、長崎県島原市、深江町は調査の対象から除かれている。
3. 1999年の調査対象は民営事業所のみ。
4. 2004年の調査項目は「情報サービス」、「広告従業者数」。

(4) 対事業所サービス（産業連関表「対事業所サービス」の範囲の産業（除情報）従業者数） (%)

	1966年	1975年	1986年	1991年	1996年	1999年	2004年
三大都市圏	57.9	56.0	57.6	59.2	59.1	58.9	58.1
（東京圏）	35.2	33.0	34.9	36.1	36.2	35.4	35.5
（関西圏）	15.2	15.7	15.5	15.5	15.2	14.9	14.0
（名古屋圏）	7.6	7.3	7.3	7.6	7.7	8.6	8.7
地方圏	42.1	44.0	42.4	40.8	40.9	41.1	41.9

（出典）総務省「事業所・企業統計調査」をもとに国土交通省国土計画局作成。

- （注） 1. 1966年は沖縄県を除く。
2. 1991年については、長崎県島原市、深江町は調査の対象から除かれている。
3. 1999年の調査対象は民営事業所のみ。

(5) 業務管理（資本金10億円以上の本社数） (%)

	1955年	1965年	1975年	1985年	1995年	1999年	2004年
三大都市圏	89.9	89.3	83.9	83.1	81.6	79.1	79.2
（東京圏）	63.3	61.1	58.4	59.4	58.5	56.0	58.0
（関西圏）	23.7	22.5	20.1	18.3	17.2	16.7	14.9
（名古屋圏）	3.0	5.7	5.4	5.5	5.9	6.4	6.3
地方圏	10.1	10.7	16.1	16.9	18.4	20.9	20.8

（出典）国税庁「国税庁統計年報」をもとに国土交通省国土計画局作成。

- （注）1955年、65年、75年は沖縄県を除く。

(6) 研究開発（学術研究機関従業者数） (%)

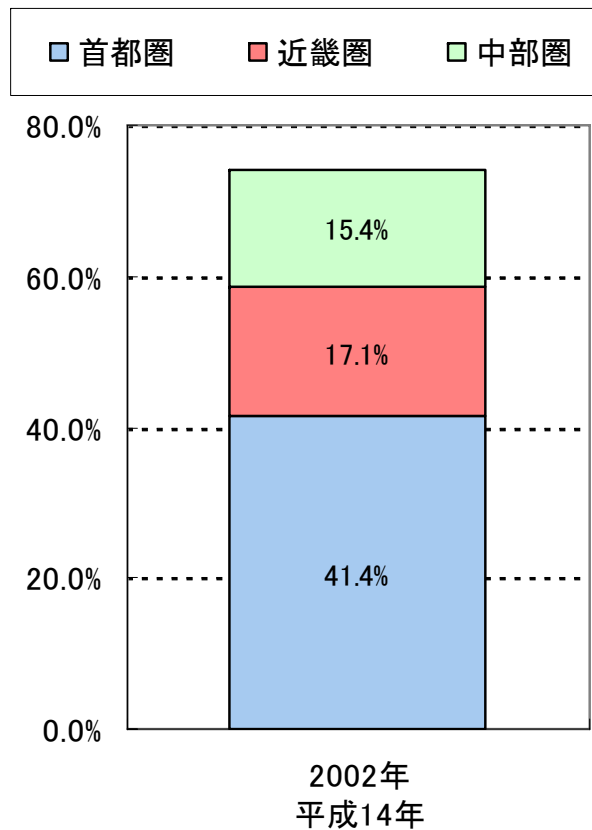
	1966年	1975年	1986年	1991年	1996年	1999年	2004年
三大都市圏	64.7	66.9	65.0	61.7	63.6	71.2	69.1
（東京圏）	45.8	49.2	46.5	41.6	45.7	53.5	53.3
（関西圏）	14.0	13.5	13.8	15.2	12.6	13.3	11.5
（名古屋圏）	4.9	4.2	4.8	4.9	5.2	4.4	4.3
地方圏	35.3	33.1	35.0	38.3	36.4	28.8	30.9

（出典）総務省「事業所・企業統計調査」をもとに国土交通省国土計画局作成。

- （注） 1. 1966年は沖縄県を除く。
2. 1991年については、長崎県島原市、深江町は調査の対象から除かれている。
3. 1999年の調査対象は民営事業所のみ。
4. 2004年の調査項目は「学術・開発研究機関従業者数」。

本社・本店数 / シンクタンク数 対全国シェア

○本社・本店数



資料：国税庁「国税庁統計年報書」

総合研究開発機構（NIRA）「シンクタンク年報」に掲載されたシンクタンク数

	2004年	割合
東京圏	168	56.9%
名古屋圏	11	3.7%
関西圏	38	12.9%
地方圏	78	26.4%
全国計	295	—

出典：日本政策投資銀行「2005年度版地域ハンドブック」をもとに
国土交通省国土計画局作成

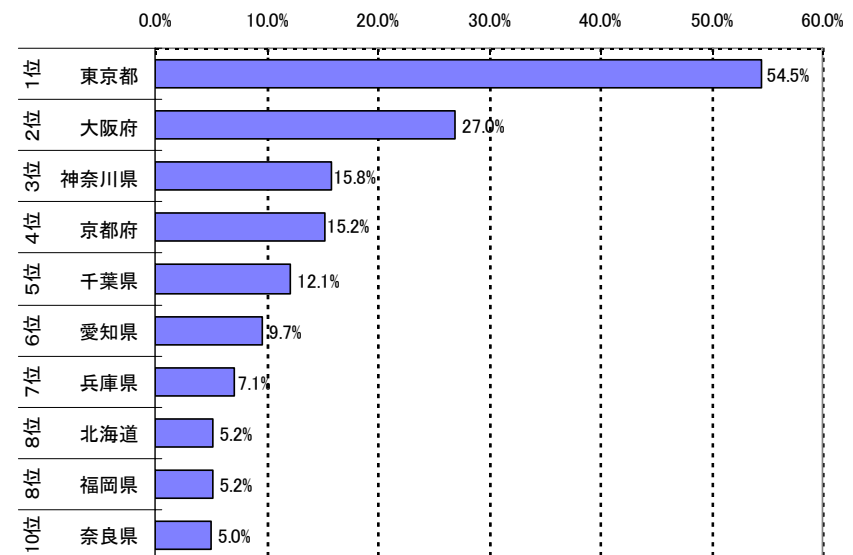
東京圏の法人数等のシェア ／ 訪日外客訪問地 訪問率(複数回答)

○法人数等のシェア

資本金10億円以上の の本社数	58.0%
所得金額	51.1%
外国人法人数	85.4%

資料: 国税庁統計情報(法人税, 2004年度分)より作成

○訪日外客訪問地 訪問率 (複数回答)



出典 国際観光振興機構(JNTO)「訪日外国人旅行者調査」

資料)「数字でみる観光」 1998、2003、2005

三大都市圏における市町村数の状況及び政令指定都市・中核市・特例市の状況

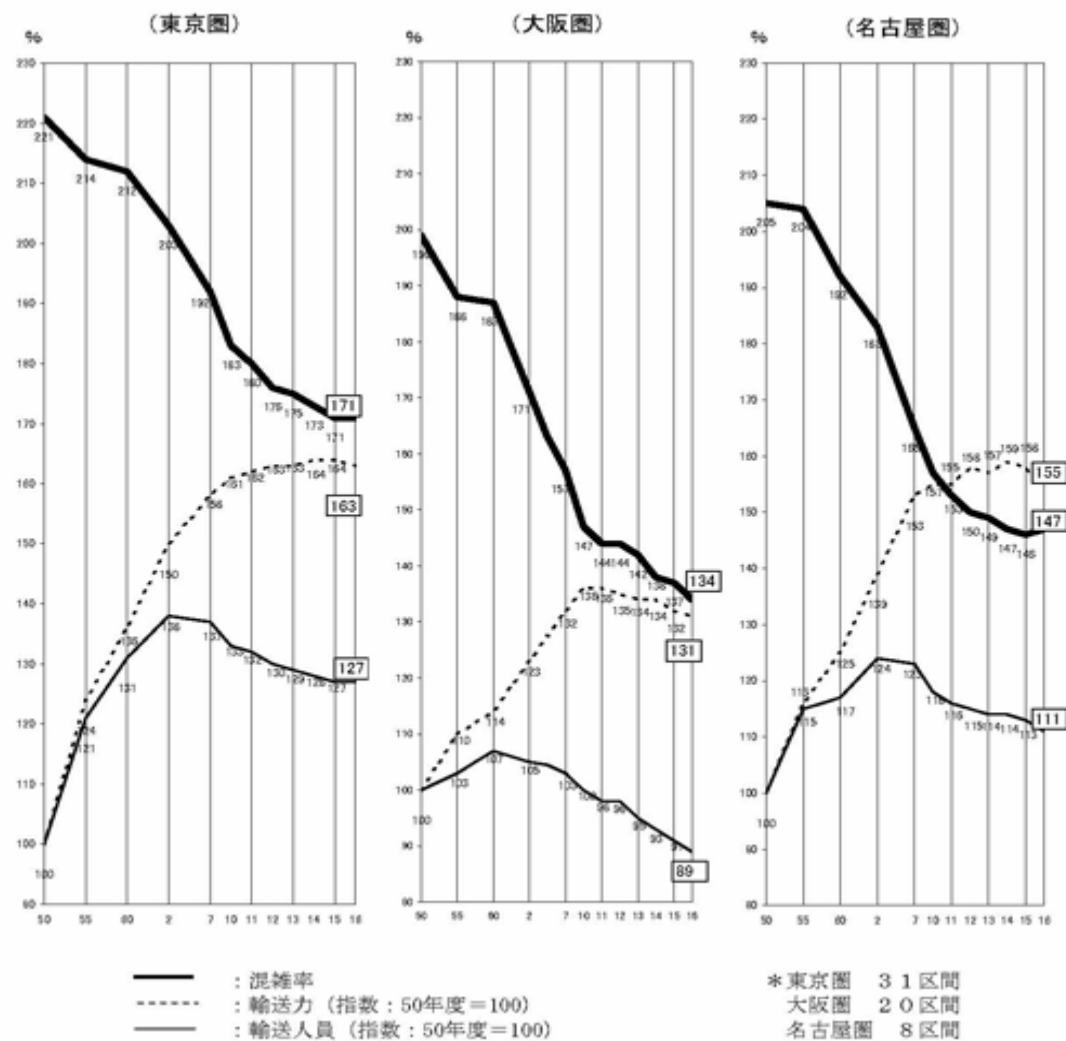
○市町村数の状況(市数は政令指定都市を含み、特別区を含まない。)

	市	町	村	(市町村計)																									
				全国	首都圏	近畿圏	中部圏	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	山梨県	富山県	石川県	長野県	岐阜県	静岡県	愛知県	福井県	三重県	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県
H7.4.1. 現在	663	1,994	577	3,234	519	430	611	86	49	70	92	80	41	37	64	35	41	120	99	74	88	35	69	50	44	44	91	47	50
H18.4.1. 現在	779	844	197	1,820	346	253	334	44	33	39	71	56	39	35	29	15	19	81	42	42	63	17	29	26	28	43	41	39	30

○政令指定都市・中核市・特例市の状況(H18.4.1.現在。括弧内の数値はH17国勢調査要計表人口(単位:万人)。)

	全国	首都圏	近畿圏	中部圏	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	山梨県	富山県	石川県	長野県	岐阜県	静岡県	愛知県	福井県	三重県	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県
政令指定都市 (人口50万以上で政令で指定する市。人口その他都市としての規模、行財政能力等において既存の指定都市と同等の実態を有するとみられる都市を指定。)	15	4	4	2				さいたま(118)	千葉(92)		横浜(358)、川崎(133)						静岡(70)	名古屋(222)				京都(147)	大阪(263)、堺(83)	神戸(153)		
中核市 (人口30万以上で政令で指定する市。ただし、人口が50万未満の場合は、面積100km以上であること。)	36	5	5	8		宇都宮(46)		川越(33)	船橋(57)		横須賀(43)、相模原(63)		富山(42)	金沢(45)	長野(38)	岐阜(40)	浜松(80)	豊田(41)、豊橋(37)、岡崎(35)					高槻(35)、東大阪(51)	姫路(48)	奈良(37)	和歌山(38)
特例市 (人口20万以上で政令で指定する市。)	39	13	14	8	水戸(26)		前橋(32)、高崎(25)	川口(48)、所沢(34)、越谷(32)、草加(24)			小田原(20)、大和(22)、平塚(26)、厚木(22)、茅ヶ崎(23)	甲府(19)			松本(23)		沼津(21)、富士(24)	春日井(30)、一宮(37)	福井(25)	四日市(30)	大津(30)		豊中(39)、吹田(35)、枚方(40)、茨木(27)、八尾(27)、寝屋川(24)、岸和田(20)	尼崎(46)、明石(29)、加古川(27)、宝塚(22)		

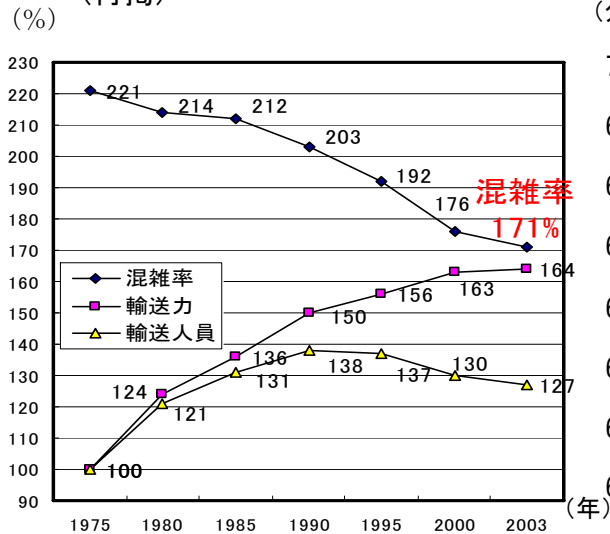
鉄道の通勤・通学時の最混雑区間における平均混雑率等の推移



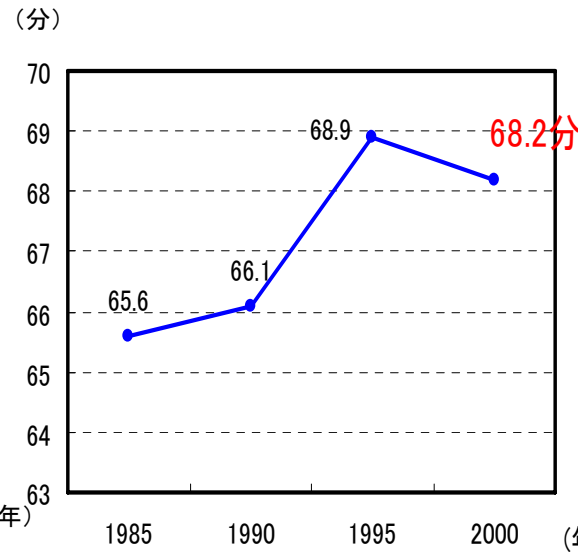
出典：国土交通省ホームページ

東京圏の交通混雑

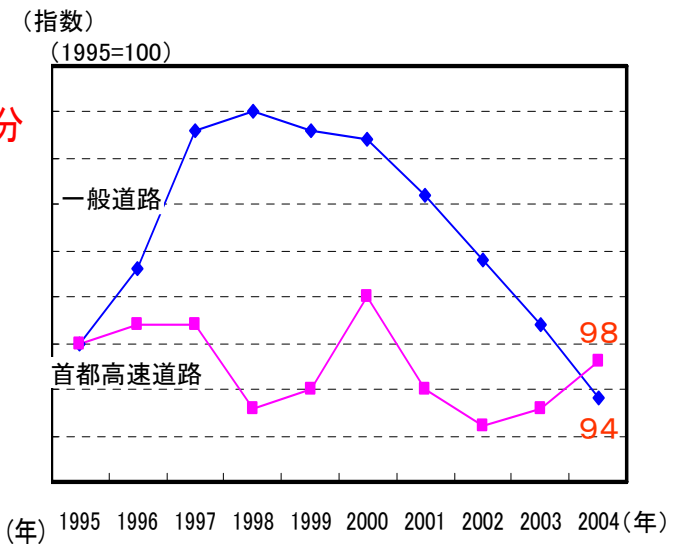
東京圏における、鉄道の通勤・通学時の最混雑区間の平均混雑率・輸送力・輸送人員
(再掲)



東京圏における、鉄道定期券利用者の平均通勤・通学所要時間



東京都における一般道路・首都高速道路の交通渋滞発生状況
(平日昼間渋滞距離/h)



(出典)国土交通白書(平成16年度)、国土交通省「H14大都市交通センサス調査」、警視庁交通部「都内の交通渋滞統計」をもとに国土交通省国土計画局作成。

(注)

- 輸送力及び輸送人員: 1975年を100とした値。
- (混雑率) = (輸送人員) / (輸送力) * 100で算定され、概ね以下のような 状況となる。
 100% : 定員乗車(座席につか、吊革につかまるか、ドア付近の柱につかまることができる。
 150% : 広げて楽に新聞を読める。
 180% : 折りたたむなど無理をすれば新聞を読める。
 200% : 体がふれあい相当圧迫感があるが、週刊誌程度なら何とか読める。
 250% : 電車がゆれるたびに体が斜めになって身動きができず、手も動かせない。
- 調査対象圏域: 東京圏とは東京駅を中心に半径50kmの区間のうち主要 31区間による。

(注)

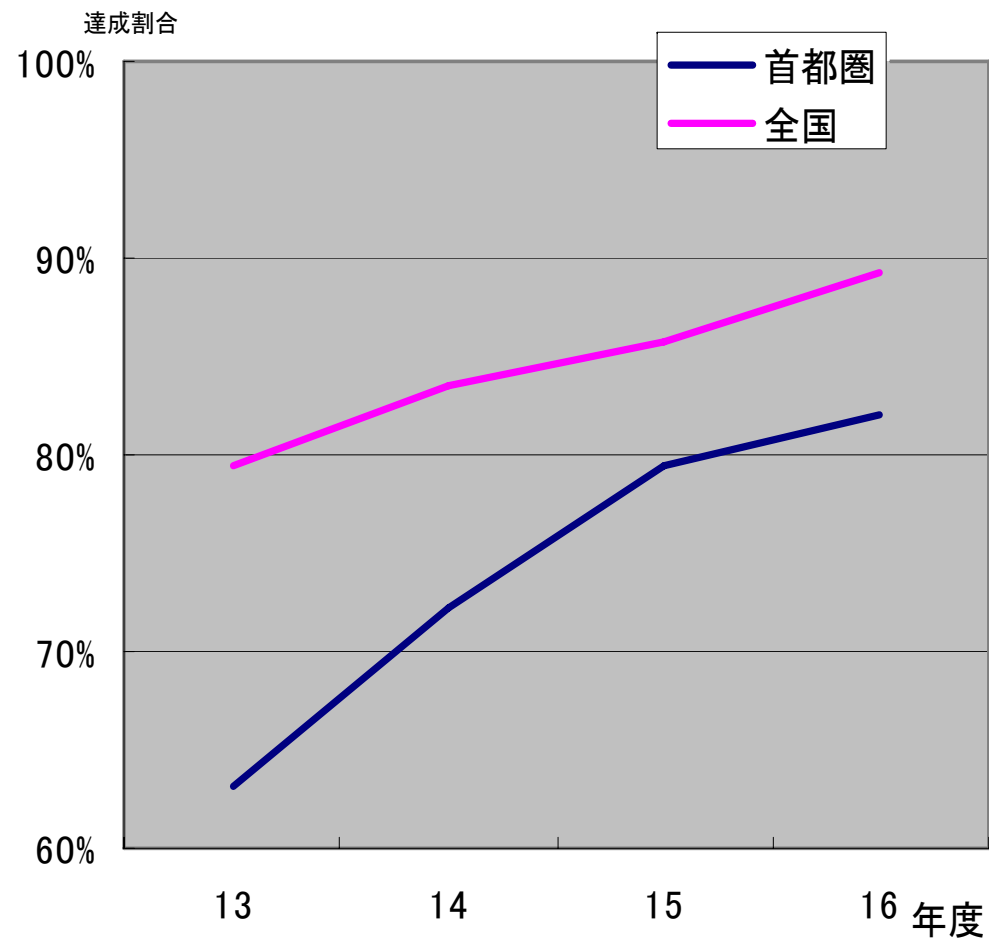
調査対象圏域:
東京駅まで鉄道所要時間が2時間以内。また、東京都23区への通勤・通学者比率が3%以上かつ通勤・通学者が500人以上、さらにこれらの行政区と連担する地域も考慮。

(注)

交通渋滞発生状況:

1月1日～12月31日の期間、午前7時～午後7時までの12時間の東京都内一般道路、首都高速道路における調査による。道路上の車両交通が滞り、走行速度が20km/h未満になった状態を「渋滞」とする。

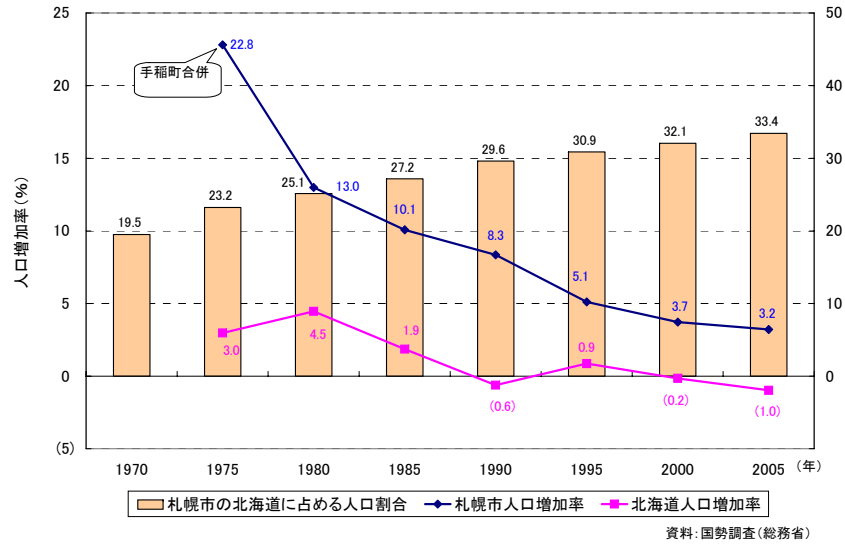
首都圏におけるNoxの環境基準達成状況



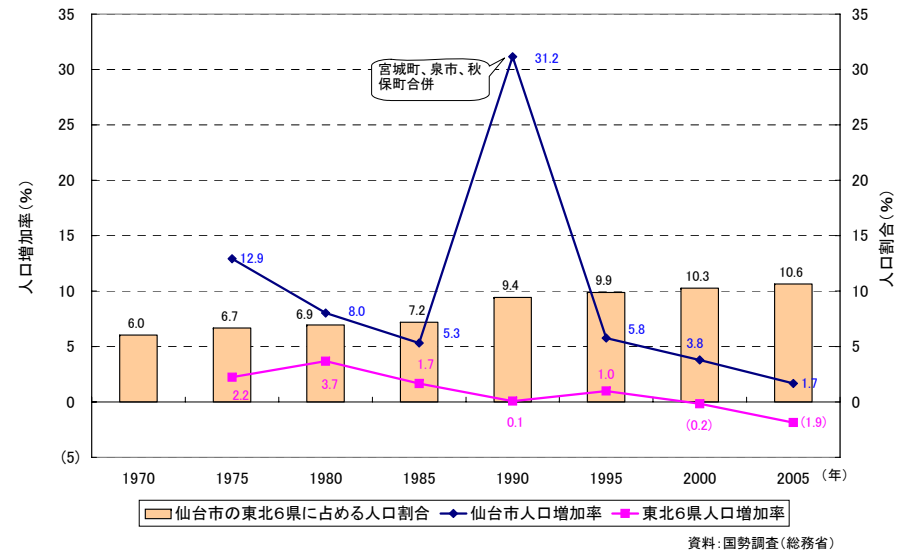
資料: 大気汚染状況報告書(環境省)

札仙広福 人口集積

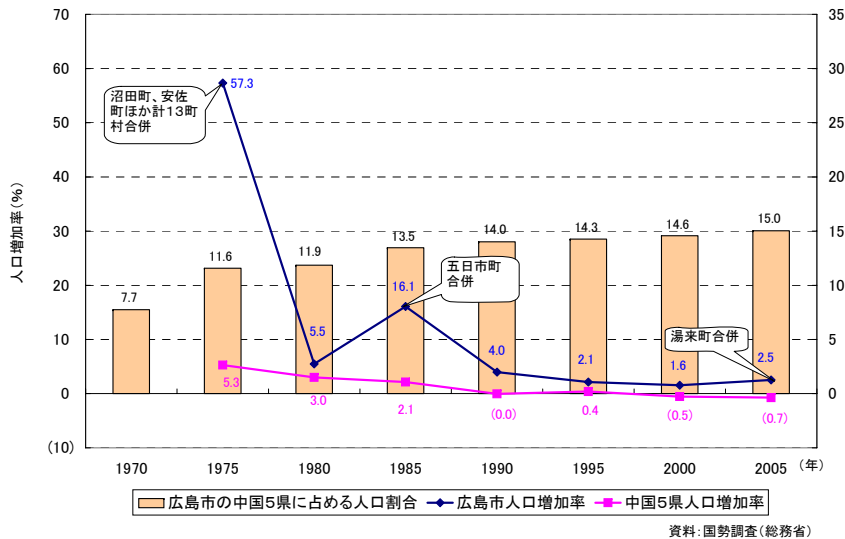
札幌市の人口増加率と人口割合



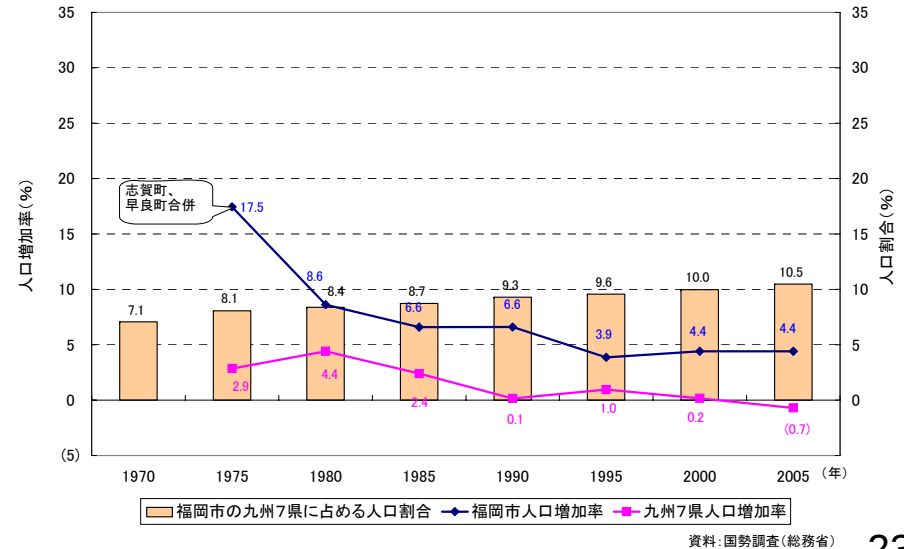
仙台市の人口増加率と人口割合



広島市の人口増加率と人口割合



福岡市の人口増加率と人口割合



札幌／仙台都市圏



(都市圏の設定)

1. 核都市の設定方法

- a) 人口10万人以上で、昼間人口/夜間人口が1.00以上の都市を核都市とする。
- b) ただし、a) の都市で、距離が20 km以内のものは、1つにまとめる。

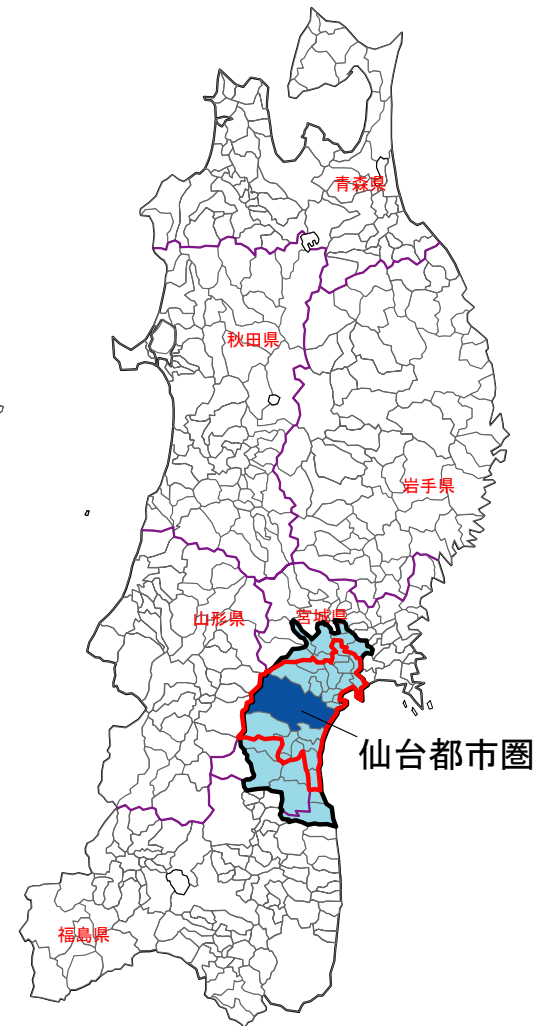
2. 都市圏の設定方法

核都市ではない市町村について、以下のいずれかの基準に当てはまれば、その核都市の都市圏に含まれることとする。

- a) 核都市への通勤・通学者が500人以上の市町村。
- b) 核都市への通勤・通学者/在住通勤通学者が0.05を上回る市町村。

ただし、a)、b) の基準により2つ以上の都市圏に含まれる市町村は、核都市への通勤・通学者の多い方の都市圏に含まれることとする。

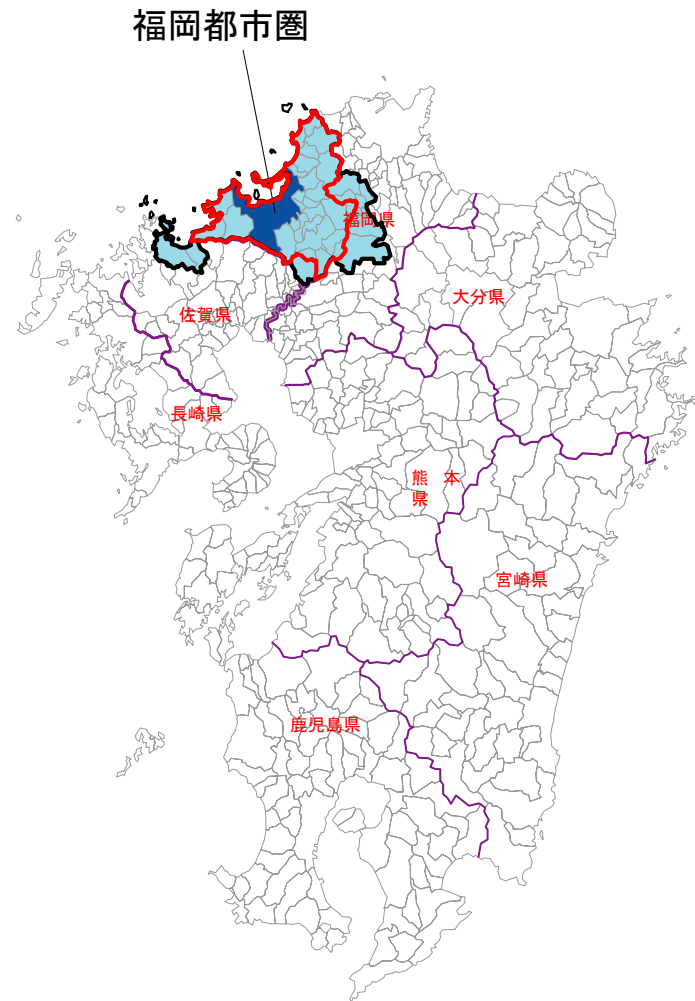
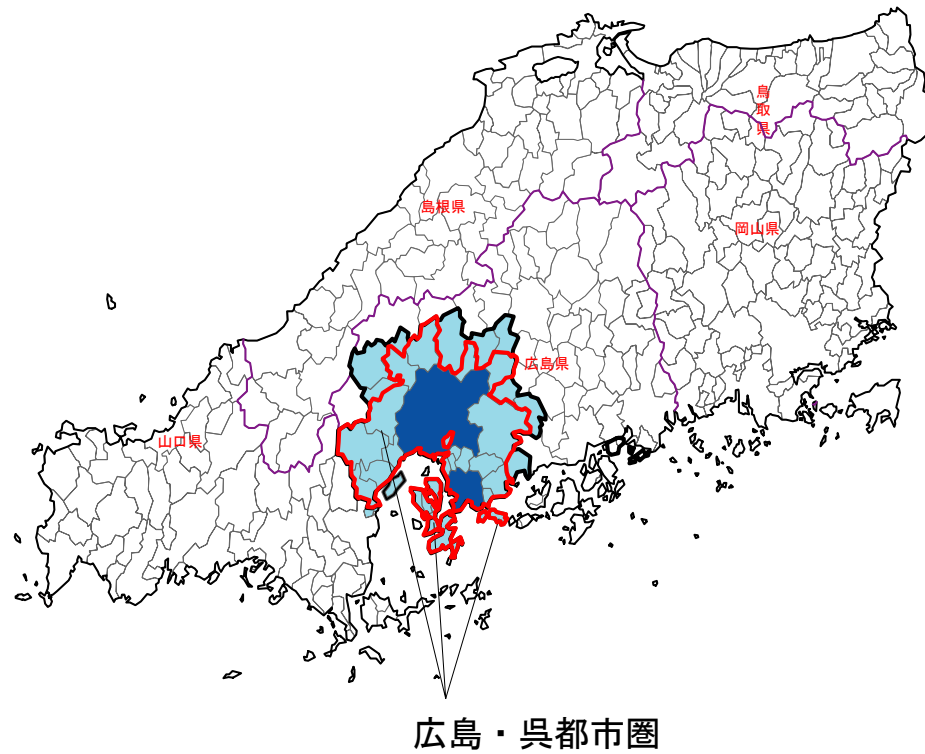
凡 例	
	核都市
	10%通勤圏
	5%、500人通勤圏



出典：国土交通省都市・地域整備局

「都市・地域レポート2005」

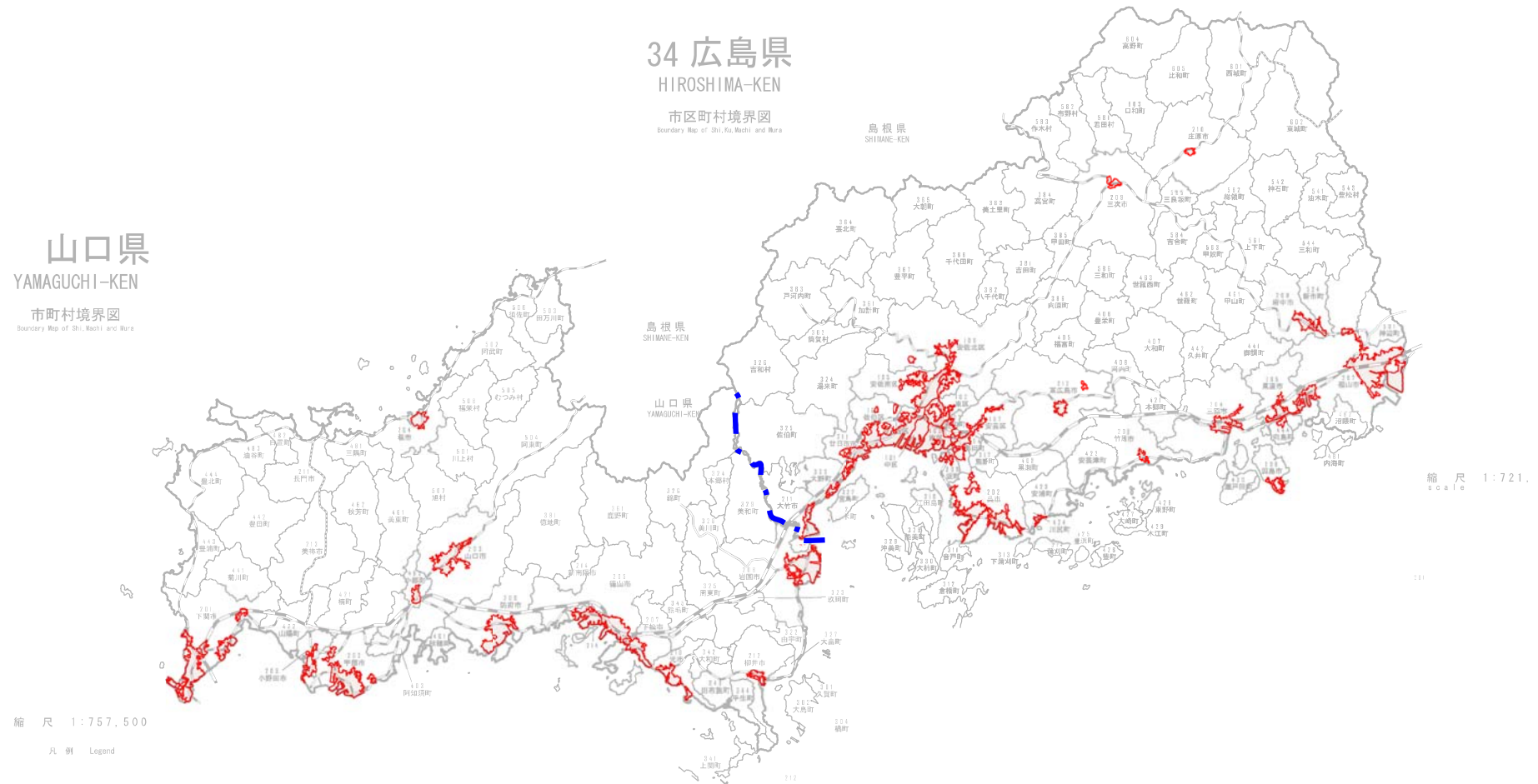
広島／福岡都市圏



凡 例	
	核都市
	10%通勤圏
	5%、500人通勤圏

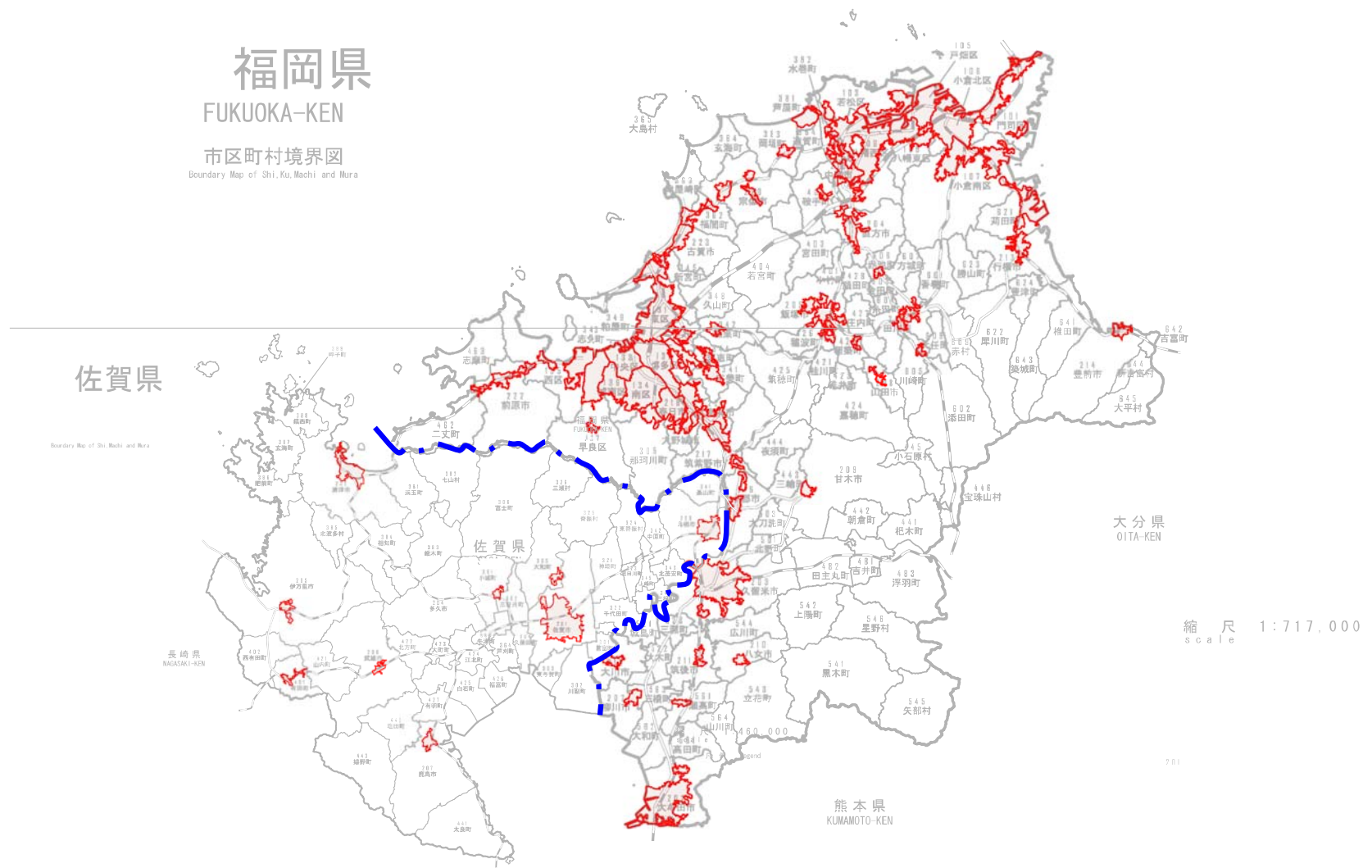
出典：国土交通省都市・地域整備局
「都市・地域レポート2005」

DID地区(広島／岩国都市圏)



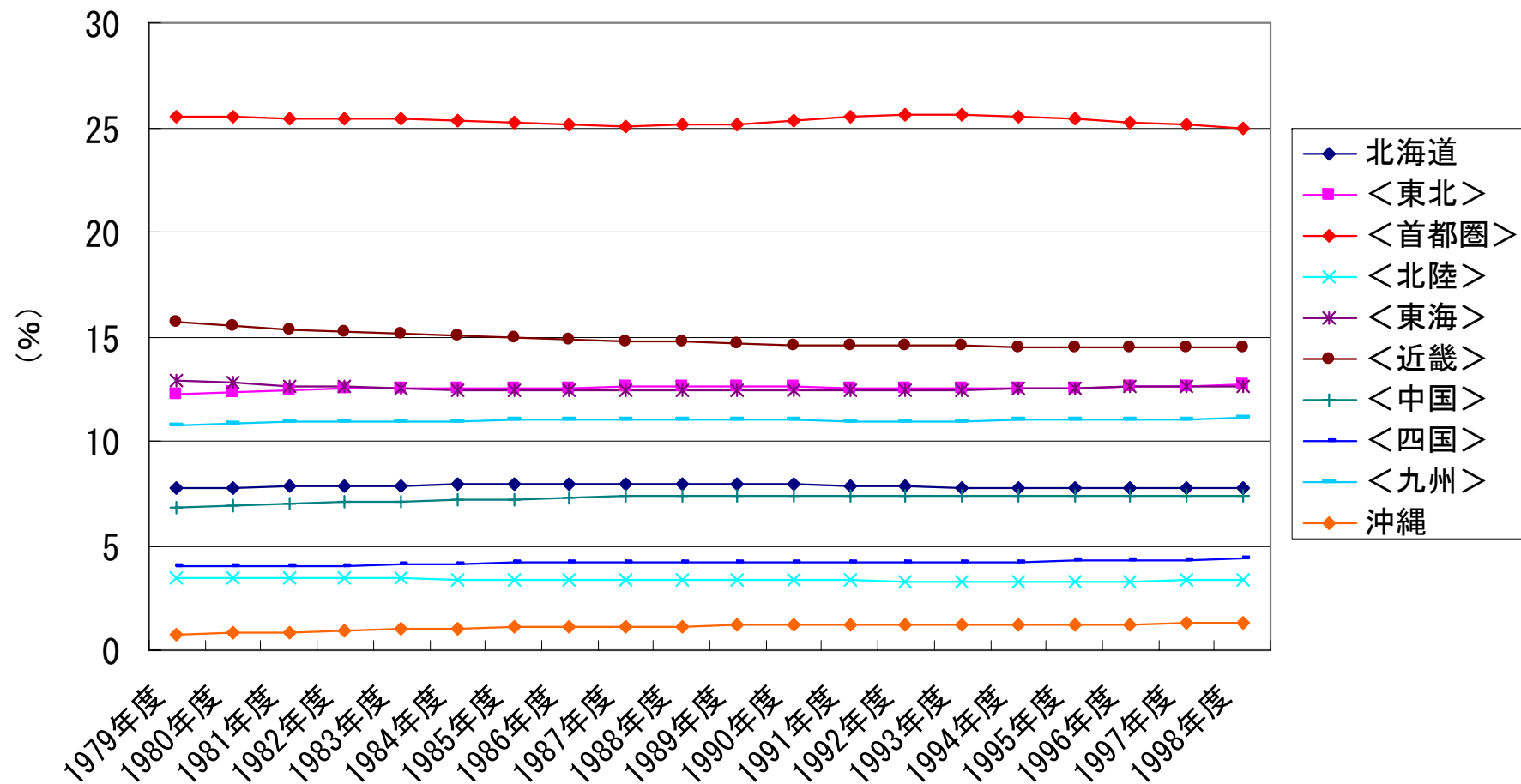
資料：平成12年国勢調査人口集中地区境界図（総務省）より国土計画局作成

DID地区(福岡都市圏)



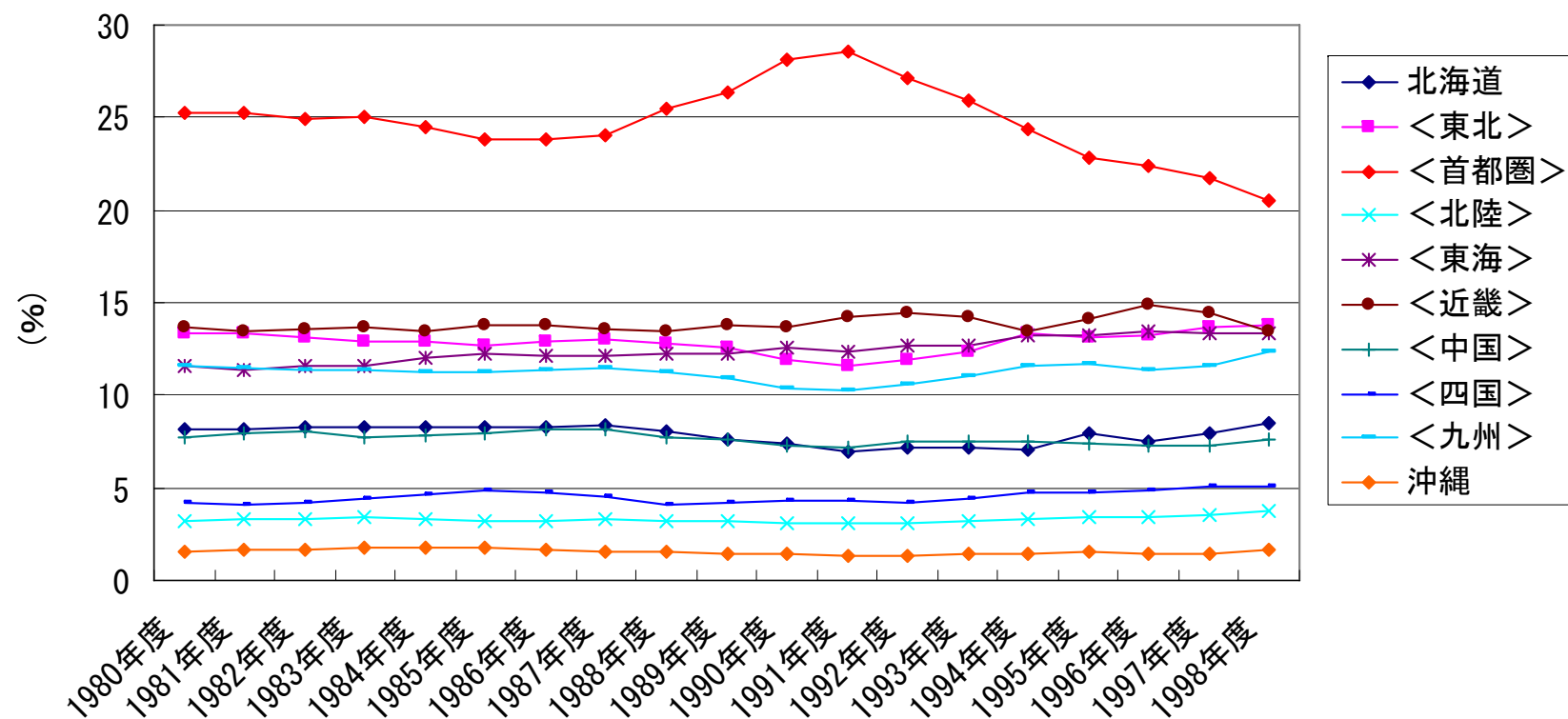
資料：平成12年国勢調査人口集中地区境界図（総務省）より国土計画局作成

社会資本ストックの整備状況(対全国シェアの推移)



出典：「日本の社会資本」（内閣府政策統括官・編）より大都市圏計画課作成

社会資本ストックの整備状況(対全国シェア・毎年度の増分)



出典：「日本の社会資本」（内閣府政策統括官・編）より大都市圏計画課作成

社会資本ストックの整備状況(補注)

○前掲のグラフに含まれる社会資本ストックの主要なもの

- ・ 道路 ・ 港湾 ・ 航空 ・ 日本国有鉄道（1987年に民営化）
- ・ 日本鉄道建設公団等（2003年に独立行政法人に継承）
- ・ 地下鉄等 ・ 日本電信電話公社（1985年に民営化） ・ 公共賃貸住宅 ・ 下水道
- ・ 廃棄物処理 ・ 水道 ・ 都市公園 ・ 文教 ・ 治水 ・ 治山 ・ 海岸 ・ 農林漁業
- ・ 郵便（2003年公社化） ・ 国有林 ・ 工業用水道

○地域区分：従来の大都市圏整備法・地方開発促進法等を踏まえ、 都道府県を便宜的に以下の通り分類

- ・ 北海道
- ・ <東北> 青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、新潟
- ・ <首都圏> 茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨
- ・ <北陸> 富山、石川、福井
- ・ <東海> 長野、岐阜、静岡、愛知、三重
- ・ <近畿> 滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
- ・ <中国> 鳥取、島根、岡山、広島、山口
- ・ <四国> 徳島、香川、愛媛、高知
- ・ <九州> 福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島
- ・ 沖縄

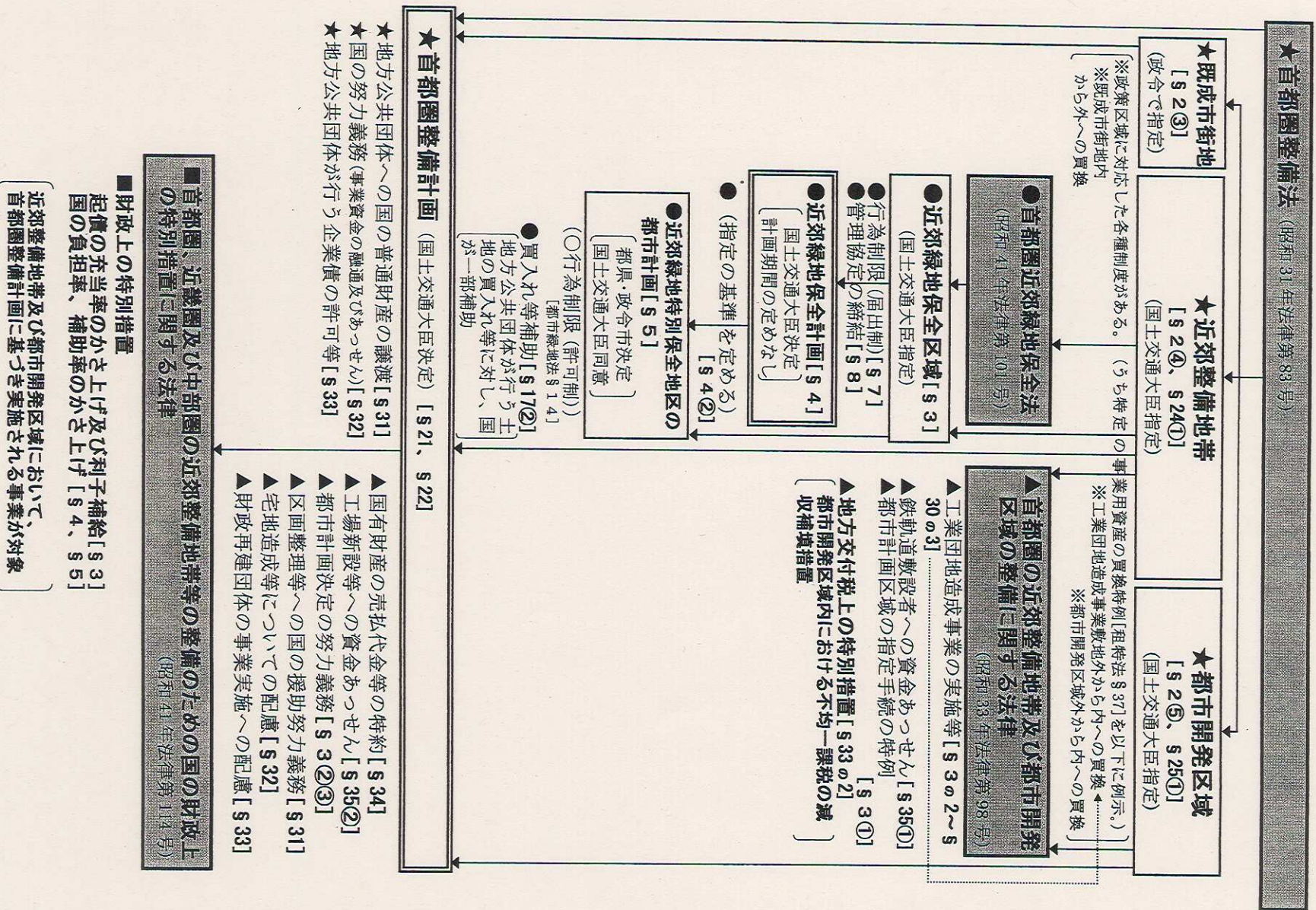
国土形成計画（広域地方計画）と各大都市圏整備計画の比較

	国土形成計画（広域地方計画）	首都圏整備計画	近畿圏整備計画	中部圏開発整備計画	摘要
目的	一体として総合的な国土の形成 （＝利用、整備、保全）	首都圏の総合的な整備	近畿圏の総合的な整備	中部圏の総合的な整備	・形成と整備
対象圏域	・ 首都圏 （埼玉県、東京都、神奈川県その他政令で定める県の区域を一体とした区域をいう。） ・ 近畿圏 （京都府、大阪府、兵庫県その他政令で定める県の区域を一体とした区域をいう。） ・ 中部圏 （愛知県、三重県その他政令で定める県の区域を一体とした区域をいう。） ・その他自然、経済、社会、文化等において密接な関係が相当程度認められる二以上の県の区域であつて、一体として総合的な国土の形成を推進する必要があるものとして政令で定める区域	東京都の区域及び政令で定めるその周辺の地域を一体とした広域（ 1都7県 ）	福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県の区域を一体とした広域（ 2府6県を法定 ）	富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県及び滋賀県の区域を一体とした広域（ 9県を法定 ）	・いずれも、県を越える広域を総合的に整備するために設定する圏域 ・2本立ての計画制度を一本化するなどの整理は考えられないか
広域ゾーニング	—	既成市街地 近郊整備地帯 都市開発区域 近郊緑地保全区域	既成都市区域 近郊整備区域 都市開発区域 近郊緑地保全区域 保全区域	都市整備区域 都市開発区域 保全区域	
計画期間 （いずれも明記せず）	計画期間 10年～15年程度	（基本編） 計画期間 概ね15年間 （整備編） 計画期間 概ね5年間	（整備計画） 計画期間 概ね15年間 （建設計画） 計画期間 概ね5年間	（開発整備計画） 計画期間 概ね15年間 （建設計画） 計画期間 概ね5年間	
計画策定プロセス	○国土交通大臣決定 ・国民の意見を反映させるための必要な措置 ・国の関係各地方行政機関、関係都府県及び関係指定都市等により 広域地方計画協議会 を組織し協議を経る。その際、学識経験を有する者の意見を聴く。 ・関係行政機関の長に協議	○国土交通大臣決定 ・関係行政機関の長、関係都府県及び審議会の意見を聴いて決定	（整備計画） ○国土交通大臣決定 ・関係府県、関係指定都市及び審議会の意見を聴くとともに、関係行政機関の長に協議して決定 （建設計画） ○関係府県知事作成、国土交通大臣同意 ・関係府県知事が関係市町村長と協議して作成、国土交通大臣に協議し同意を求める ・国土交通大臣は国土審議会の意見を聴くとともに、関係行政機関の長に協議して同意を行う	（開発整備計画） ○国土交通大臣決定 ・関係県が、その協議により、関係県及び関係指定都市の知事及び市長並びに議会の議長等より構成される 中部圏開発整備地方協議会 の調査審議を経て案を作成し、国土交通大臣に提出 ・国土交通大臣が、案に基づいて計画を作成し、審議会の意見を聴くとともに、関係行政機関の長に協議して決定 （建設計画） ○関係県知事作成、国土交通大臣同意 ・関係県知事が、開発整備計画に基づいて関係市町村長と協議し、 中部圏開発整備地方協議会 の意見を聴いて作成。この場合において、あらかじめ国土交通大臣に協議してその同意を得る ・国土交通大臣は、協議に際しては国土審議会の意見を聴くとともに、関係行政機関に協議を行わなくてはならない	・国土形成計画においては国、地方公共団体等が対等な立場で協議する
実施についての勧告等	国土交通大臣 →関係行政機関の長（勧告）	国土交通大臣 →関係行政機関の長、 関係地方公共団体、関係事業者 （勧告、報告）	（整備計画） 国土交通大臣 →関係行政機関の長、 関係地方公共団体、関係事業者 （勧告、報告）	（開発整備計画） 国土交通大臣 →関係行政機関、 関係地方公共団体、関係事業者 （勧告、報告）	・大都市圏計画は、地方公共団体や公益事業者主体の事業も含め、毎年度着実に事業を実施していくための制度という色彩が濃い
政策評価	（全国計画について、政策評価を義務づけ）	—	—	—	
国会報告	—	首都圏白書	— （ただし、毎年度、実施状況を公表）	— （ただし、毎年度、実施状況を公表）	

	国土形成計画（広域地方計画）	首都圏整備計画	近畿圏整備計画	中部圏開発整備計画	摘要
計画事項	全国計画を基本として、当該広域地方計画区域における ①国土の形成に関する方針 ②国土の形成に関する目標 ③目標を達成するために一の都府県を超える広域の見地から必要と認められる主要な施策（総合的な国土の形成を推進するために特に必要があると認められる区域外にわたるものを含む。）に関する事項 （参考：国土形成計画の計画事項） ①土地、水その他の国土資源の利用及び保全 ②海域の利用及び保全 ③震災、水害、風害その他の災害の防除及び軽減 ④都市及び農山漁村の規模及び配置の調整並びに整備 ⑤産業の適正な立地 ⑥交通施設、情報通信施設、科学技術に係る研究施設その他の重要な公共的施設の利用、整備及び保全 ⑦文化、厚生及び観光に関する資源の保護並びに施設の利用及び整備 ⑧国土における良好な環境の創出その他の環境の保全及び良好な景観の形成	基本編 ○首都圏内の人口規模、土地利用の基本的方向その他首都圏の整備に関して基本となるべき事項 整備編 ○既成市街地、近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する事項で次に掲げるもののうち、それぞれその根幹となるべきもの ・宅地 ・道路 ・鉄道、軌道、飛行場、港湾等の交通施設 ・電気通信等の通信施設 ・公園、緑地等の空地 ・水道、下水道、汚物処理施設等の供給施設及び処理施設 ・河川、水路及び海岸 ・住宅等の建築物 ・学校等の教育文化施設 ・その他首都圏の整備に関する事項で政令で定めるもの ・中央卸売市場 ・墓地及び火葬場 ・病院等の医療施設 ・文化財の保存のための施設 ・社会福祉施設 ・と畜場 ・駐車場 ・流通業務市街地における流通業務施設等 ○既成市街地、近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関連して、交通通信体系又は水の供給体系を広域的に整備する必要がある場合の施設整備でそれぞれの根幹となるべきもの（特に必要と認められる首都圏の地域外庭たる者を含む。）	整備計画 ○近畿圏内の人口規模、土地利用の基本的方向その他近畿圏の整備に関して基本となるべき事項 ○近郊整備区域、都市開発区域及び保全区域の指定方針 ○産業基盤施設、国土保全施設、住宅及び生活環境、教育施設、観光施設その他の施設で、広域性を有し、かつ根幹となるべきものとして政令で定めるものの整備 （・河川 ・海岸保全施設 ・砂防設備 ・地すべり防止施設 ・保安施設 ・土地改良事業により新設又は変更されるかんがい排水施設 ・水道 ・工業用水道 ・工業用地 ・住宅用地及び公営住宅、独立行政法人都市再生機構が建設する住宅その他の一団地の住宅 ・下水道 ・一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設 ・都市公園 ・病院で国、独立行政法人国立病院機構、国立大学法人等の開設するもの ・国立学校又は公立学校である大学又は高等専門学校 ・公立図書館、公立博物館その他社会教育又は文化活動のための施設で国又は地方公共団体が設置するもの ・職業訓練施設 ・公園計画に係る施設 ・レクリエーション施設 ・文化財の保存のための施設 ・社会福祉事業の用に供する施設で国、地方公共団体又は独立行政法人が設置するもの ・中央卸売市場 ・流通業務市街地における流通業務施設 ・その他近畿圏の整備及び開発のため特に必要と認められる施設 建設計画<政策区域ごとに作成> ○次に掲げる事項につきその大綱を定める ①人口の規模及び労働力の需給 ②産業の業種、規模等 ③土地の利用 ④次に掲げる施設の整備に関する事項 ・住宅用地、工場用地等の宅地 ・道路、鉄道、軌道、港湾等の交通施設 ・公園、緑地等の空地 ・水道、工業用水道、下水道、汚物処理施設等の供給施設及び処理施設 ・河川、水路及び海岸 ・住宅等の建築物 ・学校等の教育文化施設 ・その他政令で定める主要な施設 （・通信施設 ・医療施設 ・職業訓練施設 ・その他当該区域を計画的に整備し、又は開発するため特に必要と認められる主要な施設	開発整備計画 ○中部圏内の人口規模、土地利用の基本的方向その他中部圏の開発及び整備に関して基本となるべき事項 ○都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の指定 ○次に掲げる事項で根幹となるべきもの ・道路、鉄道、港湾、空港、運河等の交通施設及び通信施設 ・住宅用地、工場用地等の土地利用 ・水資源の開発及び利用 ・国土保全施設 ・住宅及び生活環境施設 ・公害の発生防止に関する施設その他公害の防止に関する事項 ・教育文化施設 ・観光資源の開発、利用及び保全並びに文化財の保存 ・その他中部圏の開発及び整備に関する事項 建設計画<政策区域ごとに作成> ○次に掲げる事項につきその大綱を定める ①都市整備区域及び都市開発区域の整備及び開発の基本構想 ②人口の規模及び労働力の需給 ③産業の業種、規模等 ④土地の利用 ⑤次に掲げる施設の整備に関する事項 ・道路、鉄道、港湾、空港等の交通及び通信施設 ・住宅用地、工場用地等の宅地 ・公園、緑地等の空地 ・河川、水路及び海岸 ・住宅等の建築物 ・水道、工業用水道、下水道、汚物処理施設等の供給施設及び処理施設 ・公害の発生防止 ・学校等の教育文化施設 ・流通業務市街地における流通業務施設 ・その他政令で定める主要な施設 （・防火、防水又は防砂のための施設及び地すべり又は林地の荒廃の防止のための施設 ・公園及び緑地 ・道路、鉄道、索道、駐車場及びバスターミナル ・宿泊施設、食事施設及び休憩施設 ・キャンプ場、水泳場及びスキー場 ・水道、下水道及び汚物処理施設 ・以上掲げる施設に類する施設 ・博物館	・基本方針、目標の部分は大きな違いはない ・政策区域ごと、施設ごとの根幹となるべき施設整備計画は大都市圏計画特有

《首都圏整備関連の法体系》

(★▲●■の印は、それぞれ根拠法に対応している。)



《近畿圏整備関連の法体系》

(★▲●■の印は、それぞれ根拠法に対応している。)

★近畿圏整備法 (昭和38年法律第129号)

★近畿圏整備計画 (国土交通大臣決定、計画期間は概ね15箇年) [§8①、§9]

- ★地方公共団体への国の普通財産の譲渡[§19]
- ★国の努力義務(資金の確保及び実施の促進)[§20]
- ★地方公共団体が行う企業債への許可等[§21]

★(区域の指定に関する事項を定める) [§8②]

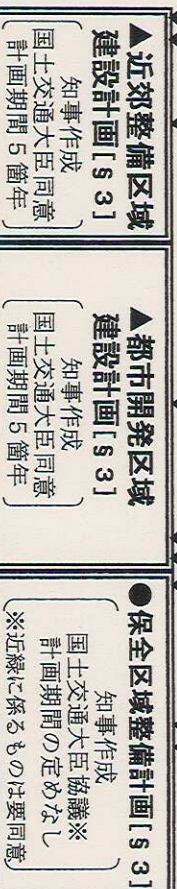


※政策区域に対応した各種制度がある。
 ※うち特定の事業用資産の買換特例(租特法§37)を以下に例示、
 ※工業団地造成事業敷地外から内への買換
 ※都市開発区域外から内への買換

▲近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律 (昭和39年法律第145号)

- ▲都市計画区域の指定手続の特例[§5]
- ▲地方交付税上の特別措置[§47]
- ▲都市開発区域内における不均一課税の減収補填措置
- ▲工業団地造成事業の実施等[§5②2~§43]
- ▲鉄軌道敷設者への資金あっせん[§46①]
- ▲●(整備計画に基づく) [§3①]

●近畿圏の保全区域の整備に関する法律 (昭和42年法律第108号)



- ▲国及び地方公共団体の努力義務(必要な施設整備の促進) [§44]
- ▲国有財産の売払代金等の特約[§45]
- ▲工場新設等への資金あっせん[§46②]

●近郊緑地保全区域[§5] (国土交通大臣指定)

- 行為制限(届出制)[§8]
- 管理協定の締結等[§9]

■首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律 (昭和41年法律第114号)

■財政上の特別措置

- 起債の充当率のかさ上げ及び利子補給[§3]
- 国の負担率、補助率のかさ上げ[§4、§5]

●近郊緑地特別保全地区の都計[§6] 府県・政令市決定 国土交通大臣同意

- (○)行為制限(許可制)
[都市緑地法§14]
- 買入れ等補助[§18②]
[地方公共団体が行う土地の買入れ等に対し、国が一部補助]

《中部圏開発整備関連の法体系》

(★▲■の印は、それぞれ根拠法に対応している。)

★中部圏開発整備法 (昭和41年法律第102号)

★ (設置) [§8①]

★中部圏開発整備地方協議会 [§8]

★ (関係県の協議による開発整備計画の案の作成にあたっての調査審議) [§10]

★中部圏開発整備計画 (国土交通大臣決定、計画期間は概ね15箇年) [§9①、§11]

- ★地方公共団体への国の普通財産の譲渡[§20]
- ★国の努力義務(資金の確保及び実施の促進)[§21]
- ★地方公共団体が起こす地方債に対する配慮[§22]

★ (区域の指定に関する事項を定める) [§9②二]

★都市整備区域
[§2③、§13①]
(国土交通大臣指定)

★都市開発区域
[§2④、§14①]
(国土交通大臣指定)

★保全区域
[§2⑤、§16①]
(国土交通大臣指定)

※政策区域に対応した各種制度がある。
(うち特定の事業用資産の買換特例[租特法§37]を以下に例示。)
※都市開発区域外から内への買換
特例」がある。

▲中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法律

- ▲都市計画区域の指定手続の特例[§6①]
- ▲地方交付税上の特別措置[§8]
- ▲都市開発区域内における不均一課税の減収補填措置]

▲ (開発整備計画に基づく) [§3①]

▲ (意見聴取を経て) [§3①]

▲都市整備区域建設計画[§3]

知事作成
[国土交通大臣同意
計画期間5箇年]

▲都市開発区域建設計画[§3]

知事作成
[国土交通大臣同意
計画期間5箇年]

▲保全区域整備計画[§3]

知事作成
[国土交通大臣協議
計画期間の定めなし]

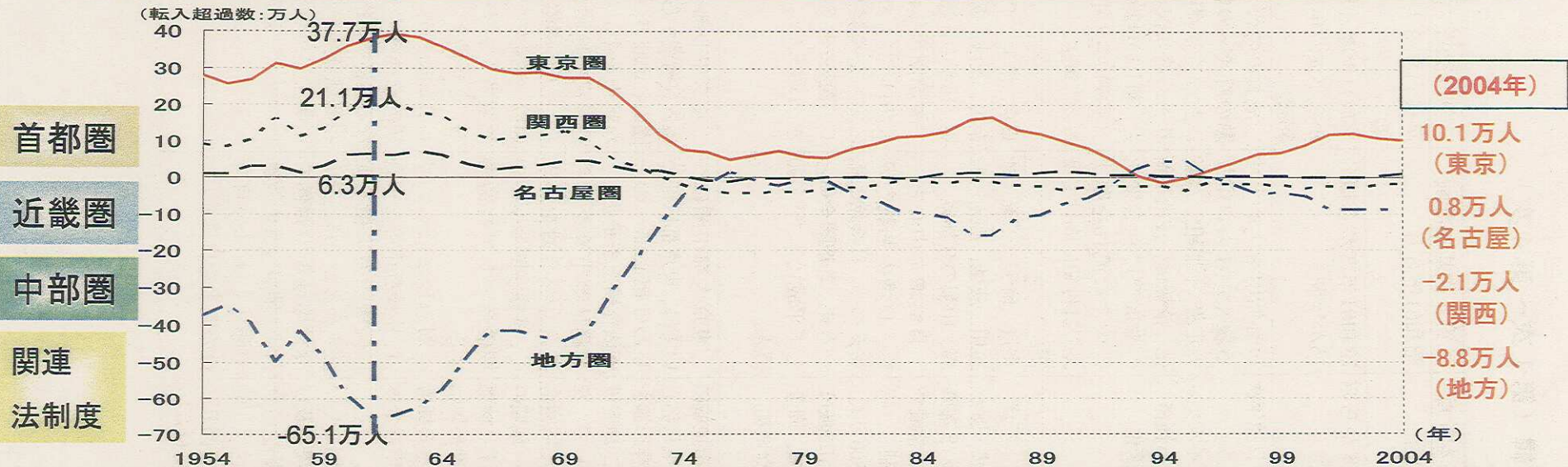
- ▲都市計画の建設計画尊重[§6②]
- ▲国及び地方公共団体の努力義務 (必要な施設整備の促進及び資金のあっせん) [§7]
- ▲建設計画事業に対する国有財産売却代金等の特約[§9]

■首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律 (昭和41年法律第114号)

■財政上の特別措置

起債の充当率のかさ上げ及び利子補給[§3] 国の負担率、補助率のかさ上げ[§4、§5]
[都市整備区域の一部及び都市開発区域において、中部圏建設計画に基づき実施される事業が対象]

三大都市圏の基本計画等の背景



1958 (S33) 第1次基本計画
・経済の復興により人口・産業の東京への集中の対処
・政治・経済・文化の中心としてふさわしい首都圏建設の必要性

1968 (S43) 第2次基本計画
・経済の高度成長に伴う社会情勢の変化
・グリーンベルト構想の見直しとこれに伴う近郊整備地帯の指定

1976 (S51) 第3次基本計画
・第1次オイルショック等による経済、社会情勢の変化
・業務管理機能の集中への対応

1986 (S61) 第4次基本計画
・自然増を中心とする緩やかな人口増加の定着や国際化、高齢化、情報化、技術革新の進展等の社会変化の大きな流れを踏まえ、21世紀に向けて策定

1999 (H11) 第5次基本計画
・成長の時代から成熟の時代への転換期における首都圏を取り巻く諸状況の変化等を踏まえて策定

1965 (S40) 第1次整備計画
・産業・人口の集中による交通難、住宅難等の弊害、スプロールに伴う広域的な調整の必要性
・域内の経済発展の格差拡大

1971 (S46) 第2次整備計画
・過疎・過密減少の深刻化
・社会資本整備の立ち後れ
・公害問題の顕在化

1978 (S53) 第3次整備計画
・人口動向の変化
・経済成長の鈍化
・国際化・情報化への対応の立ち遅れ

1988 (S63) 第4次整備計画
・内需中心の安定成長への移行
・価値観の多様化、個性化、
・近畿圏の相対的地位の低下、新たな発展に対する気運

2000 (H12) 第5次整備計画
・大都市の産業活力・中枢性の低下
・南北近畿の活力の低下
・防災への意識の高まり

1956 (S31)
首都圏整備法

1966 (S41)
首都圏近縁法

1959 (S34)
工場等制限法

1966 (S41)
首都圏等財特法

1963 (S38)
近畿圏整備法

1966 (S41)
中部圏開発整備法

1968 (S43) 第1次開発整備計画
・太平洋側地域と内陸地域を含む日本海側地域の一体的発展
・首都圏、近畿圏への産業、人口の過度集中是正

1978 (S53) 第2次開発整備計画
・第1次オイルショック等による経済、社会情勢の変化

1988 (S63) 第3次開発整備計画
・中部圏の高次の諸機能集積の立ち遅れ

2000 (H12) 第4次開発整備計画
・圏域内及び国内外における新たな連携・交流の進展

1988 (S63)
多極分散型国土形成法

1992 (H4)
大阪湾臨海地域整備法

2002 (H14)
工場等制限法廃止

首都圏基本計画の策定経緯（第1次～第4次）

項目	第1次基本計画	第2次基本計画	第3次基本計画	第4次基本計画	第5次基本計画
策定期間	昭和33年7月	昭和43年10月（第1次計画の全篇変更）	昭和51年11月	昭和61年6月	平成11年3月（1999年）
計画期間	目標年 昭和50年	目標年 昭和50年	昭和51年度から昭和60年度	昭和61年度から概ね15か年間	平成11年度（1999年度）から平成27年度（2015年度）
策定された背景	経済の復興により人口・産業の東京への集中の対処。 政治・経済・文化の中心としてふさわしい首都圏建設の必要性。	経済の高度成長に伴う社会情勢の変化。 グリーンベルト構想の見直しとこれに伴う近郊整備地帯の指定。	前計画の目標年次が昭和50年。 第1次オイルショック等による経済、社会情勢の変化。	自然増を中心とする緩やかな人口増加の定着や国際化、高齢化、情報化、技術革新の進展等の社会変化の大きな流れを踏まえ、21世紀に向けて策定。	成長の時代から成熟の時代への転換期における首都圏をとりまく諸状況の変化と、新しい全総の策定（平成10年3月）を踏まえて策定。
対象地域	東京都心からおおむね半径100kmの範囲	東京、埼玉、千葉、神奈川、茨城、栃木、群馬、山梨の8都県	東京、埼玉、千葉、神奈川、茨城、栃木、群馬、山梨の8都県	東京、埼玉、千葉、神奈川、茨城、栃木、群馬、山梨の8都県	東京、埼玉、千葉、神奈川、茨城、栃木、群馬、山梨の8都県
人口規模	対象地域全体ではさう勢人口（昭和50年で2,660万人）。 既成市街地で抑制し、市街地開発区域で吸収。	さう勢型。昭和50年の首都圏全体の人口予測3,310万人。	抑制型。首都圏全体として抑制し、昭和60年で3,800万人。 東京大都市地域は若干の社会減、周辺地域は適度な増加。	自然増を中心とした人口増の基調を踏まえつつ、社会増を縮小させ、首都圏全体として平成12年で4,090万人。	首都圏全体において2011年に4,190万人に達した後減少に転じ、平成27年（2015年）で4,180万人
地域整備の方向	東京都区部を中心とする既成市街地の周囲にグリーンベルト（近郊地帯）を設定し、既存市街地の膨張を抑制。 市街地開発区域に多数の衛星都市を工業都市として開発し、人口及び産業の増大をここで吸収し定着を図る。	既成市街地について、中枢機能を分担する地域として都市機能を純化する方向で都市空間を再編成。 グリーンベルト（近郊地帯）に代わって、都心から半径50kmの地域を新たに近郊整備地帯として設定し、強い市街化のさう勢に対して、ここで計画的な市街地の展開を図り、緑地空間との調和ある共存を図る。	東京大都市地域について、東京都心への一極依存形態を逐次是正し、地震等の災害に対して、安全性の高い地域構造とするため、地域の中心性を有する核都市の育成に進め核都市等からなる多極構造の広域都市複合体として形成。 周辺地域について、従来の農業及び工業生産機能に加え、社会的、文化的機能の充実を図り、東京大都市地域への	東京大都市圏について、東京都区部とありわけ都心部への一極依存構造を是正し、業務核都市等を中心に自立都市圏を形成し、多核多圏域型の地域構造として再構築する。 周辺地域について、中核都市等を中心し、諸機能の集積を促進するとともに、農山漁村地域等の整備を行い、地域相互の連携の強化と地域の自立性の向上を目指す。	東京中心部への一極依存構造から、首都圏の各地域が、拠点的な都市を中心に自立性が高い地域を形成し、相互の機能分担と連携、交流を行う「分散型ネットワーク構造」を目指す。 首都圏内外との広域的な連携の拠点となる業務核都市、関東北部地域等の中核都市圏を「広域連携拠点」として、育成整備。

項目	第1次基本計画	第2次基本計画	第3次基本計画	第4次基本計画	第5次基本計画
地域整備の方 向(つぎ)		周辺の都市 開発区域にお いては、引き続 き衛星都市の 開発を推進。	通勤に依存しない大 都市近郊外部地域と して形成。		東京都市圏におい ては、東京中心と近郊 地域において適切な 役割分担と連携の下、 都市機能の再配置を 進める。東京中心部で は、都心居住等都市空 間の再編整備を推進。 近郊地域では、拠点間 の機能分担と連携・交 流により「環状拠点都 市群」を形成。
諸機能の展開	東京都区部 において、工 場、大学等の新 増設を制限し、 分散困難な産 業及び人口に 限り増加を考 慮。	中枢的機能 は首都圏中心 部で分担し、物 流的生産機能・流 通機能は広く 首都圏全域に 展開し、これら と関連させて 日常生活機能を 適切に配置。	中枢機能について も選択的に分散を図 ることとしてその方 策を検討するととも に、東京大都市地域 内においては、広く 多核的に配置。 大学等について、 首都圏への集中を極 力抑制し、東京都区 部から既成市街地以 外の地域へ分散。 工業について、首 都圏全体として著し い拡大を避け、東京 大都市地域からの分 散を積極的に推進。	全国的な適正配置 を図る観点から、諸機 能の選択的分散等を 推進。 東京大都市圏にお いては、業務管理機 能、国際交流機能等を 多角的に展開。工業、 大学等は規模の著し い拡大を避ける。大都 市の知識・情報の集積 に依存する新しい産 業や研究開発機能を 展開。 周辺地域において は、工業、農林水産機 能の展開のほか、業務 管理、国際交流、高等 教育機能等の集積の 促進。	関東北部・東部、内 陸西部地域では、秩序 ある土地利用を守り つつ拠点を育成、環状 方向に地域の連携を 図り「首都圏における 大環状連携軸」を形 成。
その他の整備		首都圏の地 域構造の変革 を図るための 大規模事業を 特記。 (高速道路網、大 規模住宅市街 地、大規模水資 源開発)	豊かな地域社会の 形成を図ることとす る。地震時の災害への 対応を、地域整備上 最も基礎的な条件と して重視。	交流を推進するた めの交通通信体系の 整備。 東京中心部に存在 する一部政府機関の 移転再配置を検討・推 進。	将来像実現のため の施策として ①我が国の活力創出 に資する自由な活動 の場の整備 ②個人主体の多様な 活動の展開を可能と する社会の実現 ③環境と共生する首 都圏の実現 ④安全、快適で質の高 い生活環境を備えた 地域の形成 ⑤将来の世代に引き 継ぐ資産としての首 都圏の創出を提示。
備考	昭和37年8月 に人口規模の 改訂。(2,820 万人)				

近畿圏整備計画の策定経緯(第1次～第5次)

項目	第1次	第2次	第3次	第4次	第5次
策定期間	昭和40年5月 昭和40年度 ～昭和55年度	昭和46年7月 (第1次計画の全面変更) 昭和46年度 ～昭和60年度	昭和53年11月 (第2次計画の全面変更) 昭和53年度より、 おおむね10年間	昭和63年2月 (第3次計画の全面変更) 昭和62年度より、 おおむね15年間	平成12年3月 (第4次計画の全面変更) 平成12年度より、 おおむね15年間
策定された背景	○産業・人口の集中に伴う交通難、住宅難等の弊害 ○京阪神地域とそれ以外の地域との経済発展の格差拡大 ○京阪神地域の市街地の無秩序な拡大に伴う広域的な総合調整の必要性	○過密・過疎現象の深刻化 ○社会資本整備の立ち遅れ ○公害問題の顕在化 ○新全国総合開発計画の決定	○人口動向の変化 ○経済成長の鈍化 ○国際化・情報化への対応の立ち遅れ ○第三次全国総合開発計画の決定	○内需中心の安定経済成長への移行 ○価値観の多様化、個性化 ○近畿圏の相対的地位の低下 ○近畿圏の新たな発展に対する機運の盛り上がり ○第四次全国総合開発計画の決定	○大都市の産業活力・中枢性の低下 ○南北近畿の活力の低下 ○防災への意識の高まり ○全国総合開発計画「21世紀の国土のグランドデザイン」の決定
対象地域	福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県の8府県	同 左	同 左	同 左	同 左
人口規模	昭和55年度 : 2180万人 (参考)昭和35年 : 1630万人	昭和60年度 : 2450～2500万人 (参考)昭和45年 : 1969万人	昭和60年度 : 2380万人 (参考)昭和50年 : 2123万人	平成12年度 : 2440万人 (参考)昭和60年 : 2265万人	平成27年度 : 2344万人 (参考)平成7年 : 2330万人
整備の基本方針	人口及び諸資源の適正な配分並びに産業の適正な配置による都市の過密化の防止と地域格差の是正を通じて、近畿圏経済の均衡ある発展と住民福祉の向上を図る。 ①産業の発展 ②産業構造の高度化 ③産業間の所得格差の是正 ④地域格差の是正	計画性ある土地利用を前提として、住民生活の向上と生活環境の改善を図り、地域の特性を最大限に発揮させた圏域としての発展を目指す。 ①生活環境施設の整備 ②文化財及び自然の保護 ③都市機能の充実、新産業への転換 ④交通通信ネットワークの確立	中枢機能の東京一点集中傾向を改革し、首都圏と並ぶ全国的・国際的活動の場であると同時に西日本の経済、教育、文化のセンターとしての機能を担うにふさわしい近畿圏の整備を図る。 ①定住のための総合環境整備 ②一体的な圏域構造づくり ③歴史と風土に根ざした近畿圏の整備 ④自然と人間の諸活動との調和 ⑤国際化・情報化に対応した地域の基盤整備	首都圏と並ぶ独自の全国的、世界的中枢機能を担う圏域整備を進め、創造的で個性あふれる自由な活動が展開される社会の実現を図ることにより、新しい近畿の創生を目指す。 ①多極分散型国土構造の先導 ②国際経済文化圏の形成 ③多核連携型圏域構造の形成 ④活力ある新社会の実現	歴史、学術等の近畿圏の有する優れた諸資源をいかし、安全でゆとりとくつろぎのある、「世界都市」とも呼ばべき近畿圏の実現を目指す。 ○目標とする社会や生活の姿 ①強くてしなやかな産業経済圏域の形成 ②内外から人々が集う交流・情報発信圏域の形成 ③文化・学術の中枢圏域の形成 ④歴史文化や自然と調和した安全で快適な生活空間の形成 ○目指すべき圏域構造＝多核格子構造の形成

中部圏開発整備計画の策定経緯（第1次～第4次）

項目	第1次計画	第2次計画	第3次計画	第4次計画
策定時期	昭和43年6月	昭和53年12月 (第1次計画の全面変更)	昭和63年7月 (第2次計画の全面変更)	平成12年3月 (第3次計画の全面変更)
計画期間	昭和43年度から60年度	昭和53年度からおおむね10箇年間	昭和63年度からおおむね15箇年間	平成12年度からおおむね15箇年間
変更された背景	- 太平洋側地域と内陸地域を含む日本海側地域の一体的発展 - 首都圏、近畿圏への産業、人口の過度集中是正	- 第1次オイルショック等による経済、社会情勢の変化 - 第三次全国総合開発計画の決定	- 中部圏の高次の諸機能集積の立ち遅れ - 第四次全国総合開発計画の決定	- 圏域内及び国内外における新たな連携・交流の進展 - 全国総合開発計画「21世紀の国土のグランドデザイン」の決定
対象地域	富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県の9県	同左	同左	同左
人口規模	昭和60年 2,200万人 (昭和40年 1,650万人)	昭和60年 2,120万人 (昭和50年 1,864万人)	平成12年 2,190万人 (昭和60年 2,019万人)	平成27年 2,162万人 (平成7年 2,116万人)
開発整備の基本方針	- 地域間格差問題、過密問題及び過疎問題に対処する。 - 我が国で屈指の成長力の高い地域にふさわしい産業基盤の整備を促進する。	- 国土利用の偏在を是正する。 - それぞれの地域の社会的、経済的な基盤をいかに、その相互の連帯により圏域の均衡ある発展を図る。	- 高次の諸機能を育成し、主体的な地域づくりを推進し、中枢性を向上させる。 - 多様性に富みまとまりのある圏域を形成する。	多軸型国土形成に向けての新しい流れを創出するとともに、グロースバールネットワークの一翼を担う圏域を形成する。
	①交通通信施設の整備 ②都市と農山漁村との調和のとれた地域社会の形成 ③土地、水資源の計画的開発と合理配分及び観光開発の促進	①一体的な圏域づくり ②自然と調和のとれた人間居住 ③定住のための総合的居住環境の整備 ④地域社会の安定のための産業の振興 ⑤全国的、国際的機能の強化と基盤施設の充実	①創造性に富む産業と技術の中枢的圏域の形成 ②多様で活発な交流の場の形成 ③自然を生かした美しく安全な圏域の形成 ④豊かで快適な居住環境の形成 ⑤多極連携型圏域構造の形成	○目標とする社会や生活の姿 ①世界に開かれた圏域の実現 ②国際的産業・技術の創造圏域の形成 ③「美しい中部圏」の創造 ④誰もが暮らしやすい圏域の実現 ○目指すべき圏域構造＝世界に開かれた多軸連結構造

諸外国の首都圏計画における計画内容（第2回専門委員会資料再掲）

		ワシントン首都圏	オタワ首都圏	ロンドン大都市圏	パリ大都市圏	ベルリン大都市圏	アムステルダム大都市圏
1. 計画主体		・連邦首都計画委員会 (NCPC)	・首都計画委員会 (NCC)	・大ロンドン行政庁 (GLA)	・政府国土整備庁 (DATAR)	・ベルリン・ブランデンブルグ共同計画局	・北オランダ州政府 (Provincie Noord Holland)
2. 計画策定の背景と経緯		・世界で最も美しい首都“公園都市”の建設を一貫的な目標に掲げ取り組む。専ら連邦政府所有地に関する首都建設計画という色合いが強い	・首都建設当初に想定されていなかった課題や今後の課題に対応しつつ、連邦政府の規模や役割、持続的開発等に配慮したカナダの象徴としての首都建設を行う	・産業構造の変化やスプロール、対 EU ポテンシャルの顕在化などとあわせ、都市部の再生と多芯型パターンによる地域再編を行う	・産業構造の変化への対応とスプロールの抑制、そしてヨーロッパにおける都市間競争の激化に対応し、都市圏としての確固たる地位を構築する必要があった	・東西ドイツ統合によるベルリン統一と首都建設及びブランデンブルグと連携した分散型都市システムによる首都圏機能の強化が必要とされていた	・欧州間での都市間競争の激化、国内の民間市場開放などの新たな局面に面し、EU 政策との整合や地域の独自性に基づく計画策定が要求されていた
3. 地域構造		・特になし	・特になし	・多芯型都市圏の構築 ・コンパクトシティの追求	・多芯型都市圏の構築	・分散的集中構想（上位・中位中心地、外部発展地域等の設定による開発・保全の誘導）	・アムステルダムの極と分散機能配置（中核都市が無く多芯型構造が取れないことによる）
4. 機能展開		・政府業務地の配置 ・大使館、国際機関等の配置 ・公園・オープンスペース配置	・政府業務地の配置 ・大使館、国際機関等の配置 ・公園・オープンスペース配置	・「工業、観光の活性化」「研修機会と就業機会の拡大」「レジャー・文化産業の強化」等	以下の機能について言及 ・大学・研究機関、研究機能 ・貿易・展示・会議・宿泊機能 ・文化機能、観光機能 ・スポーツ・レジャー機能 ・保健・社会機能 ・司法機能	以下の機能について言及 ・業務機能 ・商工業機能 ・文化機能 ・スポーツ・レジャー機能 ・研究開発機能 ・交通・物流機能 ・農林業機能 など	・都市的機能は、就業空間の整備と経済クラスターの項において言及
5. 社会潮流等への対応		・来街者サービスの充実	・持続的な開発 ・来街者サービスの充実	・「住みやすいロンドン」で市民ニーズへの対応等を示す ・ホームレスや差別、教育など社会問題への取り組み ・「成長と改革を創出するセクターの支援」「静脈産業の支援」等	・特になし（各種政策等の要因や課題等として扱う）	・特になし（各種政策等の要因や課題等として扱う）	・特になし（各種政策等の要因や課題等として扱う）
6. 環境		・「大気質の保全」「水資源」「湿地」「野生生物生息地の保全」等 ・「景観配慮」「歴史資源の保全」等 ・下位計画に「文化資産計画」「記念碑・博物館マスタープラン」等 ・都市圏レベルは MWWOG の「大気環境計画」	・農地や緑地、水路や沿岸地域の保全・活用、景観配慮、歴史資源の保全に言及	・「廃棄物」「大気改善」「水質」「エネルギー」等総合的な指摘 ・環境面での持続的成長、資源の持続的利用等を追求 ・「都市デザイン」をはじめ、高品位な空間形成を追求	・森林と景観 ・農村と農業空間 ・河川、島、湿地帯 ・水資源等	以下について言及 ・天然資源の保護 ・ビオトープの保護・再生 ・自然・農村環境・景観保全 ・自然地区、自然保護地区、地域公園開発地区等の指定 など	・自然環境の保全 ・文化的使命 ・歴史的価値などの景観保全等
7. 安全・安心		・特になし ・NCPC の下位計画「都市デザイン・保安計画」で防犯面を補充	・特になし	・気候変化の過大、洪水危険性への対応 ・アフターダブル住宅の供給 ・研修機会、教育機会の提供等	・地下資源、水資源、水質 ・アフターダブル住宅の供給	・火災・災害救援 ・職・住・商の近接化 ・住環境の改善 ・住宅地近隣の教育機会の確保 ・外来医療サービス、障害者のケア・サービス ・亡命申請者・移住者の収容 など	・水面下地帯であることは前提であり、その上で、水面下地帯、湖沼地帯の開発等に言及
8. インフラ	交通体系	・DC 内の公共交通の整備 ・郊外部の交通体系のあり方 ・都市圏レベルは MWWOG の「長期・短期交通計画」	・カナダ首都圏計画に基づく交通整備戦略 (Strategic Transport Initiative) を策定中	・交通システムの仕組みづくりと段階的投資	・公共交通、道路、広域交通、物流の 4 点で章で構成	・分散集中構想と交通計画 ・近距離公共交通システムやパーク & ライドの考え方 ・自転車道の考え方 ・ベルリン・ブランデンブルグ新空港整備の方向 ・内陸港の拡張と内陸水路の活用 など	・効率的なネットワークの構築 ・湖沼地帯等の活用による旅行時間の短縮
	情報通信体系	・特になし ・地方政府計画等に依存	・特になし	・特になし	・情報ネットワークの章で言及	・特になし	・特になし
	水供給体系	・特になし ・地方政府計画等に依存	・特になし	・水供給の過大処理	・自然環境の保全の中で「水の供給・安全性向上」に言及	・水源の保護	・特になし
	エネルギー供給	・業務地配置とあわせエネルギー効率等に言及	・特になし	・資源の持続的活用	・エネルギーの章において、電力安定化と省資源等に言及	・様々なエネルギー源の多様な提供 ・再生可能なエネルギーの利用 など	・特になし
	下水道・廃棄物処理	・特になし ・地方政府計画等に依存	・特になし	・環境面での持続的成長	・特になし	・再利用とごみの少ない製品の創造 ・再利用できないごみの保管 など	・特になし
9. 沿岸域の利用		・特になし	・水路や沿岸地域の保全・活用に言及	・河川・運河ネットワークの活用	・自然環境の保全の中で、河川、島、湿地帯等について言及	・特になし	・工業・港湾コンプレックスの構築
10. 区域整備		・特になし	・自然遺跡エリア、緑地、公園等に色分けされている	・5 つの地区別の整備計画について言及	・8 つの地域別に整備方針を述べている ・整備区域等の設定はない	・特になし	・都市的土地利用、湖沼地区、世界遺産地区等の現況を踏まえた成長管理区域の方針を示す
摘要		—	・首都圏計画を上位計画として、マスタープラン、セクタープラン、エリア計画の計画体系を有している	・ロンドン計画のもと、関連計画及びセクタープランが整備中	—	・本計画は方針・原則・目標を示すに留まる。具体の整備等の計画は F プランや B プランに基づき行われる	—

出典：「平成十六年度国際比較による国土政策・大都市圏計画制度の現状に関する調査報告書」（国土交通省大都市圏計画課）

諸外国の首都圏計画 <アメリカ ワシントン大都市圏>

規模等	1DC、4市、6郡 / 人口：400万人 / 面積：6,200 km ²				
計画名称	連邦首都総合計画 Comprehensive Plan for the National Capital	策定主体	連邦首都計画委員会 National Capital Planning Committee (NCP C)		
策定根拠	連邦首都計画法（1951年）	策定年度	2004年	目標年度	2024年
位置づけ	首都圏の連邦政府の所有地整備に関する最上位の法定計画				
計画の性格	■「連邦首都総合計画」は、ワシントン首都圏に関する総合計画であるが、連邦所有地を中心とした首都建設計画としての性格を強く有している。ほぼ重複して形成されるワシントン大都市圏の広域政府が成長管理計画の策定に取り組んだところで、「連邦首都総合計画」においては、これら成長管理計画とあわせて将来像を実現することが記されている。				
背景と経緯	■世界で最も美しい首都「公園都市」の建設を一貫的な目標に掲げ、取り組む。専ら政府所有地に関する首都建設計画という色合いが強い。				
策定過程	■連邦政府及びワシントンDCからNCP Cに委員が派遣され、その責任下において計画が策定される。 ■基本的に、地域のジェネラルプランや開発政策との適合性等についても、NCP C内で検討が行われる。				
実施過程	■NCP Cは計画実施に関するコーディネート機能を有しており、短期・長期のプライオリティによる実施スケジュール、事業パートナー（民間を含む）などを策定し、大統領府での予算化とあわせて地方政府や民間とのパートナーシップのもとに実施に移される。 ■NCP Cは民間プロジェクトのプロポーザル等についても検討・承認を行う。				
計画評価	■NCP Cは、地方及び州政府によって承認された計画とのすりあわせを始め、プロジェクト（民間プロポーザルを含む）の事前評価を行う。 ■大統領府の予算化あるいは民間への開発許可等を行う。				
(参考) 国土計画と 政府間関係	■基本的な政府間関係は二層制であるが、地方自治制度を各州政府が独自に設計することから、各州によってその構造は異なり、多層制とも呼ばれている。 ■連邦制に基づき、州授権法により計画に関する機能を州政府に委譲しているため、基本的に連邦政府には計画権能がなく、国土レベルの計画は存在しない。 ■ただし、国家環境政策法（National Environmental Policy Act）等の環境法制が、州や地方政府の開発計画等に優先することがある。				

[illegible]

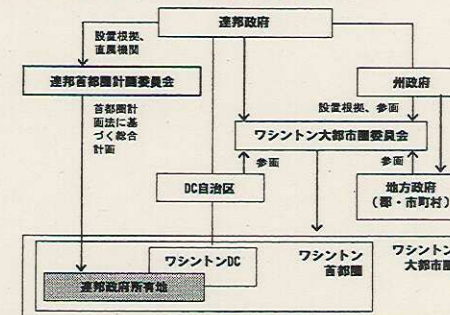
*連邦首都計画委員会：連邦首都計画法

一連邦政府は、計画機能を保全していない

一連邦政府所有地の総合計画（1973年まではDC全体を含む）

*ワシントン大都市圏委員会 (MWC0G) : 関係政府機関による非営利法人

一大都市圏のエリアの連邦・州・地方政府の機関+1郡



注) 実線は政府間関係、矢印は法的根拠・参画形態等を示す。

資料) 国土交通省国土計画局「平成 16 年度 国際比較による国土政策・大都市圏計画制度の現状に関する調査報告書」(平成 17 年 3 月)より作成

図表 ワシントン首都圏における計画体系

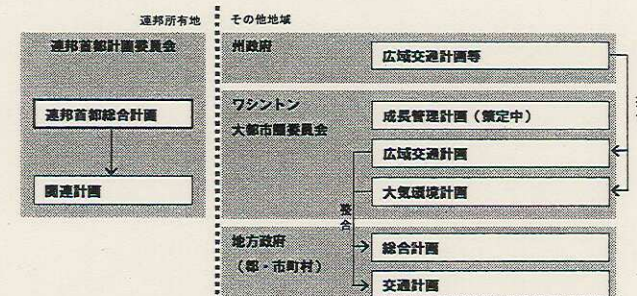
*連邦首都総合計画：首都圏計画法にもとづく法定計画

一主として連邦政府所有地に関する総合計画

*ワシントン大都市圏委員会：広域交通計画・環境計画等が上位計画

一成長管理計画の策定に取り組んだところ

* 関係政府機関の委員会への相互参画による調整機能



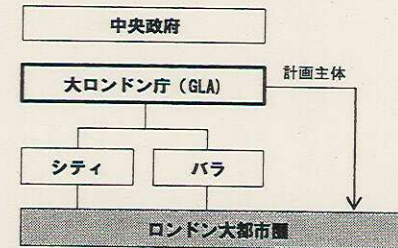
資料) 国土交通省国土計画局「平成 16 年度 国際比較による国土政策・大都市圏計画制度の現状に関する調査報告書」(平成 17 年 3 月)より作成

諸外国の首都圏計画 <イギリス ロンドン大都市圏>

規模等	1市32区 人口：600万人 424人/k㎡ 面積：1,698k㎡				
計画名称	ロンドン計画 Londo Plan	策定主体・性格	大ロンドン行政府 Greater London Authority(GLA) (地方政府)		
策定根拠	大ロンドン庁法 (1999年)	策定年度	2004年	目標年度	2020年
位置づけ	ロンドン大都市圏の総合計画 (法定計画)				
計画の性格	■「力強い多様な経済成長によるロンドンの反映」「社会問題の誘導と貧困・差別との戦い」の章において、経済、教育、福祉、差別問題等に関する政策が示されている。				
背景と経緯	■産業構造の変化やスプロール、対EUポテンシャルの顕在化などをあわせ、都心部の再生と多芯型パターンによる地域再編を行う。				
策定過程	■英国では、ロンドン大都市圏にのみ大ロンドン行政府 (GLA) が設置されており、首都圏計画の権限は、公選のロンドンメイヤーが有する。 ■GLA が作成した政策及びビジョンを、議会・ロンドン開発局等と協議し、政府系委員会のコンサルテーション、市民とのオープンセッション等を経て策定された。なお、区及び市民との協議は制度外の協議として行われた。				
実施過程	■実施に必要な政策と資源はロンドンメイヤーが管理し、その上で、GLA グループのロンドン交通局 (TfL) が交通部門を、ロンドン開発局 (LDA) が経済開発・再生を受け持つ。				
計画評価	■6分野の評価視点が示され、年度報告書として公表される。 ■評価は、GLA、ロンドン開発局、ロンドン交通局、ロンドン行政府のアソシエイツ等によって行われる。				
(参考) 国土計画と 政府間関係	■英国は、ロンドンと大都市圏において一層制がとられていたが、1999年に大ロンドン庁法に基づく大ロンドン行政府 (GLA) の設立により、ロンドンのみ二層制が執られることとなった。また、非大都市圏は、一層・二層の混在制が継続している。 ■国土計画を有さない英国では、中央政府が、地方政府等において都市計画方針を策定する際の指針として「計画方針文書」を発効しており、上位計画・方針的に機能している (法的拘束力はないが、逸脱すべきではないとされている)。同文書中、中央政府の出先機関により作成される「地域計画指針 (RPG。日本の大都市圏計画に相当)」が最上位計画となっている。 ■ロンドン都市圏においては、大ロンドン行政府 GLA が空間開発戦略 SDS を策定し、他地域では地域計画組織 RPB が、空間戦略 RSS を策定する。その下に RPG を考慮した上でユニタリーディベロップメントプラン・ストラクチャープランを策定する。				

図表 政府間関係と策定主体

- *決定権者 ロンドンメイヤー：1999年 大ロンドン行政庁法
・策定主体：大ロンドン行政庁：1999年大ロンドン行政法
策定主体は、政府間関係内に位置づけられている。

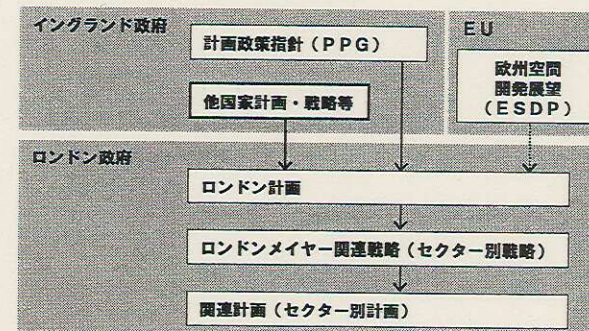


注) 実線は政府間関係、矢印は法的根拠・参画形態等を示す。

資料) 国土交通省国土計画局「平成16年度 国際比較による国土政策・大都市圏計画制度の現状に関する調査報告書」(平成17年3月)より作成

図表 ロンドン大都市圏における計画体系

- *ロンドン計画は、大ロンドン庁法に基づく法定計画
ーロンドン大都市圏の計画としては、最上位計画になる。
ー計画政策指針を踏まえ、政府のセクター計画等を考慮して策定
*EUの構造基金等の導入を意識
*ロンドン計画に基づき、各種関連計画が策定される
ーロンドンメイヤー関連の戦略、ー関連計画 (セクター別)



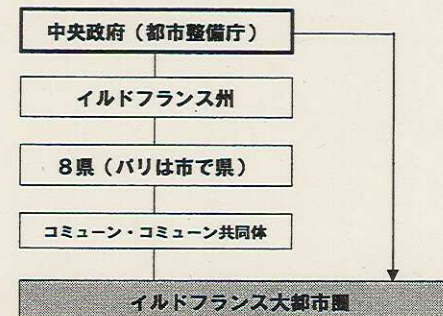
注) 実線矢印は、計画の整合、波線矢印は関連計画

資料) 国土交通省国土計画局「平成16年度 国際比較による国土政策・大都市圏計画制度の現状に関する調査報告書」(平成17年3月)より作成

諸外国の首都圏計画 <フランス パリ大都市圏>

規模等	1市7県(パリは市であり県) 人口:930万人 775人/k㎡ 面積 12,000km ²				
計画名称	イルドフランス州マスタープラン Schéma Directeur Ile-de France	策定主体 ・性格	国土整備庁(政府機関) La Délégation al' aménagement du territoire et al' action régionale(DATAR)		
策定根拠	都市計画法典(1973年)	策定年度	1994年	目標年度	2015年
位置づけ	州整備の最上位計画(法定計画)				
計画の性格	■中央政府の都市整備長が策定するイルドフランス大都市圏の総合計画であり、首都が位置することから、他の大都市圏とは計画スキームが異なり、「地域整備指針」と「地域総合計画」を1つとした性格を有する。				
背景と経緯	■産業構造の変化への対応とスプロールの抑制、そしてヨーロッパにおける都市間競争の激化に対応し、都市圏としての確固たる地域を構築する必要があった。				
策定過程	■策定主体は、政府の国土整備庁(DATAR)であるが、実際の策定権限は中央政府から派遣される州長官である。 ■実質的な計画策定は DATAR の地方部局が中心となっており、地方政府等の意向調整等も行われる。計画の採択権限はイルドフランス州議会が有する。				
実施過程	■中央政府と州政府は、7年間の「計画契約(Contrat de Plan)」を締結する。計画内容は、各県・コミューン等の代表も参加し、課題の緊急度等を踏まえ内容や事業費等を決定する。 ■州とコミューンの間では、都市圏契約や特別地域契約を結び、各ステークホルダーが共同で実施にあたる。				
計画評価	■計画等の実施評価については、政府間契約である「計画契約(Contrat de Plan)」に示される評価項目に従って行われる。 ■個別プロジェクトごとに評価し、計画総務庁(Commissariat Général qu Plan)が判断し、評価は7年間の中間時及び終了時に行われる。				
(参考) 国土計画と 政府間関係	■基本的な政府間関係は三層制である。市町村に相当するコミューンが極めて細分化されているため、計画の策定などにあたっては、基礎自治体間協力公施設法人(EPCI)などとして、コミューン共同体がこれにあたるケースが多い。また、県は、計画策定主体としての位置づけはなく、計画への情報提供や意見、修正要求を行う。 ■地方分権によって、政府が「地域整備指針(DAT)」による都市圏の整備方針を描き、地方政府等が地域総合計画(SCOT)による整備計画を策定するという役割分担に移行するなか、パリ大都市圏においては、首都パリが位置するという理由から、地方分権の対象とはならず、政府主導による総合計画が策定されている。				

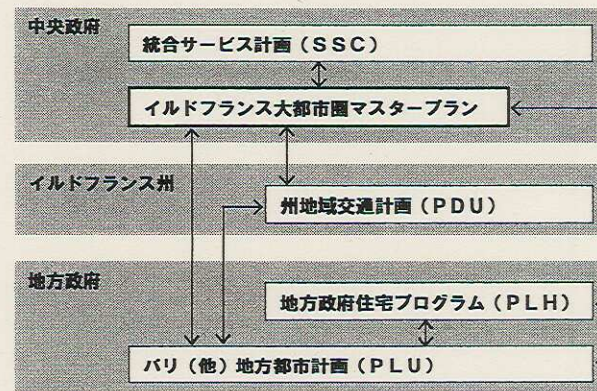
図表 政府間関係と策定主体



注) 実線は政府間関係、矢印は法的根拠・参画形態等を示す。
資料) 国土交通省国土計画局「平成16年度 国際比較による国土政策・大都市圏計画制度の現状に関する調査報告書」(平成17年3月)より作成

図表 イルドフランス大都市圏の計画体系

- *イルドフランス大都市圏マスタープランは、政府が策定する「地域整備指針(DAT)」と、州政府が策定する「州整備開発計画(SRADT)」が一体となった計画と理解される。
- *関連計画: 地域交通計画(PDU)、住宅プログラム(PLH)
- *地方政府計画単位は、コミューン共同体やコミューンによって異なる。



資料) 国土交通省国土計画局「平成16年度 国際比較による国土政策・大都市圏計画制度の現状に関する調査報告書」(平成17年3月)より作成

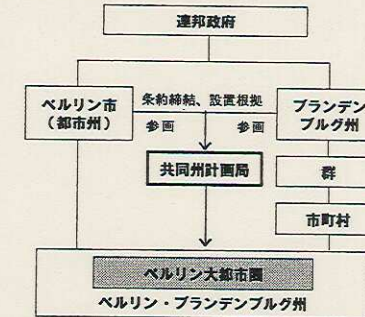
諸外国の首都圏計画 <ドイツ ベルリン大都市圏>

規模等	1都市1州 人口：218万人 801人/k㎡ 面積：5,367k㎡			
計画名称	地域共同発展プログラム Landesentwicklungsplan	策定主体 ・性格	ベルリン・ブランデンブルグ共同州計画局 Gemeinsame Landesplanungsa bteilung der Länder Berlin und Brandenburg (州 間条約に基づく州間機関)	
策定根拠	1965年連邦地域計画法	策定年度	1998年	目標年度 2010年
位置づけ	両州整備の最上位計画(法定計画)			
計画の性格	■同計画は、「州政府の空間開発計画と広域計画とを合わせた性格を有する、ベルリン・ブランデンブルグ州の条約に基づく法定計画である。このうち、ベルリン都市圏は「ベルリン近郊共同地域発展計画」の形で示されている。			
背景と経緯	■東西独統合によるベルリン統一と首都建設及びブランデンブルグと連携した分散型都市システムによる首都圏機能の強化が必要とされていた。			
策定過程	■ベルリン・ブランデンブルグ双方において、6回の説明会を実施し、関係機関の意見等を反映した。 ■必要に応じて、州計画議会に諮り、議会提出によってオーソライズされている。2010年を目処に改訂が行われる予定である。			
実施過程	■計画の実施は、市町村の土地利用計画(Fプラン)や地区詳細計画(Bプラン)に基づき行われるが、通常行政は、建築行為を行わないため、実効性の低い計画になっている。そこで、官民の実施契約を条例化でき、期間内に実施されない場合は廃止される「建築案及び地区整備プラン(VEプラン)」制度が導入されている。			
計画評価	■LEPeVに示された25の目標と52の検束について、2年ごとにモニタリングを行うが、すべての項目について行うことはない。 ■評価は主に、宅地開発予定地域の優先順位の設定、開発抑制地域と緑地保全地域のモニタリングに関して行われているという。「地域発展計画」で設定された機関・目標に関する包括的な評価・検証は、策定10年後に実施される予定である。			
(参考) 国土計画と 政府間関係	■基本的な政府間関係は三層制であるが、国家成立の過程から、連邦政府と州政府が明確な分権構造を有する点が特徴である。連邦および州の両政府によって、国家機能が形成されるといわれている。 ■連邦法において計画機能は州政府に与えられ、州政府が独自に制度設計を行うことが規定されている。連邦政府は、「連邦国土整備計画」を有するが、州計画等の取りまとめる性格が強く、限定的ながらこれと整合して州計画、その下に広域計画が策定される。広域計画は、州によって共同組合が結成されない場合や計画そのものが策定されない場合がある。なお、ベルリン・ブランデンブルグのように、州・都市州間で条約等を結び、共同広域計画等を策定する場合がある。この体系にもとづき、地方政府は「土地利用計画」「建築指導プラン」を策定するが、計画体系の対流原理によって、下位政府が計画高権を有する事項については、上位計画がこれに適合するよう調整を行わなければならない。			

図表 政府間関係と策定主体

*共同州計画局：ベルリン・ブランデンブルグ計画条約

ーベルリン・ブランデンブルグ両州の広域計画主体



注) 実線は政府間関係、矢印は法的根拠・参画形態等を示す。

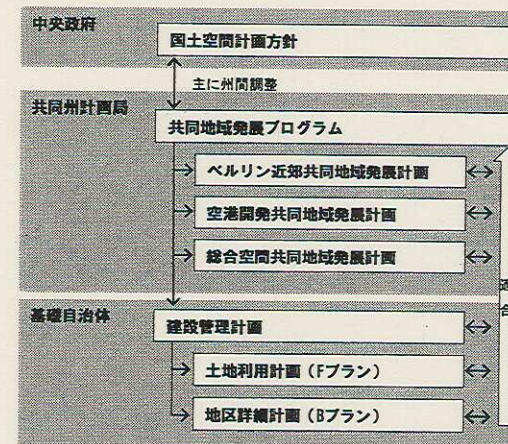
資料) 国土交通省国土計画局「平成16年度 国際比較による国土政策・大都市圏計画制度の現状に関する調査報告書」(平成17年3月)より作成

図表 ベルリン大都市圏における計画体系

*共同地域発展プログラム：連邦地域計画法にもとづく法定計画

一条約により2州間の共同プログラムとして策定

*直線的上下関係の一報、地方政府の高権に基づき下位計画の重要度が上位計画の適合を促す、対流原理が用いられている。



資料) 国土交通省国土計画局「平成16年度 国際比較による国土政策・大都市圏計画制度の現状に関する調査報告書」(平成17年3月)より作成

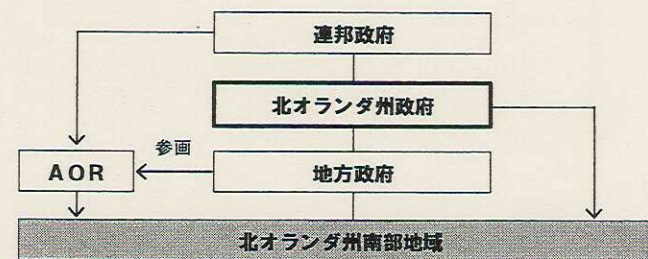
諸外国の首都圏計画 <オランダ アムステルダム大都市圏>

規模等	8市町村 人口：144.8万人 724人/k㎡ 面積2,000km ²				
計画名称	北オランダ州南部地域計画 Nord Holland Zuid Streekplan	策定主体 ・ 性格	北オランダ州政府 Province Noord Holland		
策定根拠	空間計画法等	策定年度	2003年	目標年度	2020年
位置づけ	国土整備計画に基づく第二位計画（法定計画）				
計画の性格	■空間計画法等に基づく法定計画であり、アムステルダムを含む北オランダ州南部地域として規定されている。計画体系が全国的に統一され、大都市圏という概念はない。				
背景と経緯	■欧州間での都市間競争の激化、国内の民間市場開放などの新たな局面に面し、EU政策との整合や地域の独自性に基づく計画策定が要求されていた。				
策定過程	■計画策定は州議会が権限を有し、州執行部において計画が策定される。委員会を設置し、意見聴取等を中心に近隣州との調整や市町村、そして水利組合などとの協議を行うこととなる。 ■これら調整・協議の後、縦覧に付され意見・申し立て等を反映した後、州議会に上程し計画決定される。				
実施過程	■オランダで測地的かつ法的に拘束力を持つのは市町村の用途計画であり、開発行為等を行う場合には、これに基づいた区域指定等が行われ、開発の種類に応じて施工許可、建設許可等を申請し、計画と整合するものに実施許可が与えられる。				
計画評価	■空間開発の責任者が政策方針と評価基準に基づき年次報告書を策定、州政府に報告を行う。 ■年次報告書は、詳細な情報と注意深い観察によってプロジェクトの問題等を明確にし、特定されたプロジェクトは、継続可能な理由等を付し、空間開発の責任者らは政策スケジュール等を見直す。				
（参考）	■基本的な政府間関係は二層制であり、中央集権勝つ地方自治と言われている。法的拘束力を持つ実質的な計画権能は市町村が融資、州が連邦政府と市町村との調整機能を有している。なお州と市町村の間に位置し、計画協議等に参画する水利組合も、重要な役割を持っている。				
国土計画と政府間関係	■国（中央政府）が策定する第5次国土空間計画の中では、市街化区域と保護区域という新しい概念が導かれ、これに従い、州（12）が地域計画（Streekplan）においてエリアを定め、市が線を引いている。 ■首都圏という形はなく、アムステルダム大都市圏においても、他の州と同様に、空間計画法等を根拠として地域計画が策定されている。				

图表 政府間関係と策定主体

*アムステルダム地域協議会 (AOR) : 2003 年共同統制法

- ・広域交通計画実施の調整機構として設立。
- ・後に法的根拠が整う。



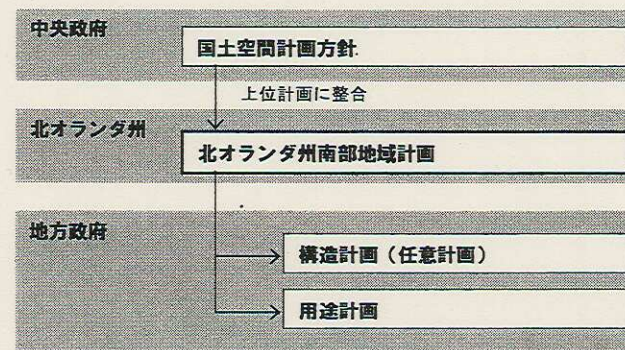
注) 実線は政府間関係、矢印は法的根拠・参画形態等を示す。

資料) 国土交通省国土計画局「平成 16 年度 国際比較による国土政策・大都市圏計画制度の現状に関する調査報告書」(平成 17 年 3 月)より作成

図表 北オランダ州南部地域計画の計画体系

*国土空間整備方針から用途計画まで、直線的な上下関係を確立。

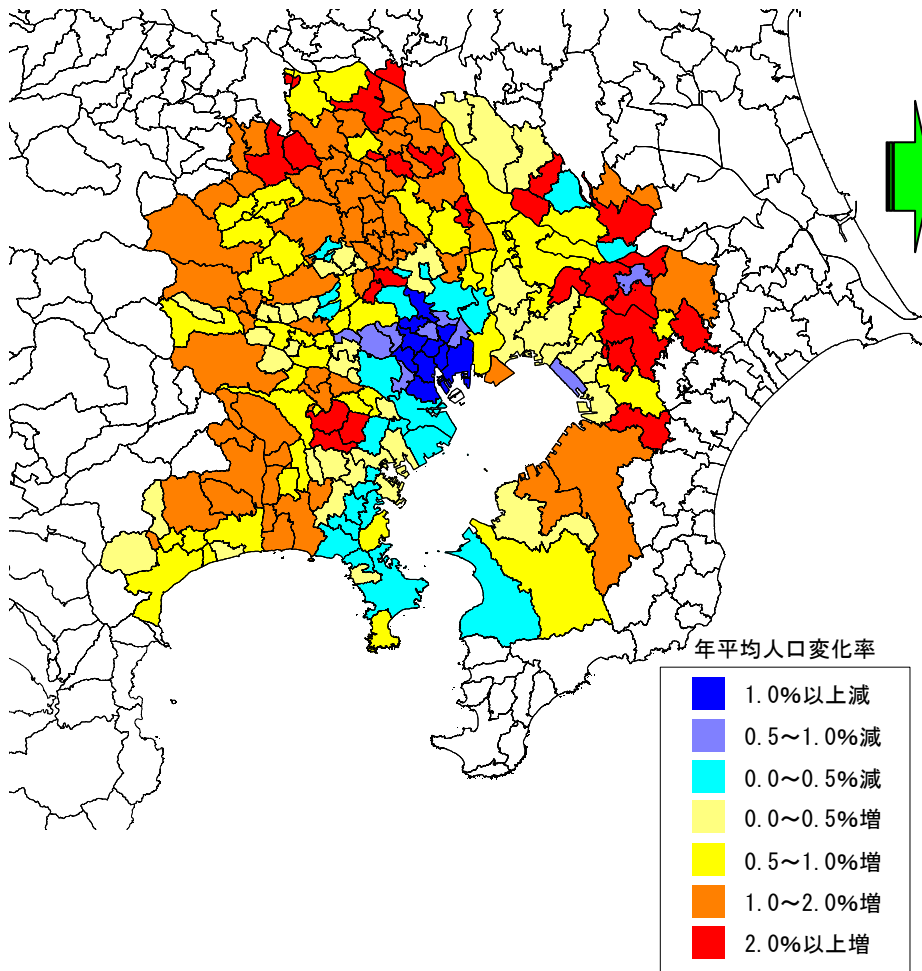
*構造計画:任意計画だが策定の際には上位計画および下位の用途計画との整合が要求される。



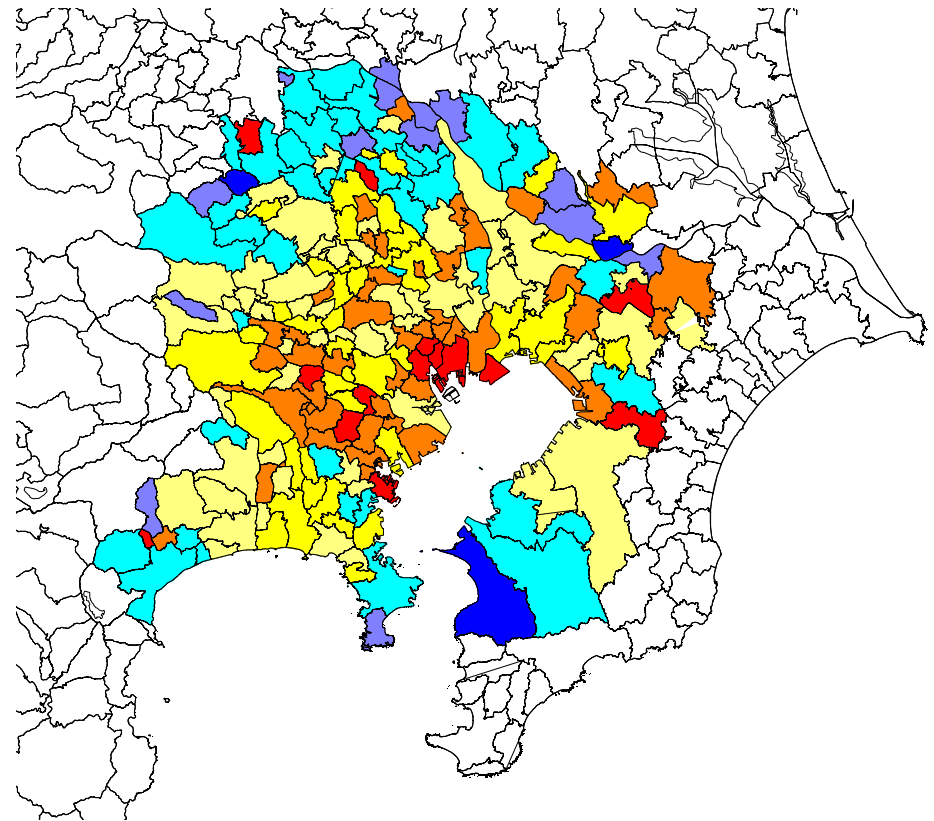
資料)国土交通省国土計画局「平成16年度 国際比較による国土政策・大都市圏計画制度の現状に関する調査報告書」(平成17年3月)より作成

首都圏既成市街地及び近郊整備地帯における人口増減

平成2年→平成7年



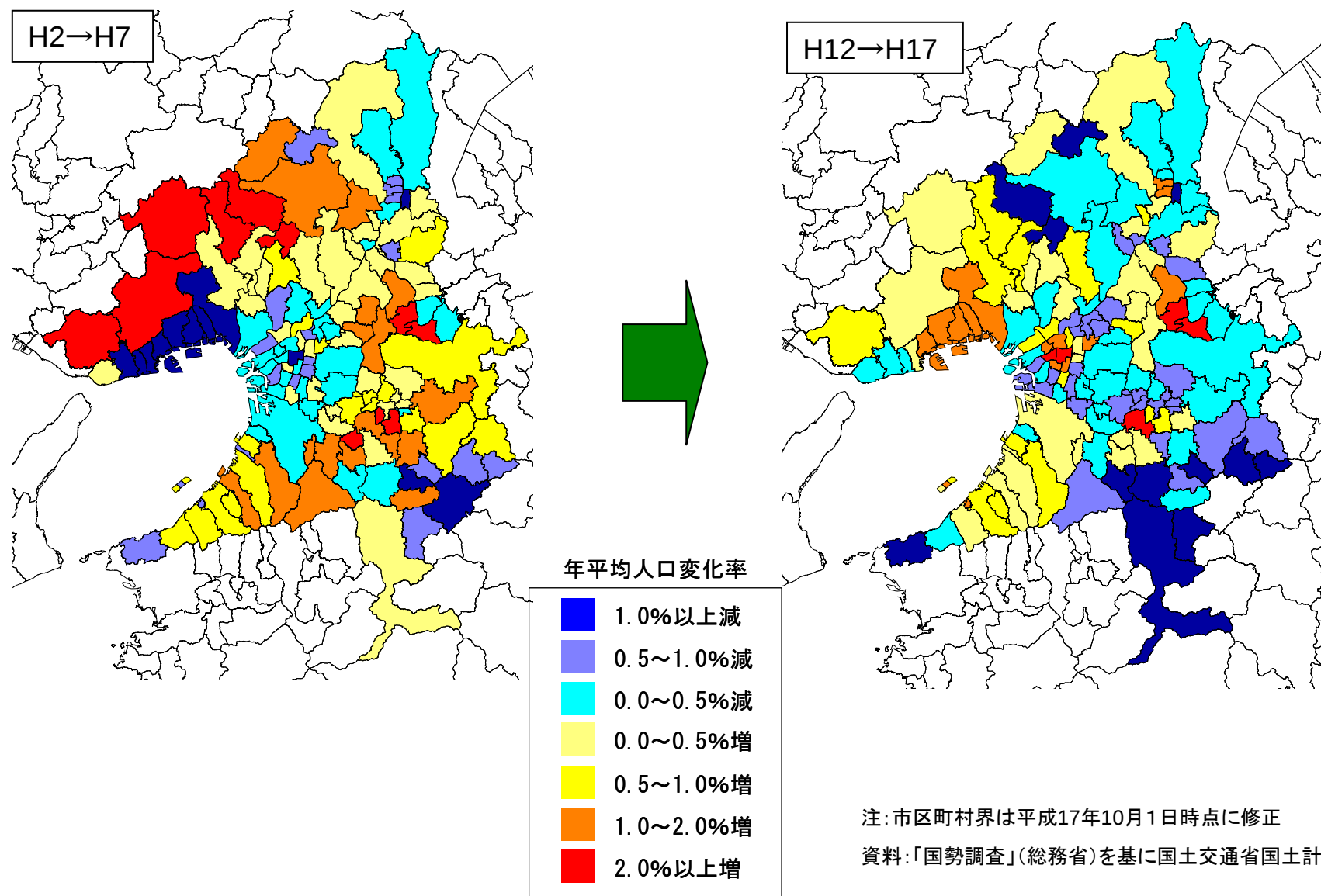
平成12年→平成17年



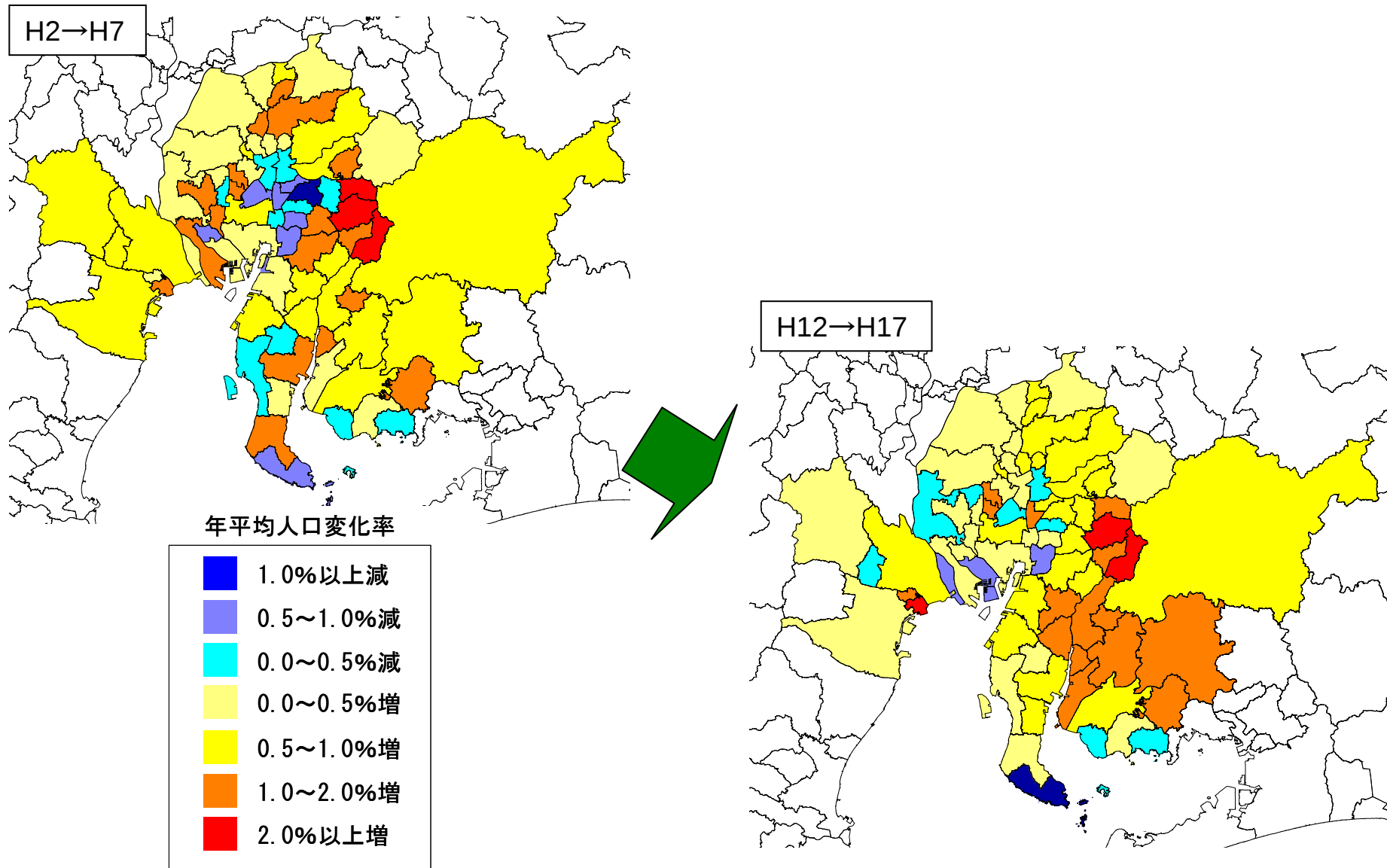
注：市区町村界は平成17年10月1日時点に修正

資料：「国勢調査」(総務省)を基に国土交通省国土計画局が作成

近畿圏既成都市区域及び近郊整備区域における人口増減



中部圏都市整備区域における人口増減

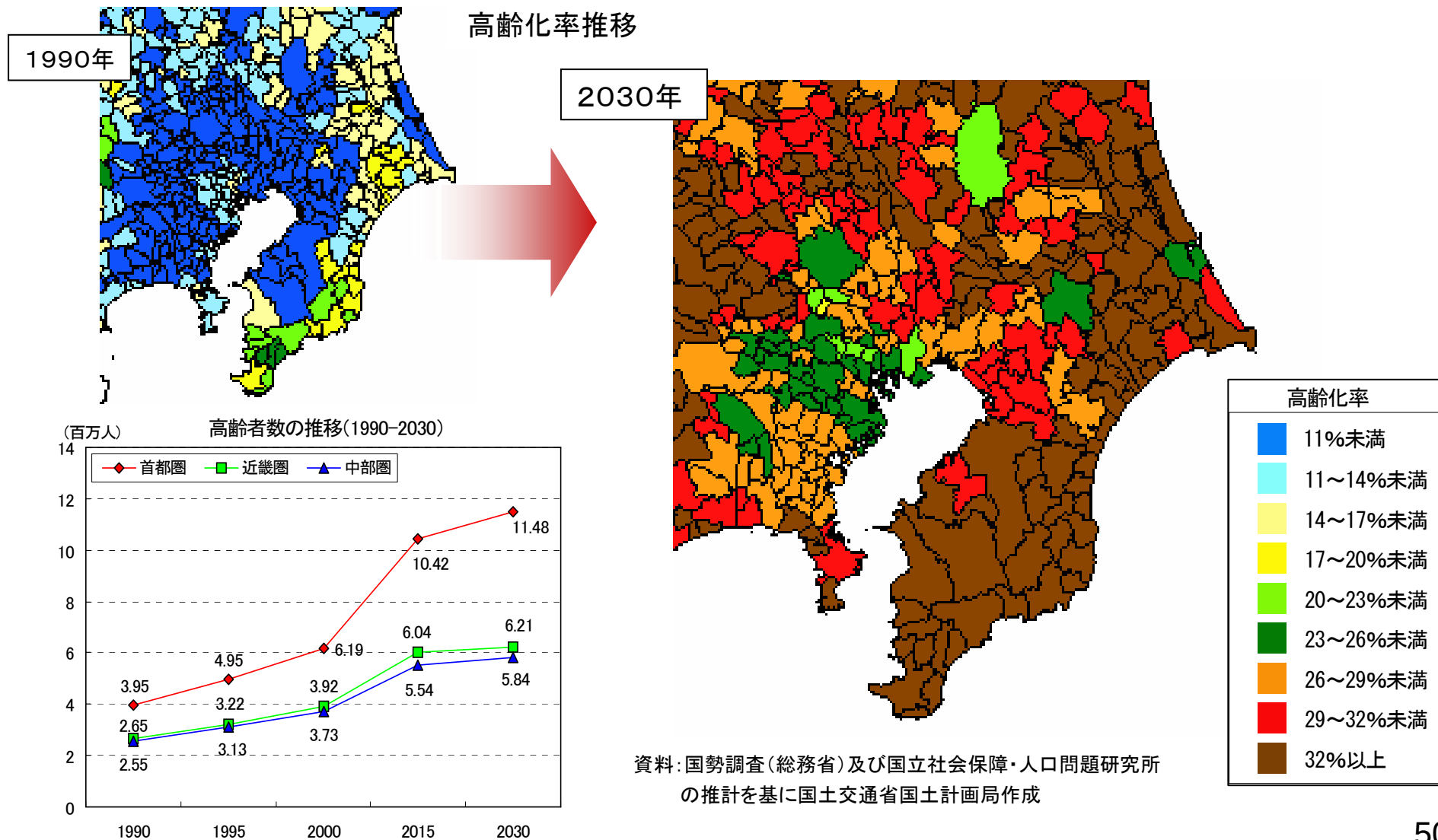


注: 市区町村界は平成17年10月1日時点に修正

資料:「国勢調査」(総務省)を基に国土交通省国土計画局が作成

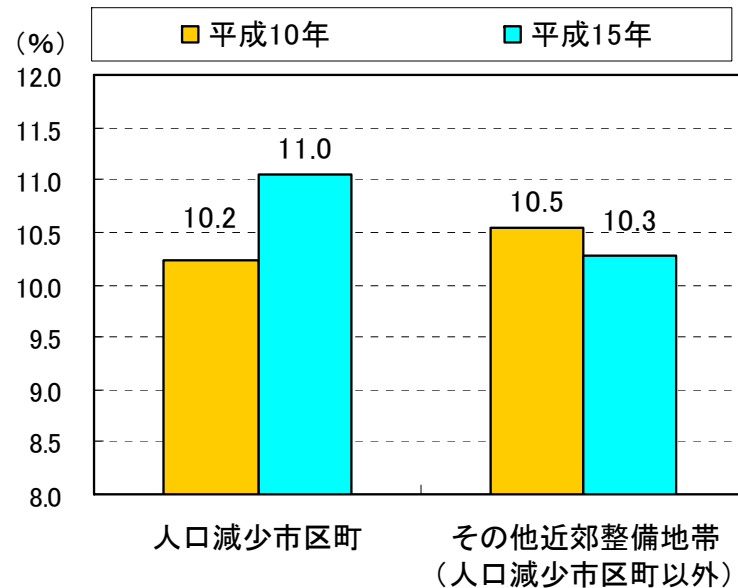
高齢化の進展

将来、首都圏においても大規模かつ急速な高齢化の進展が予測される。
ニュータウンのオールドタウン化等が懸念される。



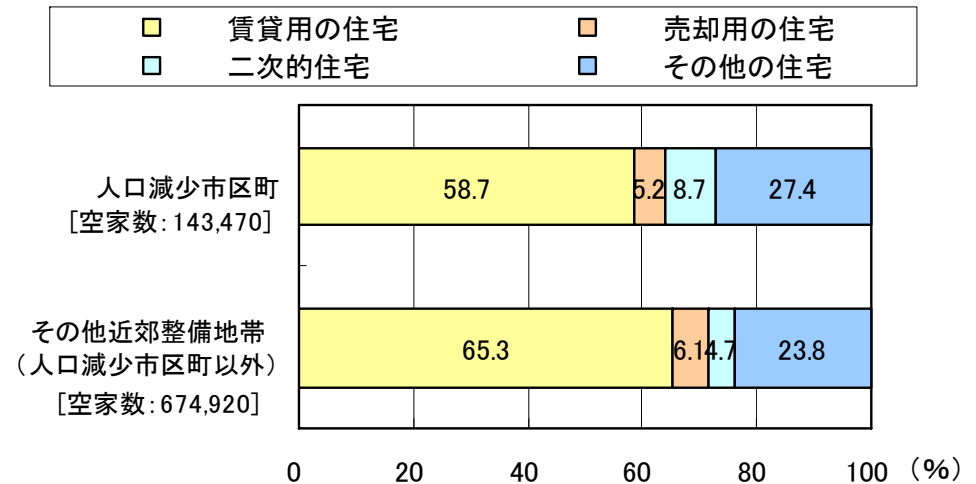
首都圏近郊整備地帯における空き家の状況

図 近郊整備地帯における空き家率の推移
(平成10→15年)



資料:「住宅・土地統計調査」(総務省)により国土交通省
国土計画局作成

図 近郊整備地帯における空き家の内訳 (平成15年)



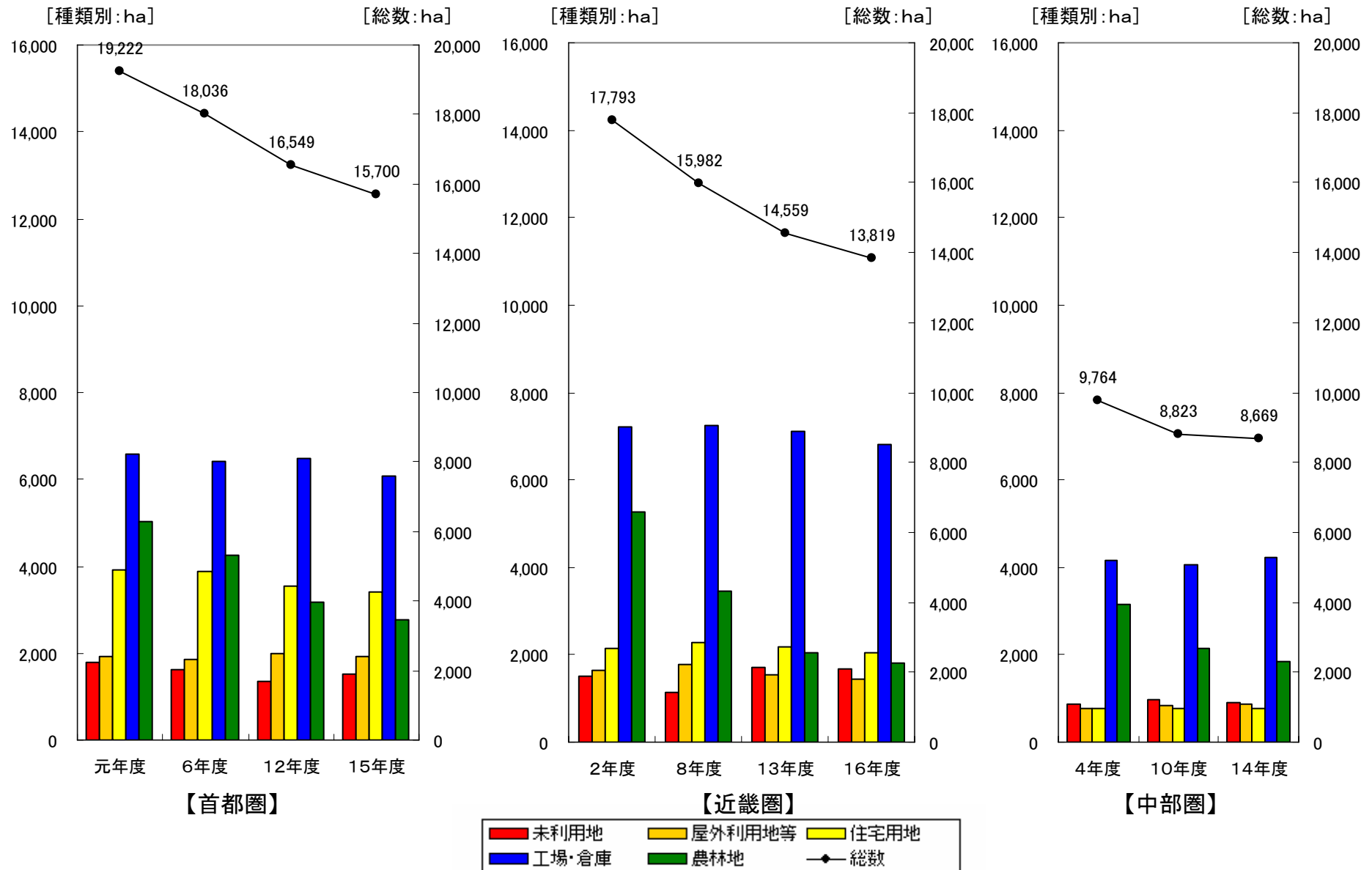
注:「二次的住宅」とは避暑用等のふだんは人が住んでいない住宅を指す。

資料:「住宅・土地統計調査」(総務省)により国土交通省国土計画局作成

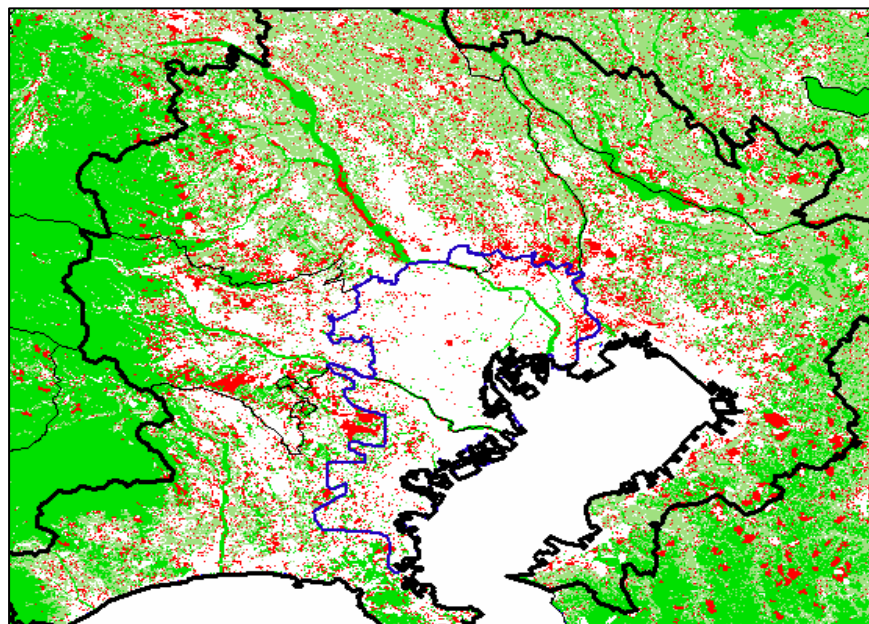
将来の人口動向(国立社会保障・人口問題研究所の人口推計)と
首都圏近郊整備地帯の自治体の状況
～首都圏の近郊都市へのヒヤリング結果～

		人口増加	人口減少（市も人口減少と想定）	人口減少（市は人口増加と想定）
		<5市>	<4市>	<3市>
(1)自治体の人口想定		・開発により、増加と予想。（1市） ・10～15年後に団塊の世代や少子化により、減少に転じると想定。（3市）	・転出入の人口の変化により、減少と認識。（2市） ・団塊の世代・高齢化などにより、増加から減少に転じると想定。（2市）	・開発や交通機関の整備により増加と想定。（3市）
(2)自治体の問題認識				
	①地域経済の衰退	－	当面の問題（1市）	当面の問題（1市）
	②税収の減少	－	当面の問題（2市）	当面の問題（1市）
	③施設・サービス	人口増加に対して不足（2市） 人口減少による維持困難（2市）	人口減少による維持困難（2市）	人口増加に対して不足（1市）
(3)市街地・土地利用の状況				
	市街化など	開発による拡大（2市） 開発を抑制（1市）	開発による拡大（1市） 開発を抑制（1市）	開発による拡大（1市） 生産緑地の転用（1市）
	住宅地開発	実施中（3市） 計画あり（1市）	実施中（3市） 計画あり（1市）	実施中（3市） 計画あり（1市）
(4)市民生活				
	①医療施設	新設（3市）	新設（1市）	新設（1市）
	②交通機関	市独自のバス運行あり（2市）	市独自のバス運行あり（4市）	市独自のバス運行あり（3市）
(5)当面・中長期の問題		・住宅開発による人口増加に対して、公共施設の配置や交通機関の見直し等が必要となる。民間開発のコントロールが問題	・過去の質の低い宅地開発により形成された住宅地が魅力に欠けているため、若年層の転出が進む	・農地の荒廃（後継者不足）

大都市圏における大規模低密度利用地の状況について



首都圏近郊整備地帯等における緑地の減少状況

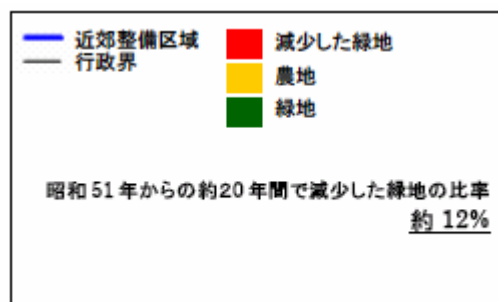
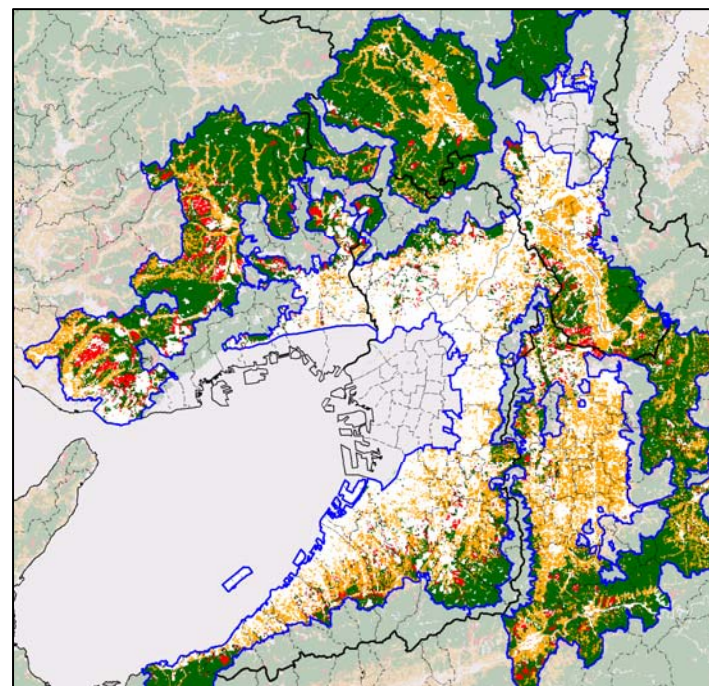
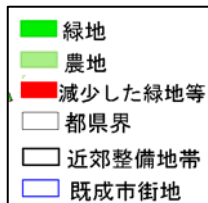


首都圏における緑地の減少面積
(昭和51年～平成9年の緑地の減少面積)

(単位: Km²)

	区域面積	緑地面積 (昭和51年)	平成9年まで に減少した 緑地面積	昭和51年の緑 地面積に対する 減少率(%)
既成市街地	1,239	92	45	49.2
近郊整備地帯	7,277	4,100	448	10.9

出典: 国土数値情報



首都圏における緑地の減少
(昭和51年～平成9年の緑地の減少率)

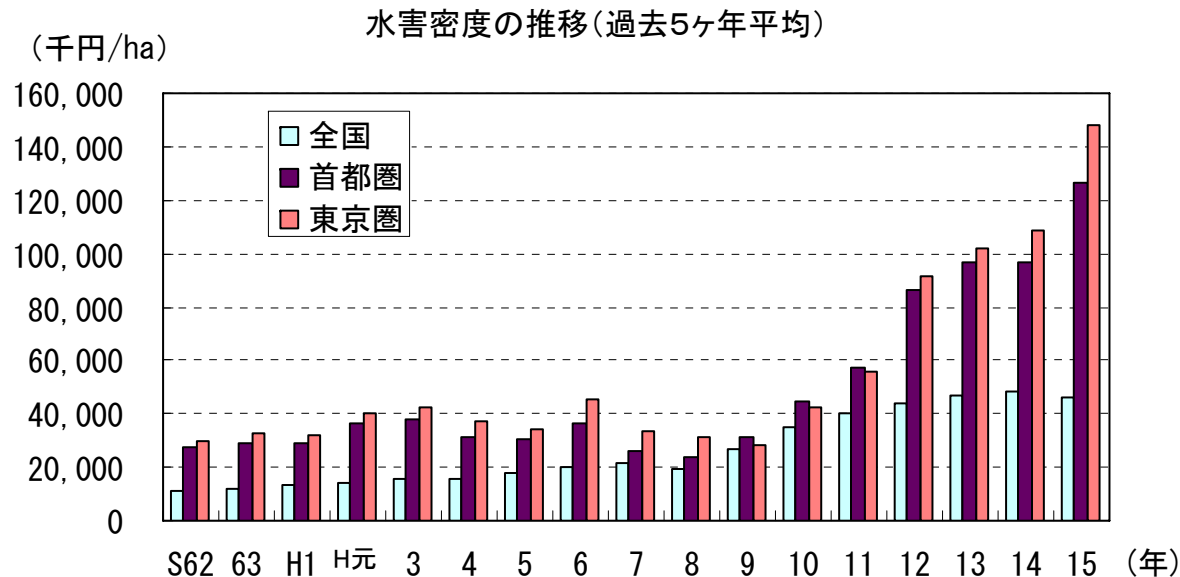
近畿圏における緑地の減少
(昭和51年～平成9年の緑地の減少率)

首都圏における水害密度の状況

首都圏では、水害密度*が全国平均より高い値を示している。
近年、例年の約2倍もの数値を示しており上昇傾向にある。
集中豪雨による都市型水害も発生している。

* 水害密度

宅地等が水害により被った単位浸水面積当たりの一般資産被害額



注1: 水害密度は営業停止損失分を含む

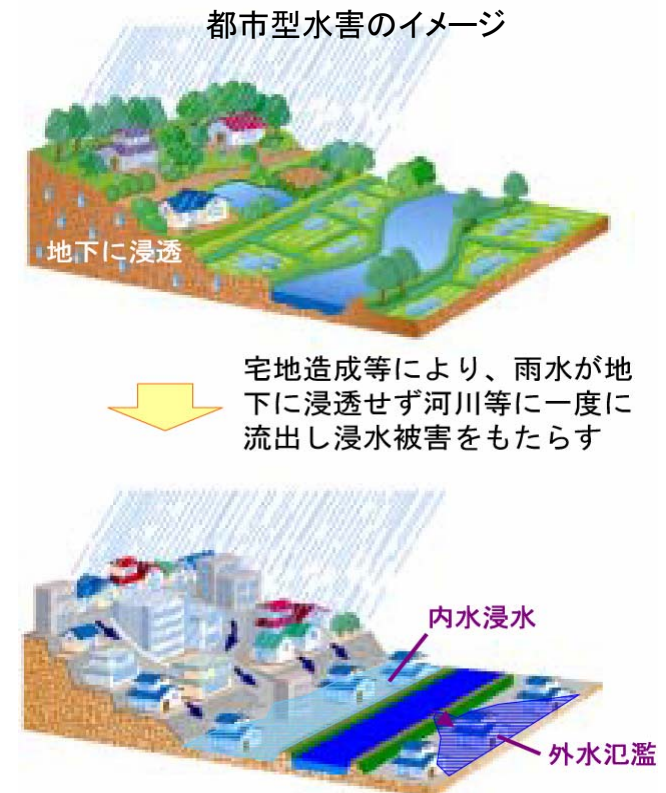
注2: 経年比較のため平成7年価格にて算出

資料:「水害統計」(国土交通省)により国土計画局作成

千葉県船橋市における浸水被害状況



都市型水害のイメージ



資料:国土交通省

大都市圏に集中する密集市街地

○大都市圏に集中する密集市街地

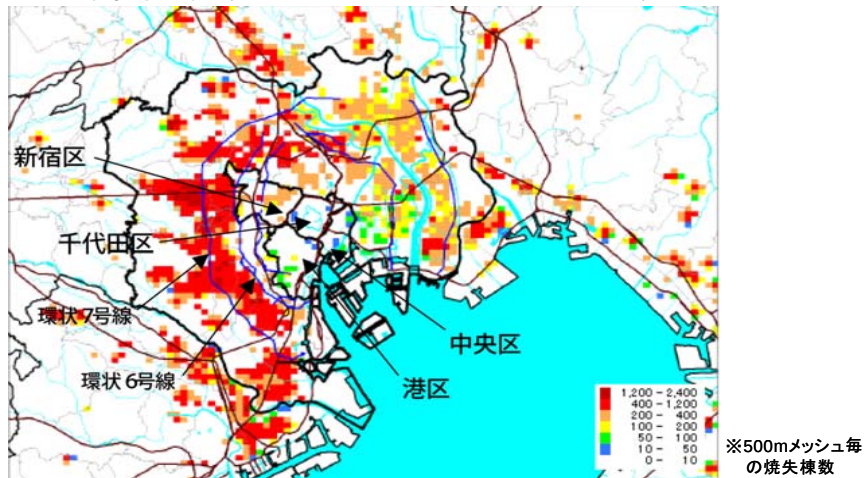
- ・危険な密集市街地は、首都圏及び近畿圏で全国の9割

○密集市街地を中心に甚大な地震被害

- ・想定される焼失家屋分布は、密集市街地の分布とほぼ一致
→建物被害の約8割、人命被害の半数以上は火災が原因

【焼失家屋の分布】

例：東京湾北部地震M7.3(冬夕方18時、風速15m/s)の場合



(出典)首都直下地震対策専門調査会資料

【大都市における災害危険度】

都市	リスク指数
東京・横浜	710.0
サンフランシスコ	167.0
ロサンゼルス	100.0
大阪・神戸・京都	92.0
ニューヨーク	42.0

(出典)ミュンヘン再保険会社アニュアルレポート

※リスク指数は、(1)地震、台風等の発生危険性、
(2)住宅の構造特性、住宅密度、都市の安全対策水準をもとにした脆弱性、(3)経済上の影響規模の3つの指標からなる。日本の大都市は特に(1)及び(3)の災害危険度が高い。

三大湾における高潮危険地域

ゼロメートル地帯の現状

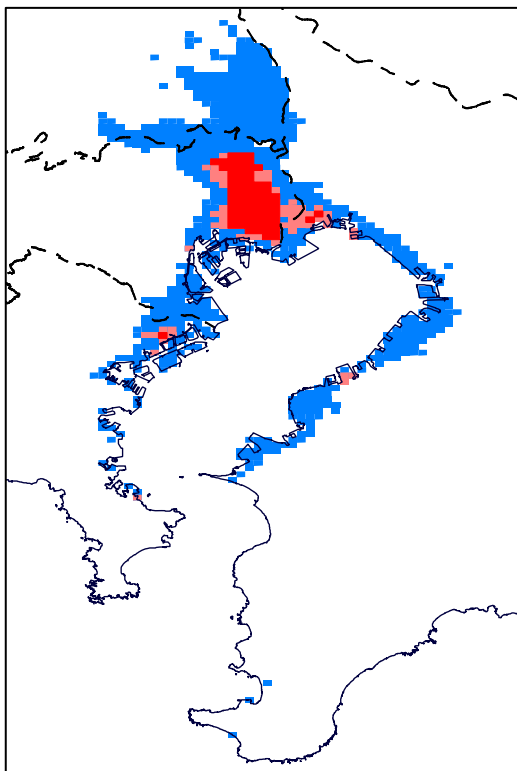
* 面積、人口は朔望平均満潮位以下の数値

三大湾合計

面積 577km²
人口 404万人

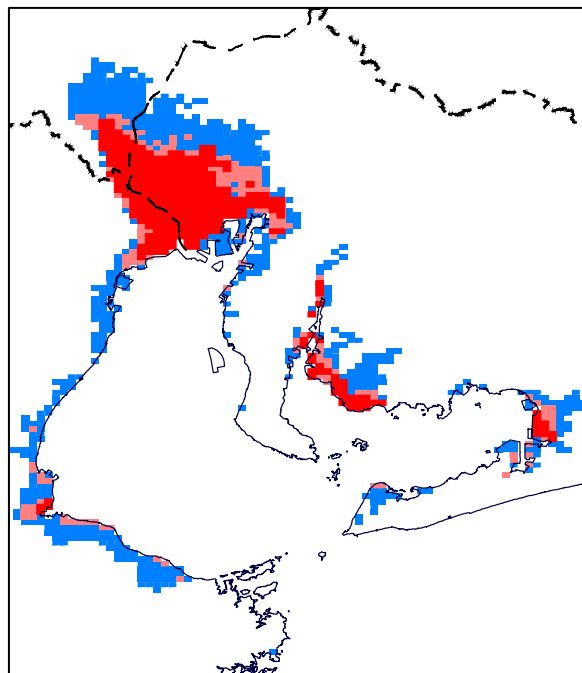
東京湾(横浜市～千葉市)

面積 116km²
人口 176万人



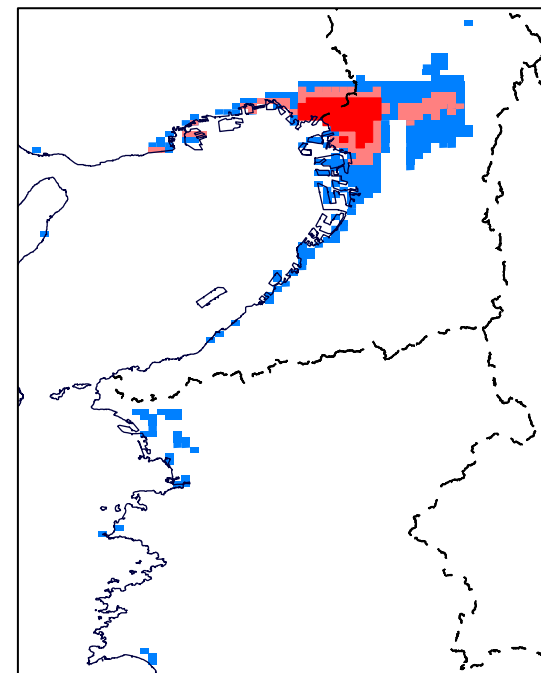
伊勢湾(川越町～東海市)

面積 336km²
人口 90万人



大阪湾(芦屋市～大阪市)

面積 124km²
人口 138万人



■ : T.P.±0m以下
■ : 朔望平均満潮位以下
■ : 計画高潮位(HHWL)以下

※河川・湖沼等の水面の面積については含まない

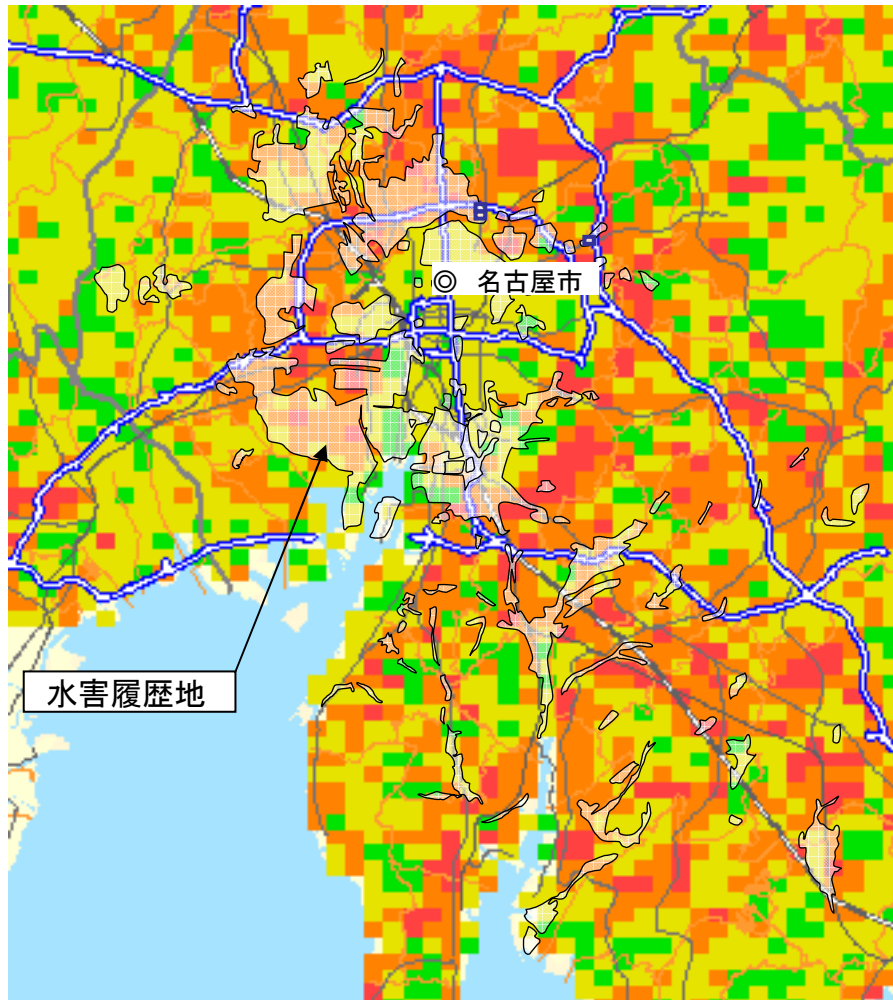
※国土数値情報をもとに作成

3次メッシュ(1km×1km)の標高情報が潮位を下回るものを図示

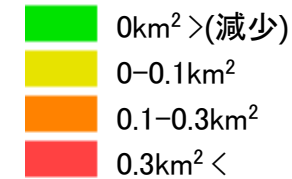
面積、人口の集計は3次メッシュデータにより行っている

出典:ゼロメートル地帯の高潮対策検討会資料(国土地理院地図を元に国土交通省が作成)

中部圏都市整備区域における水害履歴地の土地利用状況



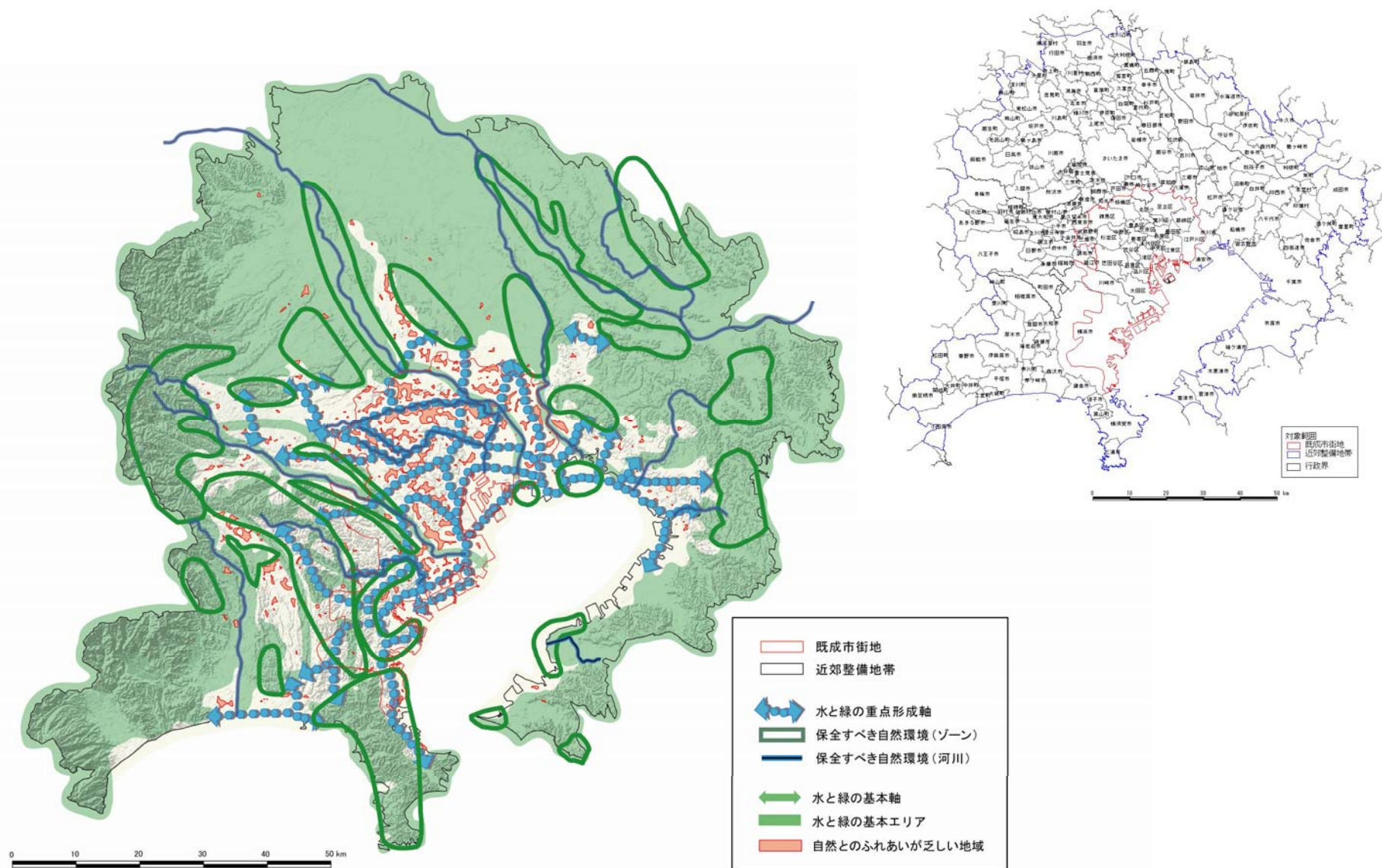
都市的土地利用面積の変化
(昭和51年→平成9年)



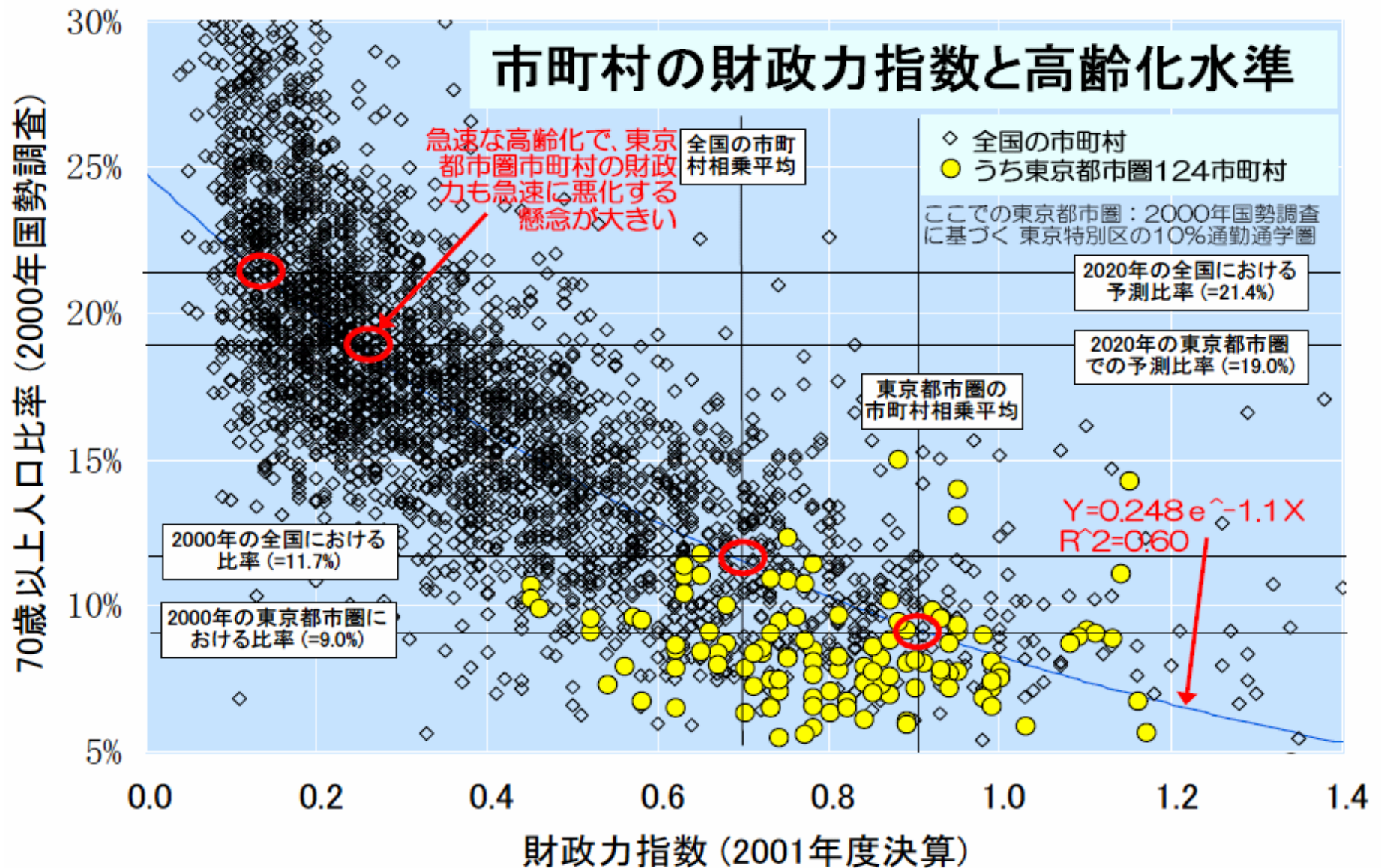
※国土数値情報土地利用メッシュの面積項目
(田、その他農用地、森林、荒地、建物用地、
幹線交通用地、その他の用地河川及び湖沼、
海浜、海水域、ゴルフ場)のうち「建物用地、
幹線交通用地、その他の用地」を都市的土
地利用として分類。各メッシュ(1km^2)ごとの
都市的土地利用面積の変化を確認。

水害履歴地: 「天白川はじめ7河川」浸水実績図(愛知県ほか)より
対象洪水: S49.7, S50.7, S51.9, H3.9台風豪雨, H12.9豪雨

首都圏の都市環境インフラのグランドデザイン



市町村の財政力と高齢化水準



出典：経済財政諮問会議 21世紀ビジョン生活・地域WG第6回

藻谷浩介委員提出資料